独立行政法人国立国際医療研究センター 平成25年度業務実績評価シート

<u> 国 次</u>

評価区分		平成25年度計画記載事項	頁
	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	1
評価項目 1		1. 研究・開発に関する事項	1
		(1)臨床を志向した研究・開発の推進	1
	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	11
評価項目 2		1. 研究・開発に関する事項	11
		(2)病院における研究・開発の推進	11
	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	14
評価項目 3		1. 研究・開発に関する事項	14
		(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	14
	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	34
評価項目 4		2. 医療の提供に関する事項	34
		(1)高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供	34
	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	39
評価項目 5		2. 医療の提供に関する事項	39
		(2)患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	39
	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	50
評価項目 6		2. 医療の提供に関する事項	50
		(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	50
	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	54
評価項目		3. 人材育成に関する事項	54
7		(1)リーダーとして活躍できる人材の育成	54
		(2)モデル的研修・講習の実施	56
	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	61
評価項目		4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	61
8		(1)ネットワーク構築の推進	61
		(2)情報の収集・発信	62
	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	67
		5. 国への政策提言に関する事項	67
評価項目 9		6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	68
		(1)公衆衛生上の重大な危害への対応	68
		(2)国際貢献	68

評価区分		平成25年度計画記載事項	頁		
	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	75		
評価項目 10		6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	75		
		(3) HIV・エイズ	75		
	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	80		
評価項目 11		6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	80		
		(4) 看護に関する教育及び研究	80		
	第2	業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	84		
評価項目 12		1. 効率的な業務運営に関する事項	84		
		(1)効率的な業務運営体制	84		
	第2	業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	89		
		1. 効率的な業務運営に関する事項	89		
評価項目		(2)効率化による収支改善	89		
13		2. 電子化の推進	93		
		(1)電子化の推進による業務の効率化	93		
		(2)財務会計システム導入による月次決算の実施	93		
評価項目	第2	業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	101		
14		3. 法令遵守等内部統制の適切な構築			
	第3	予算、収支計画及び資金計画	108		
		1. 自己収入の増加に関する事項	108		
評価項目		2. 資産及び負債の管理に関する事項	108		
15	第4				
	第5	重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画			
	第6 剰余金の使途		109		
	第7	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	112		
		1. 施設・設備整備に関する計画	112		
評価項目 16		2. 人事システムの最適化	112		
		3. 人事に関する方針	113		
		4. その他の事項	114		

平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績

平成 25 年度計画

中期目標

中期計画

第2 国民に対して提供する サービスその他の業務の質 の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサ ービスその他の業務の質の 向上に関する目標を達成す るために取るべき措置	第 1 国民に対して提供する サービスその他の業務の 質の向上に関する目標を 達成するために取るべき 措置	第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置
1. 研究・開発に関する事項	1. 研究に関する事項 (他協総に・、な先を床携でを研をのな、医研開とに対する事項 (他協総に・、な先を床携でを研究のない、医研開との力合対開疾が駆目研をのといる。の基度国究部の、発臨連ま績・進他つら礎し・く力の方法を関係では、なのないののでは、大きには、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	1. 研究・開発に関する事項	1. 研究・開発に関する事項
(1) 臨床を志向した研究・開発の推進 高度先駆的医療の開発 及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。	(1)臨床を志向した研究・開 発の推進	(1)臨床を志向した研究・開 発の推進	(1)臨床を志向した研究・開発の推進
① 研究所と病院等、センタ 一内の連携強化	① 研究所と病院等、センタ 一内の連携強化 研究所等と病院が、それぞ れの専門性をふまえた上で 情報や意見交換の場を設け	一内の連携強化	・ センター病院に臨床研究連携部門、国府台病院に臨床研究支援部門を設置し、病院側において臨床研究をさらに推進す

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	₹10升 52.12 ン 3 ── 言平1回 ン── ト 平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
	る事により相互の連携を図る。また、基礎研究の成果を臨床現場につなげるため、臨床研究支援・相談や、臨床データ・検体の登録を整備する。これにより、研究開発の共同研究を毎年10件以上実施する。	図る。 ・ 基礎研究の成果を臨床現場につなりであるため、に、保護を中心に、発生では一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	・ 臨床研究の推進体制のより一層の強化を図るため、平成24年8月に設置した総長、センター海峡長、国所予病院長、研究計長、臨床研究センター長、名業3長、薬剤5長等関係部長と情域員とする「健床研究性後のための職格公高」が可今時となり、臨床研究に係る名部門側の情報よ有、効果的な適価体制をどの連携体制の光実験化を実施し、生物統計家の確保、CRCの体制強化、多施改な同研究や販師主路論等・同し事物的に支持するサ大事物のが設定が確保と関係は、多施改と同研究や販師主路論等・同し事物的に支持するサ大事物のが設定が強度と関係に多施改計解析の主義性に取り組み、加えて、関係者間の表現の役割分別の見直しを行うなど先美値化を図った。また、今後帳は研究を当性力を消費し、モンターといてのロードマンプを作成している。一研究所・病院連絡へ高をで定25年度から動たに開始し、毎月1回陽健することとした。それにより、複数の動たな研究が1970年の単元とも外が開始した。 - 研究所・病院連絡へ高をで定25年度から動たに開始し、毎月1回陽健することとした。それにより、複数の動たな研究が1970年の外間した。 - 単立ターの運動が中心となって実施する臨床研究について、CRL作成を延伸制付けを含めたゲータマネージメント業務の支援を行った(11年)。 - NCGMIPーカルバイズがクの元美に向けて、下成25年1月に、競長・部院長・研究所長を含む「バイズパク」の多り方表自な、全般では、単位とので、1980年の大学の学院とを含む「バイズパク」のあり方表自な、全般を表するとともに、6.613種体も解体を収集した。20年97機間との地国研究を実施し、49編もの研究組造を発表するとともに、6.613種体も解体を収集した。の体の研究がイオリンイスの建御学・健康研究が大学の大学の学院を変するとともに、6.613種体も解体を収集した。カリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリ

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度の業務の実績
	② 産官学等との連携強化 「革新的と、医型のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	② 産官学等との連携強化 ・ 企業、大学等の研究機関 、大規模治験実施医療機関 等との連携を図り、共同研究・委託研究を推進するための情報発信を行い、関係 業界等との協議の場を設け、連携体制を整備する。	3. 国際的視野に立った連携の推進 ・商外別式事業を通して、連携している。ベトナム(バクマイ掃除中心)では増茂、色力局、臨床研究センターが強力して防内感染対策や目して特別が研究を、ネベール(トリゾルン大学医学剤)では研究所と協力局が協力して耐円調の研究を、カンボジア(回立は子保険センター)では頻防と協力局が協力して新生児医療に関する研系を、ラズス(バスクール検究剤)では特別が各当してマフリアの研究を、それぞれが極味、研究、社会医学、マネジメント等の投資分別を行いつの。研究を進むている。、ベトナ本拠点に関する医療と、老れぞれが極味、研究、社会医学、マネジメント等の成分の受別分別を行いつの。研究を進むている。 ACCと国際と競励が局はWHIの高点下洋地域事務所のHIV/AIDS分野のテクテカル・バートナーに選ばれ、協力して研究や国際会論の開催といった事業を行っている。 ACCと国際と教協の局はWHIの高点と学洋地域事務所のHIV/AIDS分野のテクテカル・バートナーに選ばれ、協力して研究や国際会論の開催といった事業を行っている。 ACCと自際と教育の研究との当時との間で、医工学機による先進的な影響、協力の研究とからまままら、世代を担う人材の音及と交流に関する連携・協力体制を存棄し、まが口の学権及び医療の接縁に合うることも目的とし、平成25年3月に、「東京大学生産技術研究所と国や国際区域研究とソター研究前との間における連帯・協立の歴史に関する医生を輸出した。平成25年3月に、「東京大学生産技術研究所と国や研究の関連に関する医療と対し、大きな、大きに対して、一般の変なの発酵を対している。 早稲は大学理工学部との間では、平成23年1度から「早稲日大学・医学関連企業との定義を進める意見交換金や研究との間での完全を対した。大きな、生活と大学ので変のの負荷拡減を目径とした研究を行っている。中の発酵と財技術交技に係る国際区域的方など、当とソターの政能に係る最先治の医療や研究及で開発を主きままとからの研究となども、上間研究とついてのと思考を対した。大学院学学学の関立といるとまた。大学の関立に対しる関本で、「東京大学と国の国際教研院との一個の変を学生の管理の両上を図るべく、平成25年2月5日「教育研究についての連携を指力に対して、教育研究の一局の変を学生の管理の両上を図るべく、平成26年2月1日「教育研究についての連携を指し、大学支援等研究を指した。中の大学との関立、大学院の表情を上し、対して研究を展りました。での対したが対して研究のとの関する協定を呼吸に大学研究のより一局の連携を大学の指摘した。かな大学との関立に、大学教育と関係と対して、発売的に対して、発売所における協定を開始した。 「歴史をの言語・大学学学・関連を監察の対した」に要求の対して、経験表を対して、経験表を対して、経験表を実施となど研究のよりに関係と対の対した。「企業との連携を大学の会主、実施を発生の意味との発展のを観えて、(例)単位を研究した、大学に対して研究のとは、(例)エロジを対して、発売的に対して、発売のは、アンディを持続した。 「歴史の言語・大学と学の言語を対して、経験表を関係した。」と表の可能によりでは、アンディアのでは、大学の言語を対して、一般を表に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	条付 32 センタ ──評価シ──ト 平成25年度の業務の実績
			 研究所の成果について、バイオフォーラムにて積極的に情報発信し、関係業界との協議の場を設け、産官学等との連携強化を図った。 長崎大学との協力により、NCGMはJ-GRID(文部科学省感染症研究国際ネットワーク推進プログラム)に選ばれ、ベトナム(国立バックマイ病院)で共同研究や臨床支援、人材育成などを行っている。
		・ 開発初期の臨床研究につ いて外部機関等との共同 研究数を10件以上とする。	 2.外部機関等との共同研究 ・ 開発初期の臨床研究について、民間との共同研究は16件、大学との共同研究は4件ある。 ・ 知財開発室では法務契約・共同研究契約書を以下の件数で成約している。産:5件。アカデミア:7件。共同研究の成果として以下の件数で共同出願している。産:4件。アカデミア:2件。 ・ 平成25年度から、JST(科学技術振興機構)の支援により、再生医療研究等について、共同研究が開始された。
③ 研究・開発に係る企画及び	③ 研究・開発の企画及び評価 体制の整備	③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備研究開発費の評価委員会を設置し、企画・評価体制	1. 研究開発費評価委員会の設置 ・ 研究開発費の評価にあたっては、独立行政法人化後、新たに全て外部委員からなる委員会の編成を行った。その際、事 前評価委員会と中間・事後評価委員会を分離し、国の研究開発評価に関する大綱的指針に準拠するように運営を行ってい
評価体制の整備	センターの使命を果すた めの研究(研究開発費を含む 。)を企画し、評価していく 体制の強化を図る。	の充実を図る。	る。
			2. 外部評価の実施平成25年度に、新たに外部評価委員会を開催し、研究所の各研究部門におけるミッションオリエンテッドな研究活動の成果や研究の社会還元等の観点から客観的評価を行った。評価結果は平成25年度中に被評価者へ書面で通知するとともに、平成26年度には研究改善計画の提出を義務づける予定である。
		④ 知的財産の管理強化及	④ 知的財産の管理強化及び活用推進 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
④ 効果的な知的財産の管理、 活用の推進	④ 知的財産の管理強化及び活用推進 センターにおける基礎研究成果を着実に知的財産につなげるため、知財に関する相談体制を整備するとともに知的財産を適切に管理す	び活用推進 ・ 職員に対し、知財に関する相談・説明会を開催するともに、知財に関する相談・管理体制をより充実させ、知財の管理及び活用に関する担当者会議開催する	・ 知財開発室長、知財管理事務担当者の2人の専任担当者のほか、新たに特許庁経験者を配置し、職務発明の特許性の有
	る。		2. 権利化推進 ・ 毎年11-12月にセミナーを1回開催している。本年度は12月に2回開催した。次年度より臨床研究B(内部承認制度)で啓発する計画である。 ・ 権利化されてから長期間経過し、活用が見込めない特許権について、センター内の関連部署によるワーキンググループで、研究状況、技術移転活動状況、技術動向、費用対効果等を考慮して評価を実施し、整理を検討している。 ・ 特許出願・維持管理費の運営に関して、①運営費交付金による出願はPCT(特許協力条約: Patent Cooperation Treaty))移行等の費用が発生する3年を目処にライセンシーを探索する ②アカデミア間共同出願の場合、両者あるいは

NCGM側が鋭意ライセンス活動を行い①に準ずる ③企業との共同出願は原則、企業へ出願・維持管理費の全額負担を

国立国際医療研究センター評価シート

評価の視点等	自己評定	S		評 定		
■評価項目1■	(総合的な評定)			(委員会としての評定理	望 由)	
研究・開発に関する事項						
(1) 臨床を志向した研究・開発の推進	・平成25年度においては	、特に以下の新たな取組	こより、研究所・臨床研究センタ			
	ー・病院が三位一体とな	り、臨床を志向した研究	・開発のためのさらなる推進の基			
	盤を整備した。					
	・センター病院に臨床研究	連携部門、国府台病院に	臨床研究支援部門を設置し、病院			
	側において臨床研究をさ	らに推進する体制を整備	した(平成25年6月設置)。	(各委員の評定理由)		
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
	・研究所の研究者と病院の	医師の緊密な相互連携を	さらに促進し、臨床を指向した研			
	究・開発の新たなシーズ	を得るため、研究所-病	院連絡会議を平成25年度から新			
	たに開始し、毎月1回開催	することとした。それに	より、複数の新たな研究プロジェ			
	クトが開始した。					
	・新たに、順天堂大学と医	学教育・研究の一層の充治	実を図るための連携協定締結を行			
	い(平成25年8月1日	締結)、結果として次年	度7名の大学院生の入学が決まっ			
	た。また、帝京大学及び	慶應義塾大学とも連携協	定を締結するための準備を行った			
	(帝京大学は平成26年	4月1日締結、慶應義塾:	大学は平成26年7月8日締結)			
	0					
	・出口を見据えた創薬開発	につなげるため、臨床研究	究センターの知財開発管理室と研			
	究所の連携を平成25年	度よりさらに密に行うこ	とで、医薬品としての実用化が期			
	待される感染症関連のシ	ーズについて、医師主導	冶験ジョイントプログラムに参画			
	するなどした。また、特	許出願件数は順調に増加	している。			
	平成 2 5	年度 国内12件、海	外20件			
	平成 2 4	年度 国内14件、海	外11件			
	平成 2 3	年度 国内10件、海	外11件			
	平成 2 2	年度 国内 4件				
	・平成25年度に、新たに	外部評価委員会を開催し	研究所の各研究部門におけるミ			
	ッションオリエンテッド	な研究活動の成果や研究	の社会還元等の観点から客観的評			
	価を行い、評価結果を被	評価者へ書面で通知した。	研究開発法人の中長期計画に反			
			究改善計画の提出を義務づける予			
	定である。この取組によ	り、特に平成25年度に	おいて、研究を評価していく体制			
	の強化を図った。					
			数及び開発初期の臨床研究の外部			
	機関等との共同研究数も	、目標を大幅に上回った。				
	同數层房在來用水类)。	フー 布井 1 古時 5 甲 つ				
○ 研究開発費等による研究所等と病院の共同研究を			行われている共同研究を 1 6 件実			
毎年10件以上実施	施した。共同研究数は順	· · · · · · ·				
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	4年度採択分7件、H25年度				
			V感染者が悪性リンパ腫を発症す			
			みが働くことを発見するなどの成			
	果を得た。(評価シート	10貝参照/				

○ 開発初期の臨床研究の外部機関等との共同研究数 を毎年10件以上実施 ・開発初期段階での共同研究について民間企業と16件、大学と4件実施しており、 平成25年度における外部機関等との共同研究数は20件となった。

(評価シート4頁参照)

[評価の視点]

○ 研究所等と病院がそれぞれの専門性をふまえた上で情報や意見交換の場を設けることにより相互の連携を図るとともに、基盤研究の成果を臨床現場につなげるため、臨床研究支援・相談や、臨床データ・検体の登録等、臨床疫学的研究基盤を整備しているか。

|実績:○

・センター病院に臨床研究連携部門、国府台病院に臨床研究支援部門を設置し、病院側において臨床研究をさらに推進する体制を整備した(平成25年6月設置)。 (評価シート1頁参照)

・臨床研究の推進体制のより一層の強化を図るため、平成24年8月に設置した総長の登録等、臨床疫学的研究基盤を整備しているか。 ・ 臨床研究の推進体制のより一層の強化を図るため、平成24年8月に設置した総長、センター病院長、国府台病院長、研究所長、臨床研究センター長、看護部長、薬剤部長等関係部長を構成員とする「臨床研究推進のための戦略会議」が司令塔となり、臨床研究に係る各部門間の情報共有、効果的な協働体制などの連携体制の充実強化を実施し、生物統計家の確保、CRCの体制強化、多施設共同研究や医師主導治験等に関し事務的に支援する中央事務局の新設及び倫理委員会事務局の強化など臨床研究支援体制の充実強化に取り組み、加えて、関係者間の業務の役割分担の見直しを行うなど充実強化を図った。また、今後臨床研究をさらに推進するため、センターとしてのロードマップを作成している。

(評価シート2頁参照)

・臨床研究センターの中央事務局は、平成25年度において、多施設共同での医師主 導治験(1件)及び先進医療B(2件)における調整事務局業務およびその支援を 行った。

(評価シート2頁参照)

- ・プロトコール支援ユニットを構築し、医師主導治験・先進医療などのGCP準拠が 求められる臨床試験に対するプロトコール作成・CRF作成支援などを行った。 (評価シート2頁参照)
- ・臨床研究センターにおいて、常勤生物統計家1人を配置するほか、生物統計の上級研究員1人、客員研究員2人を配置し、生物統計体制を強化した。また平成25年度より、インターネットから受付可能な統計相談サービスを開始した。 (評価シート2頁参照)
- ・臨床研究センターに設置されている、多施設共同研究のデータマネジメントを行う JCRACデータセンターでは、SOP(標準作業手順書)に基づくGCP基準の 業務の遂行、データ品質管理が適切・適正に実施出来ているかの内部点検を行って 信頼性を高めることに努め、結果的に大規模長期臨床研究のデータ監査業務の受託 依頼を受けるに至った。

(評価シート2頁参照)

研究所の研究者と病院の医師の緊密な相互連携をさらに促進し、臨床を指向した研究・開発の新たなシーズを得るため、研究所-病院連絡会議を平成25年度から新たに開始し、毎月1回開催することとした。それにより、複数の新たな研究プロジェクトが開始した。

(評価シート2頁参照)

・NCGMローカルバイオバンクの充実に向けて、平成25年1月に設置した総長、病院長、研究所長等による「バイオバンクのあり方委員会」により病院及び研究所間の連携を強化し、バイオバンクの構築及びバイオリソースの基礎研究・臨床研究への活用を推進した。この結果、平成26年4月1日時点において、20件97機関との共同研究を実施し、49編もの研究論文を発表するとともに、6,613検体もの検体を収集した。

(評価シート2頁参照)

・国立国際医療研究センター内に、6 NCバイオバンクネットワークの中央バイオバンクを設置し、各NCから情報登録されたバイオリソース試料を外部から検索することを可能とするカタログデータベースを開発し、平成25年12月に公開した。

年度末には、13、359件ものカタログデータを公開した。 (評価シート3頁参照) ・臨床研究センターにおいて、権利化推進の一環として、研究所・病院との連携強化 を積極的に推進した。その結果、医薬品としての実用化が期待されるマラリア関連 のシーズ1件について、医師主導治験ジョイントプログラムに参画することに成功 した。さらに、センター内で自主開発している、抗炎症作用を示す可能性のあるシ ーズ等3件について、医師主導治験へつなげるパイプラインを強化した。この上、 開発後期段階にあるシーズ2件について、臨床現場で適用拡大できるよう、研究所 と病院の橋渡しを行った。 (評価シート2、5頁参照) ・倫理委員会委員の構成や委員会の成立要件等を見直し、委員会規定の改訂を行っ (評価シート2頁参照) ・患者レジストリの基盤となるDWH(データーウェアハウス)について、個人情報 に配慮しつつも、臨床研究等をより効果的に支援できるツールとなるよう、運用ル ールを改定した。 (評価シート2頁参照) ・国府台病院に平成23年度に設置した「臨床研究・治験センター」において、外来 患者全体および個別診療科におけるデータベース作成体制を確立した。臨床研究レ ジストリとして活用可能とする体制整備により、平成26年3月末時点でデータベ ース登録数6,160症例となり、臨床データ等の登録の充実に取り組んだ(平成 25年3月末時点では4.058症例)。 (評価シート2頁参照) ・ベトナム(バクマイ病院中心)海外拠点では病院、協力局、臨床研究センターが協 カして院内感染対策やHIVや糖尿病等の研究を行っており、ベトナム拠点に関す る定期会議を開催する他、成果の年次報告会や報告書の作成・公開を行っている。 (評価シート3頁参照) ○ 先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化に資 実績:○ する「医療クラスター」を形成しているか。 ・国府台地区において、平成24年3月肝炎・免疫研究センターが完成し同年6月か ら戸山地区免疫グループも含む移転を行い10月新研究棟の開所により、外来部門 と連携して、新薬や診断薬の開発等に資するより一層の体制強化を図っている。 (評価シート2頁参照) 特に、医療クラスター形成の一環として、肝炎ウイルス研究に必要な各種最新研究 機器の整備をし、診断法や治療法の開発に向けた充実強化の取組みを実施した。 (評価シート2頁参照) ○ 大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との 実績:○ 連携を図り、共同研究・委託研究を推進するとともに┃・東京大学生産技術研究所、早稲田大学理工学術院、東大大学院医学系研究科、横浜 、情報発信の仕組みを構築し、関係業界等との協議の
市立大学等と連携協定を締結し、共同研究を推進している。 場を設けているか。 (評価シート3頁参照) ・順天堂大学との間で、医学教育・研究の一層の充実を図るとともにその成果の普及 を促進することにより、我が国の学術及び科学技術の発展・継承に寄与することを 目的として、平成25年8月1日「大学院教育・研究協力に関する協定」を締結し (評価シート3頁参照) ・帝京大学との間で、公衆衛生大学院の教育研究の一層の充実と学生の資質の向上を 図るべく、平成26年4月1日「教育研究についての連携・協力に関する協定」を締 結するための準備を行った。 (評価シート3頁参照)

	・慶應義塾大学医学部・慶應義塾大学大学院医学研究科との間で、医学教育並びに医学研究のより一層の連携を図るため、連携協力に関する協定書を締結するための準備を行った(平成26年7月8日締結)。 (評価シート3頁参照) ・長崎大学との協力により、NCGMはJ-GRID(文部科学省感染症研究国際ネットワーク推進プログラム)に選ばれ、ベトナム(国立バックマイ病院)で共同研究や臨床支援、人材育成などを行っている。 (評価シート4頁参照) ・平成25年度から、JST(科学技術振興機構)の支援により、再生医療研究等について、共同研究が開始された。 (評価シート4頁参照) ・企業との連携強化を図るため、臨床研究センターにおいて、関係企業に対して研究所における開発シーズを投げかけて協議する取組を平成25年度から行っている。 (評価シート4頁参照) ・研究所の成果について、バイオフォーラムにて積極的に情報発信し、関係業界との協議の場を設け、産官学等との連携強化を図った。 (評価シート4頁参照)	
○ 研究(研究開発費を含む。)を企画し、評価していく体制の強化を図っているか。	実績:○ ・国際医療研究開発費の評価において、各種疾病や国際保健の専門家を外部委員とし、また国の研究開発評価に関する大綱的指針に準拠するよう評価、運営を行った。(評価シート4頁参照) ・大型研究の採択に当たるプロジェクト研究評価委員会には、大学で大型研究を取り扱うことの多い医学研究者を配置した。(評価シート4頁参照) ・事後評価及び中間評価の結果のうち、次年度の採択に有用な情報を共有できるよう事前評価委員会との連携体制を整備した。(評価シート4頁参照) ・平成25年度に、新たに外部評価委員会を開催し、研究所の各研究部門におけるミッションオリエンテッドな研究活動の成果や研究の社会還元等の観点から客観的評価を行い、評価結果を被評価者へ書面で通知した。研究開発法人の中長期計画に反映させるべく、平成26年度には各研究部門に研究改善計画の提出を義務づける予定である。この取組により、特に平成25年度において、研究を評価していく体制の強化を図った。(評価シート4頁参照)	
○ 知財に関する相談体制を整備するとともに知的財産を適切に管理しているか。	実績:○ ・知財開発室長、知財管理事務担当者の2人の他、新たに特許庁経験者を配置し、知財に関する相談体制を強化した。 (評価シート4頁参照) ・12月12日・18日の2回に渡り、職員を対象に権利化推進セミナーを開催し、権利化に関する推進と法規・規則の順守を啓発するとともに、相談窓口を周知した。また、知的財産を適切に管理するため平成25年度より、特許出願のため、外部専門委員を招聘し、採点表を用いた職務発明事前審議会を新規に開催することとした。また、8月にはセンター病院、国府台病院及び看護大学校全職員に対し、知的財産・法務契約に関するコンプライアンス遵守に関する周知を図った。 (評価シート4、5頁参照)	

○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の 必要性の検討状況についての評価が行われているか。 (政・独委評価の視点)	実績:○ ・オフィスアクションへの対応、諸外国への特許申請など節目ごとに、ワーキンググループによる会議又は稟議決裁により、法人における保有の必要性を審議、評価を実施した。 (評価シート4頁参照)
○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)	実績:○ ・権利化されてから長期間経過し、活用が見込めない特許権について、センター内の関連部署によるワーキンググループで、研究状況、技術移転活動状況、技術動向、費用対効果等を考慮して評価を実施し、整理を検討している。 (評価シート4頁参照)
○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)	実績:○ ・特許出願・維持管理費の運営に関して、①運営費交付金による出願はPCT(特許協力条約: Patent Cooperation Treaty))移行等の費用が発生する3年を目処にライセンシーを探索する ②アカデミア間共同出願の場合、両者あるいはNCGM側が鋭意ライセンス活動を行い①に準ずる ③企業との共同出願は原則、企業へ出願・維持管理費の全額負担を骨子とした契約とし、権利は保有する などの体制として、定期的に開催する(必要に応じて不定期にも開催する)、実際に創薬・臨床開発の実績を有する臨床研究センター長を委員長とした発明委員会で評価を行っている。 (評価シート5頁参照) ・企業出身の技術移転担当者、知財管理担当者(特許庁出身者、弁理士資格を有する者)を含むワーキングループで出願、活用などの方針策定、体制の整備を進めている。また、外部弁理士、知財ファンドとの連携体制も進めている。(評価シート5頁参照)
○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。 (政・独委評価の視点)	実績:○ ・3年を目処に鋭意ライセンス活動を行っている。導出できない場合は、センター内規定に則り、特許について発明者への返還を発明委員会に提案して決裁を仰ぐ体制とし、評価が行われている。 (評価シート5頁参照) ・産学連携部門と協力し、理化学研究所等に知財を紹介し、研究者に共同研究構築の推進の場を提供する取り組みを継続している。また、バイオ関連の博覧会に参加して活用推進活動を実施し、さらに、知財を企業へライセンスする知財ファンドへ活用されていない知財を委託するなど取り組みを実施した。 (評価シート5頁参照)

中期目標 中期計画 平成25年度計画 平成2 5年度の業務の実績

(2)病院における研究・開発 の推進

治験等の臨床研究を病院内 で高い倫理性、透明性をもっ て円滑に実施するための基盤 の整備に努めること。

(2)病院における研究・開発 の推進

① 臨床研究機能の強化

センターにおいては、最新の知見に基づき、治療成績及び患者QOLの向上につながる臨床研究(治験を含む。)を推進する。そのため、センターで実施される臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で開た場の基盤の整備を図る。

このため、治験申請から症 例登録 (First patient in) まで を平均60日以内とする。

② 倫理性・透明性の確保

高い倫理性・透明性が確保 されるよう、臨床研究等につ いては、倫理審査委員会等を 適正に運営する。

また、センター職員の研究 倫理に関する知識の向上を 図るとともに、センターで実 施している治験等臨床研究 について適切に情報開示し、 さらに、臨床研究の実施に当 たっては、患者及び家族に対 して十分な説明を行う。

(2)病院における研究・開発 の推進

① 臨床研究機能の強化

・ 臨床研究について、病院内 で円滑に実施するための基 盤の整備を行う。また、治験 申請から症例登録 (First pat ient in) までの期間を平均75 日とする。

② 倫理性・透明性の確保

されるよう臨床研究等については、倫理審査委員会等を適正に運営する。また、職員の研究倫理に関する講習会を開催するとともに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。

(2)病院における研究・開発の推進

① 臨床研究機能の強化

・ 臨床研究について、病院内 1. 臨床研究推進のための基盤整備

- ・ 病院内で臨床研究を円滑に進めるために、病院に臨床研究に関する部門を設け病院内の体制整備を行った。 また、臨床研究センターにおける生物統計家やプロトコール支援ユニット等の支援などにより、平成26年度実施予定の 多施設共同医師主導治験など支援を行い、平成26年8月からの実施体制確立に導いた。
- ・ 薬事・規制要件の専門家については、平成24年度より臨床研究支援部門及び治験管理部門にそれぞれPMDAの経験者を専任配置し、円滑な臨床研究に努めた。
- ・ 外資を含む企業治験を積極的に受託することにより、治験収益額が大幅に増加した。

平成23年度

平成24年度

平成25年度

2 1 9. 7百万円 → 2 3 4. 5百万円 → 2 7 8. 1百万円

【治験申請から症例登録までの期間】

平成26年3月時点で平均97.6日となった。しかし、このうち、候補患者が少なく症例登録まで247日を要した糖尿病性末消神経障害の治験及び253日の統合失調症の治験を除けば平均72.2日となり、年度計画の75日以内となっている。

② 倫理性・透明性の確保

高い倫理性・透明性が確保 ・ 高い倫理性・透明性が確保 1. 倫理委員会における取組

- ・ 倫理委員会は、一般、遺伝子解析研究とヒトES細胞研究の3つを設置し、それぞれの委員会に、国の定める各種指針 に必要とされる外部専門家を加えて審査を行い、平成25年度においては、一般12回、遺伝子解析4回、ヒトES細胞 研究1回を開催した。
- ・ また、研究に従事する職員の研究倫理の向上を図るために平成22年度より臨床研究認定制度を設け、平成24年度より倫理委員会への申請にあたっては、研究代表者以外の共同研究者を含め、センターに所属する全ての研究実施者に必須の資格としている。本制度に基づき、認定対象講習会を戸山地区で3回と国府台地区で3回開催し、随時ビデオ講習会も1ヶ月に1度程度開催することで、延べ1,029人の参加があった。そのうち2回以上参加することで新たに認定を受けた者は、449人(平成24年度 583人)となった。
- ・ 当センターにおいて臨床研究を実施するにあたっては、説明文書等を用いて患者・家族に対して十分に説明を行うこと としている。なお、外部委員を委員長とした倫理委員会において、実施する臨床研究について厳格に審査している。
- 倫理委員会の結果については、ホームページで公表している。

2. 監査体制の充実

・ 倫理性・透明性の確保のため、内部監査の体制を充実するとともに、平成25年3月に、成育医療研究センターとの相 互監査を行うなど臨床研究の透明性向上に向けた体制整備し着実に行っている。

評価の視点等	自己評定	A		評 定		
■評価項目2■ 研究・開発に関する事項 (2)病院における研究・開発の促進	台病院に臨床研究支援部	『門を設け、また、臨床研	ー病院に臨床研究連携部門、国府 究センターの生物統計家やプロト 組み病院における研究・開発を促)	
	。候補患者が少なく症例 び253日の統合失調症 達成しており、中期計画 ・病院における臨床研究部	別登録まで247日を要し この治験を除いた平均期間 近の目標値である平均60 『門の充実強化、また研究	月時点で平均97.6日となった た糖尿病性末消神経障害の治験及は72.2日となり、年度計画を 日に向け着実に短縮している。 倫理の向上、臨床研究の透明性の 院における研究・開発は着実に促			
[数値目標] ○ 中期目標の期間中に、治験申請から症例登録 (First patient in) までを平均60日以内	まで247日を要した糖 験を除いた平均期間は7	原尿性末消神経障害の治 2.2日となり、年度計画 同け着実に短縮している。	れは、候補患者が少なく症例登録 験及び253日の統合失調症の治 を達成しており、中期計画の目標			
[評価の視点]○ 臨床研究に対する支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図っているか。	内の体制整備を行った。 ル支援ユニット等の支援 験などの支援を行い、平 (評価シート11頁参照 ・薬事・規制要件への対応 部門にそれぞれPMDA (評価シート11頁参照 ・外資を含む企業治験を積 。 平成23年度	また、臨床研究センター 受などにより平成26年度 成26年8月からの実施 成26年8月からの実施 成として、平成24年度よ の経験者を専任配置し円 関) 資極的に受託することによ 平成24年度	り臨床研究支援部門及び治験管理 骨な臨床研究の遂行に努めた。 り、治験収益額が大幅に増加した			
	(評価シート11頁参照					
○ 臨床研究等については、倫理審査委員会等を適正に 運営しているか。	・倫理委員会は、一般、遺 、それぞれの委員会は国 成25年度においては、 査を行った。 (評価シート11頁参照 ・倫理性・透明性の確保の	回の定める各種指針に必要 一般12回、遺伝子解析 引) のための内部監査体制の充 の相互監査を実施し、臨 こ。	細胞研究の3つの委員会を運営し とされる外部専門家を加えて、平 4回、ヒトES細胞研究1回の審 実に加えて、平成25年3月に、 末研究の透明性の向上に向けた取			

○ 職員の研究倫理に関する知識の向上を図るととも		
に、センターで実施している治験等臨床研究について	実績:〇	
適切に情報開示を行い、患者及び家族に対して十分な	・平成22年度より研究に従事する職員の研究倫理の向上を図るために設けた臨床研	
説明を行っているか。	究認定制度に基づく臨床研究認定対象講演会を、戸山地区3回と国府台地区で3回	
	開催し、随時ビデオ講習会を1ヶ月に1度程度開催し、延べ1,029人の参加が	
	あった。このうち2回以上参加することで新たに認定を受けた者は、449人(平	
	成24年度 583人)となった。	
	(評価シート11頁参照)	
	・平成24年度以降の倫理委員会への申請において、研究代表者以外の共同研究者も	
	含めたセンター所属の全ての研究実施者に、臨床研究認定制度に基づく認定を必須	
	の資格としている。	
	(評価シート11頁参照)	
	・倫理委員会の審議内容についての情報公開をホームページを通じて実施した。	
	(評価シート11頁参照)	
	・当センターにおいて臨床研究を実施するにあたっては、説明文書等を用いて患者・	
	家族に対して十分に説明を行うこととしている。なお、外部委員を委員長とした倫	
	理委員会において、実施する臨床研究について厳格に審査している。	
	(評価シート11頁参照)	

中期目標 中期計画 平成25年度計画 平成25年度の業務の実績

(3)担当領域の特性を踏まえ た戦略的かつ重点的な研究 ・開発の推進

これら研究基盤の強化によ り、詳細を別紙に示した研究 ・開発を着実に推進すること

(別紙)

1. 重点的な研究・開発戦略の 考え方

近年におけるグローバリゼ ーションの著しい進展に伴い、 世界規模での新興・再興感染症 の蔓延やアウトブレイクが危 惧されるほか、健康指標の地域 間格差の拡大と貧困が深刻化 する一方、途上国が近代化を進 める中でライフスタイルの変 化に伴う糖尿病等生活習慣病 の激増も大きな問題となって きている。

このため、センターは、エビ デンスを着実に創出し、我が国 のみならず国際保健の向上に 寄与するため、国際保健医療協 力を軸とし、感染症その他の疾 患を中心課題として、病院、国 際医療協力部、研究所の連携を 基盤としながら、これまでの国 際保健医療協力の実績を基礎 として国内外の医療機関、研究 機関、学会との共同研究の一層 の推進を図ること。

また、感染症その他の疾患の 発症機序の解明につながる基 礎的研究の推進や、疫学研究等 による日本人のエビデンスの 収集から、予防医学技術の開発 、基礎医学の成果を活用した橋 渡し研究、臨床に直結した研究 ・開発等を総合的に進めていく とともに、国際保健医療協力に 関する研究を推進すること。

その実施にあたっては、中期 計画において、主な研究成果に 係る数値目標を設定するなど、

(3)担当領域の特性を踏まえ た戦略的かつ重点的な研究 ・開発の推進

これらの研究基盤の強化に より、高度先駆的医療の開発 やその普及に資する研究・開 発を着実に推進する。

具体的な記述は別紙1の とおり。

(別紙1)

1. 重点的な研究・開発戦略の 考え方

センターは、国際保健医療協

力を軸とし、感染症その他の疾

患を中心課題として、高度総合

医療を担う病院、途上国に対す る社会医学分野の研究・開発を 担う国際医療協力部、疾患の発 症機序の解明につながる基礎 的研究をはじめ、先駆的な診断 ・治療法の開発を目指す橋渡し 研究並びに臨床研究に取り組 む研究所の連携を基盤としな がら、これまでの国際保健医療 協力の実績を基礎として国内 外の医療・研究機関、学会との 共同研究の一層の推進を図る。 また、エイズ治療・研究開発 センター、国際疾病センター、 糖尿病研究センター、肝炎・免 疫研究センターの機能を活か し、感染症その他の疾患の発症 機序の解明につながる基礎的 研究の推進から疫学研究等に よる日本人のエビデンスの収 集、予防医学技術の開発、基礎 医学の成果を活用した橋渡し 研究、臨床に直結した研究・開 発等を総合的に進めていくと ともに、国際保健医療協力に関 する研究を推進していくこと で、科学的根拠を着実に創出し 、我が国のみならず国際保健の 向上に寄与する。

このため、平成21年度に比し 、中期目標の期間中に、論文誌 への掲載論文数をセンター全 体で10%以上の増加を図るこ

(3)担当領域の特性を踏まえ た戦略的かつ重点的な研究

・ 開発の推進 別紙1参照

(別紙1)

考え方

- 病院、国際医療協力局、研究 所の連携を基盤としながら、こ れまでの国際保健医療協力の 実績を基礎として、国内外の医 療・研究機関、学会との共同研 究について一層の推進を図る。 エイズ治療・研究開発センタ
- ー、国際疾病センター、糖尿病 研究センター、肝炎・免疫研究 センターの機能を活かし、次の 研究を推進する。
- ア エイズについては、日本人 に適した治療法のための研究 ア エイズについて、 、長期治療を考慮に入れた薬 剤耐性出現や薬剤の副作用の 研究、肝炎合併患者の最適な 治療法の研究などを実施する
- イ 新興・再興感染症について 生要因、病態解明につながる 基礎研究、臨床研究を実施す る。
- ウ 糖尿病については、発生要 因、病態解明につながる基礎 ウ 糖尿病について ・臨床研究を進め、体質や生 体指標、心理的背景に依拠し た糖尿病の診療を通じた、個

(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

1. 重点的な研究・開発戦略の 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

- ・ 長期治療を考慮に入れた薬剤耐性出現や薬剤の副作用の研究として多施設による無作為割付け臨床試験(SPARE study) (厚生労働科研費エイズ対策研究事業:HIV感染症とその合併症に対する新規治療法の開発に関する研究)をACC主導 で実施、 48週までの成果を英文論文として報告した。
- 肝炎合併症患者の最適な治療法の研究などの実施計画に対し自己骨髄投与療法による肝再生治療をACC/消化器科/血 液内科/麻酔科と共同で実施(厚生労働科研費エイズ対策研究事業:HIV感染症とその合併症に対する新規治療法の開発に 関する研究)
- 日本におけるHIV感染症の病態解明のためのコホートの立ち上げや薬剤耐性サーベイランスを実施。
- は、感染症及び関連疾患の発 イ ① 高病原性鳥インフルエンザ(H 5 N 1)について、 臨床現場ですでに実績があり、特別な装置を使用せずに実施可 能なイムノクロマト法を応用して、ヒト感染疑い例において、他の季節性A型インフルエンザから高病原性鳥インフル エンザ(H5N1) 感染例を識別可能な迅速検査キットを開発し、研究用試薬として利用可能とした。また本キットの H5N1識別の基盤となる抗体の特異性をエピトープレベルで詳細に検討し、論文発表した。また、実際に同型のイン フルエンザが流行している地域(ベトナム)において、その診断法の有用性を確認した。
 - ② マラリアについて、①国際感染症センタートラベルクリニックと協力して、わが国の予防内服薬であるメフロキンお よびマラロンの予防効果に関する研究を行い、わが国の感染症予防医学技術の開発と応用を図っている。②治療薬では、 薬剤耐性マラリアを効果的に治療できる世界基準の薬剤によるNCGM患者の治療報告を着実に重ね、日本人のエビデ ンスを収集することで感染症の臨床に直結した研究開発を進めている。

研究所の臓器障害研究部が行うプロテオームを用いた糖尿病合併症マーカー探索に協力し、対象となる入院患者の検体 収集を終了し、外来患者にもこれを拡大して全体の検体収集を終了した。研究所の3研究部では、基盤的研究を継続して いる。糖尿病研究センターとして、診療・研究部門合同で、月1回定期的にセミナーおよび会議を行っている。インスリ

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
中 劫 日 惊	中	平成25年及前画	
センターが達成すべき研究成 果の内容とその水準を明確化 及び具体化すること。	ととする	々人に対する有効な治療のエ ビデンスを創出するための研 究を実施する。	
			・ センター病院に通院中の患者を対象に、①血糖管理困難な2型糖尿病患者における [持効型インスリン一回注射+経口 血糖降下薬]療法導入による有効性の持続皮下グルコース測定を用いた評価、②救急来院した低血糖患者における心血管 関連リスクの発現に関する調査、③妊娠糖尿病の持続皮下グルコース測定によるモニタリングの有効性の検証を行った。
		エ 肝炎については、本邦の肝	
		がんの大半を占める肝炎ウ イルスに対する治療法の確	エー肝炎について ・ 平成24年度の補正予算にて、肝炎・免疫研究センターが肝疾患研究の国内最先端研究を担えるような施設設備を行い、
		立を目指すための、研究体制を確立する。	
		・ 国際保健医療協力に関する研	7 0 - 1 7 1 0 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
		究を推進していくことで、科学 的根拠を着実に創出し、我が国	ル、ベトナムをはじめとする途上国の院内感染、ラオスにおけるB型肝炎の蔓延度に関する疫学調査、等)、保健システ
		のみならず国際保健の向上に 寄与する。	ム(保健人材のへき地定着、我が国と途上国の地域保健医療展開比較等)の各分野で研究を進めており、平成25年度は 国際保健関係の論文28編(英文19編、和文9編)を発表した。
			・ 研究体制としては、NCGMの海外拠点であるベトナム・バックマイ病院、ラオス・パスツール研究所、カンボジア・
			国立母子保健センター、マダガスカル・保健省、ネパール・国立トリブバン大学医学部を活用するとともに、平成21年 度に国際医療協力局が指定を受けた保健システム開発分野でのWHO協力センター(WCC)、WHO西太平洋地域事務局と も共同研究を行っている。
			・ ラオス国立パスツール研究所との研究協定を結び、現地に研究ラボを設立して、ラオスの薬剤耐性マラリアの疫学研究 を継続しており、平成26年2月には、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)として、パスツール研究所 との共同研究「マラリア及び重要寄生虫症の流行拡散制御に向けた遺伝疫学による革新的技術開発研究」を実施するため の5年間研究協力協定を締結した。
		・ 平成21年度に比し、中期目標 の期間中に、論文誌への掲載論	
		文数をセンター全体で10%以	あり、平成21年の166編を(46.9%)上回り、77.7%も増加した。
		上の増加を目指す。	(Web of Science での検索は、暦年でしかできないので、年度ではなく暦年で集計をしている。)
			 ・ 当センターの論文についてWeb of Scienceによる被引用件数の各年毎の累計値は、平成21年4,126件,平成22 年4,713件、平成23年5,088件、平成24年5,832件、平成25年6,197件と大幅に増加している。
2. 具体的方針	2. 具体的方針		1, 11 off, 17,000 of off, 17,000 of off, 17,000 of off, 17,000 of off, 17,000
(1)疾病に着目した研究	(1)疾病に着目した研究	2. 具体的方針	
① 感染症その他の疾患の本	① 疾患の本態解明	(1)疾病に着目した研究	2. 具体的方針
態解明科学技術のイノベーショ	感染症その他の疾患につ いて、発症機序や病態の解明	● 疾病の本態解明● 感染症その他の疾患につい	(1)疾病に着目した研究
ンを常に取り入れ、分子・細			① 疾病の本態解明 ・ 脂質シグナリング部では、組織の修復に関与する血小板由来の新規の生理活性物質を同定。同活性物質の安定アナログ
胞から個体に至るものまでを		つながる次の研究を実施す	のスクリーニングを開始した。また、臓器の虚血再灌流障害に関わる生理活性物質を同定することに成功し、企業と協力
研究対象にすることにより、		る。	し、拮抗薬の探索を進めている。
感染症その他の疾患の疾病メ	・ HIVの新規感染者の薬剤耐 		
カニズムを解明し、予防・診 断・治療への応用の糸口とな		THIVの新規感染者について耐性検査の実施、薬剤耐	ア HIVについて
る研究を推進する。	新興・再興感染症について		/ - HIVについて ・HIV感染者が悪性リンパ腫を発症すると、非感染者にはみられない遺伝子制御の仕組みが働くことを発見した。DNA
	、病態解明に関する基礎・臨 床研究	解析	の転写制御に特徴的なパターンを見分けることで、薬剤の効果を予測するといった応用が期待できる。 ・HIVの新規感染者について耐性検査の実施、薬剤耐性状況の把握及び遺伝子解析を年間100例の計画に対し、122

イ 新興・再興感染症につい

例について解析を行った。

形成、病状の進行など病態解明の研究に取り組んだ。

・エイズ治療研究開発センターでは、国内多施設および東アジアの国と共同で、急性HIV感染を登録する東アジアコホートを

・ 糖尿病について、発症機序

並びに関連遺伝子と生体指標

に関する研究

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成25年度の業務の実績
	ウイルスを原因とする慢性	て、病態解明に関する基礎	1 イ 新興・再興感染症について、
	肝疾患について、病態の進展 に関わるウイルス側因子とホ スト側因子の解明等の研究 ・ 免疫に関連する疾患の病因	• 臨床研究	・ インド帰国後にパラチフス症を発症した患者の血液培養からCTX-M-15 type基質拡張型β-ラクタマーゼ (ESBL) を産生するSalmonella enterica serotype Paratyphi A carrying を世界で初めて検出し、報告した(Euro Surveill. 2013 Nov 14;18(46). pii: 20632.)。パラチフス症は現在でも世界で問題となっている疾患であるが、CTX-M-15 typeのESBLを産生するSalmonella Paratyphiは既存の抗菌薬に多剤耐性を示すため、治療上重要な知見である。
	解明の基盤となる研究		 French Polynesiaで流行しているZika feverの輸入例2例を、本邦で初めて報告した (Euro Surveill. 2014 Jan 30;19 (4). pii: 20683.)。 海外旅行中に敗血症を発症し日本に転送された患者より、多剤耐性菌であるOXA-48 カルバペネマーゼ産生 Klebsiella pneumoniae (ST101)を検出した。OXA-48 カルバペネマーゼ産生 Klebsiella pneumoniae (ST101)は現在、中東諸国を中心
			に院内感染の重要な原因微生物として認知されており、本菌が患者を媒介して本邦に持ち込まれることが明らかになった。 ・ 研究所感染症制御研究部とともにベトナムの医療機関で検出される多剤耐性緑膿菌・アシネトバクターの耐性機構に関する分子疫学的研究を行い、ベトナムのICUで検出されるAcinetobacter baumannii および Pseudomonas aeruginosaはアミノグリコシド高度耐性を来す16S rRNA methylase (ArmA および RmtB) が高頻度で検出されることを明らかにした。さらには対照となったA. baumanniにはOXA型のカルバペネマーゼも同時に産生していた(BMC Infect Dis. 2013 May 30;13(
			 1):251.)。 ネパールにおける抗菌剤耐性菌、なかでも基質拡張型β-ラクタマーゼ産生菌による日和見感染症の臨床疫学的特徴の解明について研究を行い、ネパールの妊産婦の尿から世界で蔓延しているCTX-M type 基質拡張型β-ラクタマーゼ産生E. coliが高頻度に検出された。 院内感染の主要な原因菌であるEnterobacter cloacae.のMLST系を確立した(PLoS One. 2013 Jun 11;8(6):e66358.) 日本の防疫上重要である、韓国の三日熱マラリア再流行の原因分析(三日熱マラリア原虫集団が2002年から2003年にかけて遺伝的に劇的に変化したことがマイクロサテライトDNA解析で明らかとなった。北朝鮮から飛んできた蚊によ
		ウ 糖尿病及びその合併症	ってもたらされた可能性がある。)
		について、病態解明に関す る基礎・臨床研究	 ウ糖尿病について ①糖尿病研究センターの代謝疾患研究部は、主にヒト肥満や糖尿病・代謝疾患を対象に、遺伝因子の探索や遺伝子発現変化の解析を行い、得られた分子の機能をさらに詳しく解析した。また、ヒトiPS細胞から褐色脂肪細胞を分化させる共同研究、糖尿病網膜症に関連しうる新規物質の発見、興味深い臨床像を示す症例の血中物質の解析などを発表した。 ②分子代謝制御研究部は、当該研究部が同定した肝臓で血糖上昇作用を示すCITED2タンパクが、脂肪細胞の発生・分化においても重要な分子であることを明らかにした。また、アセチル化酵素GCN5が、肝臓においてCITED2と協調的に作用し血糖値を上昇させる分子であることも見出した。
		エ ウイルスを原因とする	③ 臓器障害研究部は、病院・糖尿病研究部の協力のもと、センター病院及び他施設通院糖尿病患者約1,000人から検体収集を行い、プロテオーム解析にて糖尿病関連タンパク質を探索した結果、網膜症発症初期の病態に関与しうる血清タンパク質、糖尿病腎症の発症・進展の新規診断・予測マーカーとなりうる複数の尿タンパク質を同定した。
		慢性肝疾患について、病態 の進展に関わるウイルス 側因子とホスト側因子の 解明のため、次世代シーク エンサーを利用した研究 体制の構築	に関与するウイルス側因子、宿主側因子の解明を目標とした。ウイルス側因子として、C型肝炎ウイルスゲノムにおけるコアタンパク質領域の高感度かつ定量的な変異測定系 (digital droplet PCR, ddPCR法) を開発した。B型肝炎ウイルスにおいても、肝炎の増悪・劇症化に関与するプレコア・コアプロモーター領域の高感度定量的変異測定系をddPCRにて開発した。宿主側因子に関しては、C型肝炎またB型肝炎の病態進展や発がんに関与するHLA-DP/DQ領域の解析を行っている。また既知の病態関連遺伝子SNPをHigh-throughputで検出できる系 (Digtag2法) を開発し、慢性肝疾患の病態関連遺伝子の同定を行って
		オ 免疫に関する疾患の病 因解明の基盤となる基礎 ・臨床研究	いる。 オ 免疫に関する疾患の病因解明の基礎となる基礎・臨床研究について ① 大腸粘膜上皮細胞の絶食-再摂食に際する細胞動態をあきらかにし、腸内細菌とその代謝物との相互作用、発癌との関連を示した。
			② 自己免疫疾患関連遺伝子であるLnk/Sh2b3は、樹状細胞の産生とIFNγ陽性ヘルパーT細胞の分化サポート能を制御し炎症 応答を調節することを明らかにした。 ③ 我々が新たに作製した新たな乾癬モデルマウスを用い、乾癬発症におけるTh17細胞の重要性を明らかにした。

中期目標中期計画	平成25年度計画	平成25年度の業務の実績
中期目標	 変素の実態把握 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等のパンデミック感染症、マラリア等のパンデミッチのの変染が、マラリア等のが特別である。 ウイルス性肝炎の感染状況の重複感染)やインターフェロン治療に関する実態把握のための疫学研究を行う。 	平成25年度の余素務の実績 ④ ヒストンH3K9メチル基転移酵素(ESET)を介した後天的ヒストン修飾が、T細胞免疫不全の発症防止に重要な働きしていることを明らかにした。 ⑤ b5世代テのヒトSNP変別マウスを作製した結果、T細胞免疫不全療にb5t遺伝子が関与している可能性が示された。⑥ 免疫に関する疾患の病因解明の基礎となる基礎・臨床研究については、消化管慢性炎症に伴う線離化やアレルギー炎の機構、IPS細胞からの造血細胞の液化促進、T細胞分化との自己免疫性疾患との関連、T細胞免疫不全とエビグネティクスの解析で成果をあげ、(PLoS Neglected Tropical Diseases、vol 6、Issue 4、e1592、April 2012)、わが同の防疫等らりた。 ⑤ SOCS 3 次損がレブチンによる胃ガンの発生に重要であることを証明した。 ② 疾患の実態把握 ・ マラリアの疫学調査では、韓国釜山インジェ大学との共同研究で、北朝鮮から韓国に南下してきたマラリア流行の遺疫学的解析で成果をあげ、(PLoS Neglected Tropical Diseases、vol 6、Issue 4、e1592、April 2012)、わが同の防疫寄与した。 近 近接地の機として世界的に大きな問題となっている耐性菌感染症・医療関連感染症について、文部科学省海外拠点 ログラム(IGRID)に参画し、ベトナムにおける菌血症の疫学研究を行い、血溶培養腸性例の変力類的研究結とはベトナムの医療機関で検出される多利耐性経費が一クメーマが変化行った。とにベトナムの医療機関で検出される多利耐性エンテロバクター研究所変を行ったさらに、ネパールにおける抗菌剤耐性菌、なかでも患質が関すを持ちれた多剤耐性エンテロバクターに関する分子疫学研究行った(Antimicrob Agents Chemother、2014 Jun:58(6):341-3450.)。 「厚生労働省筋内破疫対策サーベイランスに関する場合に参加し、技術的な助言を行った。 連続者の疾病・ベイランスに関する国療的なメルランターとの。(GooSentinel)に加盟しており、センター病院トラベルリニックを受診する態病者について、患者の同意を得て、手術局である米田疾病管理センターに情報を凝焼的に提供しいる。成果は空衛防炎に対しての結果、心血管病子防のために、重症性血病管理センターに情報を凝焼的に提供しいる。成果は空衛を防ちに対しての結果、心血管病子防のために、重症性血病障害を起こさず血熱管理を行う率の重要性科学的に証明、14年の保護・19年の病療・19年の病療・19年の病療・20年の病療・20月の病療・20月の病療・20月の病療・20月の療療・20月の病療・20月の療療・20月の病療が20月の病療・20月の病療・20月の病療・20月の病療・20月の病療・20月の病療・20月の病療・20月の病療・20月の病療・20月の病療・20月の病療・20月の病療・20月の病療・20月の病療・20月の病療が20月の病療・20月の病

防、診断、治療法の開発の推 防、診断、治療法の開発の推

③ 高度先駆的及び標準的な予 ③ 高度先駆的及び標準的な予

③ 高度先駆的及び標準的な予 防、診断、治療法の開発の推 HOに報告したところ、具体的な予防接種に関する政策変更に繋がった。

中期目標 中期計画 平成25年度計画 平成2 5年度の業務の実績

進

感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防、診断、 治療法の開発に資する研究を 推進する。

また、既存の予防、診断、 治療法に対する有効性の比較 等、標準的な予防、診断、治 療法の確立に資する研究を推 進する。

また、高度先駆的な予防・ 診断・治療法の開発の基盤と なる、バイオリソースや臨床 情報の収集及びその解析を推 進する。 進

感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防法や、早期診断技術、治療法の開発に資する研究や標準的な予防、診断、治療法の確立に資する以下の研究を推進する。

- ・ HIV・エイズについて、 効果的な患者教育や国民に 対する予防啓発等に関する 研究や、新たな治療法の開 発に資する臨床研究
- 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)を含む新興・再興感染症の診断、検査、治療技術の開発に向けた研究
- ・ 糖尿病について、患者個 々人に対する有効な治療や 予防の科学的根拠を創出するための研究
- 肝疾患について、診断法 及び治療法の確立を目指す 研究
- 免疫に関する疾患の治療 及び重症化予防の標的と方 法を探索する研究

また、研究に必要な、バイ オリソースや臨床情報を収集 し、解析を行う研究を実施す る等、その有効な活用を図る る高度先駆的な予防法や、早期診断技術、治療法の開発に 資する研究や標準的な予防、 診断、治療法の確立に資する 研究として次の研究を推進

- ア 肝硬変を有するHIV感 染者に対する自己骨髄輸 注療法の治療研究を開始 新たな治療法開発のた めの多施設共同臨床試験 に関する計画の検討
- イ 高病原性鳥インフルエ ンザ (H5N1)を含む新 興・再興感染症の診断、検 査、治療技術の開発に向け た研究 とめその成果を英文論文に報告した (PLOS ONE 8 (8): e73639, 2013)。
- ウ 肝疾患について、診断法 及び治療法の確立を目指 す基礎的な研究

- エ 糖尿病について、患者個 々人に対する有効な治療 や予防の科学的根拠を創 出するための研究
- オ 免疫に関する疾患の治療及び重症化予防の標的 と方法を探索する研究

・ 感染症その他の疾患に対す ③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

- 新たな治療法開発のた かの多施設共同臨床試験 こ関する計画の検討 高病原性鳥インフルエ かの必定としては平成22年度の重点研究として肝硬変を有するHIV感染者に対する自己骨髄輸注療法の治療研究を計画、厚労省 再生治療委員会に臨床研究の実施を申請、平成23年1月に厚生労働大臣からの実施許可を得て研究を開始、平成25年度 は5例目を実施した。また、日本人に適し、かつ、副作用を回避する治療法として、逆転写酵素阻害薬を使用しない新しい 治療法開発のための臨床試験(SPARE study)を多施設共同無作為割付け臨床試験を実施、平成25年度に48週でのデータをま とめその成果を英文論文に報告した(PLOS ONE 8 (8): e73639, 2013)。
 - ため、指定感染症および検疫感染症に指定された5月から臨床性能試験を立ち上げた(登録症例なし)。 DCCでは輸入症例の報告数が近年増加しているデング熱に関して、迅速診断キット(NS-1抗原、IgM/G抗体を同時検出)の 臨床的有用性を評価する研究を国立感染症研究所、がん・感染症センター都立駒込病院、都立墨東病院と共同で実施した(1 87例を登録)。全自動多項目同時遺伝子検査システムであるVerigene・システムを用いた敗血症の原因菌及び薬剤耐性遺伝子

また、薬剤耐性結核の遺伝子迅速診断キットを開発し、臨床試験を経て体外診断薬として保険収載された。現在開発途上国への普及も図っている。

の検出及び同定に関する臨床研究を遂行し (PLoS One. 2014 Apr 4;9(4):e94064.) 、先進医療Bへの申請し、平成26年7月に

- ウ ①産総研糖鎖医工学研究センターとの共同研究で、肝線維化診断マーカーを開発し(Kuno A, Mizokami M et al, Sci Rep 2013)、微量な検体で20分以内に測定可能なKit化にも成功した。この項目は保険収載され、臨床現場で実用化された。②B型肝炎ウイルスの慢性化と病態進展にHLA-DPが関与することを明らかにした(Nishida N, Mizokami M et al P LoS One 2014) ③肝発がんに関与するHCVコアタンパク変異を、低コストかつ高感度定量的に検出する系を確立した(dd PCR法)④B型肝炎の重症化、劇症化に関与するプレコア、コアプロモーター変異を高感度定量的に検出するddPCR法を開発した⑤新規経口抗HCV剤の開発に伴う薬剤耐性変異検出系を開発した。⑥脂肪性肝疾患の線維化進展に関与するPN PLA3などの病態関連SNP周囲の新規SNPについて、次世代シーケンサーを用いて確認中である。⑦パラフィン切片からのDNA抽出と網羅的遺伝子解析のプラットフォームの確立を試みている。これらを用いて肝硬変への進展や肝発がんに関わる新規バイオマーカーや遺伝子マーカーの候補の絞り込みを継続して行っている。⑧国際医療研究開発費24指101(平成24~26年度)を取得し、C型慢性肝炎に対するペグインターフェロン・リバビリン・テラプレビル3剤併用療法における有害事象予測に関するGWAS研究を遂行中である。グレード3皮疹出現に関連する可能性のある新規SNPを同定している。
- エ センター病院に通院中の患者を対象に、①血糖管理困難な2型糖尿病患者における [持効型インスリンー回注射+経口血糖降下薬]療法導入による有効性の持続皮下グルコース測定を用いた評価、②救急来院した低血糖患者における心血管関連リスクの発現に関する調査(この結果、心血管病予防のために、重症低血糖障害を起こさず血糖管理を行う事の重要性を科学的に証明した)、③妊娠糖尿病の持続皮下グルコース測定によるモニタリングの有効性の検証を行った。
- オ 免疫分野においての診断・検査、治療技術開発として、以下の取り組みを行った。
- ① 新たに見いだしたヒト末梢血の細胞表面マーカーが、炎症性腸疾患特異的に発現していることを、疾患コントロールを 用いて確認し、粘膜障害および治療抵抗性と関連していることをあきらかにした。
- ② 脂肪組織中にB細胞が存在し恒常的にIL-10を産生することを見出した。B細胞の欠損ないしIL-10産生障害は、肥満に伴

18

先進医療部会にて承認された。

中期目標 中期計画 平成25年度計画 平成25年度の業務の実績

④ 医薬品及び医療機器の開発 ④ 医薬品及び医療機器の開発 の推進

「新成長戦略(基本方針) 工 (平成21年12月30日閣議決 定) においては、ライフ・イ ノベーションによる健康大国 戦略として、革新的な医薬品 、医療・介護技術の研究開発 ・実用化の促進が求められて いる。

この趣旨を踏まえ、感染症 その他の疾患に関する研究成 果等を安全かつ速やかに臨床 現場へ応用するために、医薬 品及び医療機器の治験(適応 拡大を含む。)、特に高度に 専門的な知識や経験が要求さ れる等実施に困難を伴う治験 ・臨床研究の実現を目指した 研究を推進する。

また、海外では有効性と安 全性が検証されているが、国 内では未承認の医薬品、医療 機器について、治験等臨床研 究を推進する。

これらにより平成21年度 に比し、中期目標の期間中に 、臨床研究実施件数(倫理委 員会にて承認された研究をい う。) 及び治験(製造販売後 臨床試験も含む。)の実施件 数の合計数の10%以上の増加 を図ること。

の推進

感染症その他の疾患に関 する研究成果等を安全かつ速 やかに臨床現場へ応用するた めに、医薬品及び医療機器の 治験(適応拡大を含む。)の 実現を目指し、以下の研究を 実施する。

- HIV・エイズについて、 国内未承認の医薬品、医療 機器に関する臨床研究
- 高病原性鳥インフルエン ザ (H5N1) を含む新興 再興感染症の診断検査薬 や治療薬等に関する研究
- 糖尿病の医薬品開発に資 する研究・肝疾患の診断法 及び治療法の確立を目指す 研究 (再掲)

また、海外では有効性と安 全性が検証されているが国内 では未承認の医薬品・医療機 器について、治験をはじめと する臨床研究を推進する。

これらにより、平成21年度 に比し、中期目標の期間中に 、臨床研究実施件数(倫理委 員会にて承認された研究をい う。) 及び治験(製造販売後 臨床試験も含む。) の実施件 数の合計数の10%以上の増加 を目指す。

研究に必要な、バイオリソ ースや臨床情報の収集方法 及びその有効な活用を図る ために、必要な検討を行う。

④ 医薬品及び医療機器の開発 の推進

- ・ 感染症その他の疾患に関す る研究成果等を安全かつ速 4 医薬品及び医療機器の開発の推進 やかに臨床現場へ応用する ために、医薬品及び医療機器 の治験(適応拡大を含む)の 実現を目指し、研究を推進す るとともに、海外では有効性 と安全性が検証されている が国内では未承認の医薬品 ・医療機器について、治験を はじめとする臨床研究を推 進するため、次の研究を実施 する。
- ア HIV・エイズにおける国 内未承認の医薬品や医療 機器に関する臨床研究
- イ 新興・再興感染症におけ る新規診断検査法・治療薬 の開発や既存薬適応拡大 に向けた研究

ウ C型慢性肝炎の治療効果 の簡易な判定手法に関する 基礎的研究を進める。

- う脂肪組織炎症の増悪からインスリン抵抗性上昇につながることを示した。
- ③ iPS細胞から造血幹細胞を誘導できるin vivo 分化誘導系を構築した。骨髄ストローマ細胞を保持したテラトーマを作製 しiPS細胞を移入することで移植可能な造血幹細胞を誘導することに成功した。
- ④ 組み換えIL-22結合蛋白質の投与により乾癬モデルマウスに治療効果が得られたことから、この内在性蛋白質が乾癬の治 療薬として有効である可能性が示された。
- ⑤ 慢性皮膚炎症の誘導に重要なTSLPの産生がレチノイン酸によって誘導されることを示し、レチノイン酸およびレチノイ ン酸合成酵素が慢性皮膚炎の治療標的となりうることが示された。
- ・ ナショナルセンターが共同して、バイオリソースを収集・管理・利用し、臨床研究等の活性化を図るため、センター内の 収集システムの整備を行った。最初の取り組みとして、初診患者から「包括的同意」を得て血液検体を収集するパイロット スタディーについて、倫理委員会の承認を得て、平成24年11月に開始し、さらに中央バイオバンクデータベース管理室 と連携して、当センターがこれまで蓄積しているバイオリソースの状況について調査を行いHPに公開した。

これまで個々の研究計画に基づく収集事業が行われてきたが、バイオバンク事業を核にして、これらの個々の研究計画に よる収集事業を統合化することで、患者等に負担の少ないバイオリソース収集体制とすべく基盤を整備した。

- ア HIV・エイズにおける国内未承認の医薬品や医療機器に関する臨床研究として、平成25年度は国内での適応外使用とし て I F N 製剤や強ミノなどを延べ65例に使用し有効性を評価した。
- イ 新興・再興感染症における新規診断検査法・治療薬の開発や既存薬適応拡大に向け、以下の取り組みを行った。
- ① 国内未承認のデング熱迅速診断キットの臨床的有用性に関する研究を国立感染症研究所、がん・感染症センター都立駒込 病院、都立墨東病院と共同で行った(登録症例187例)。
- ② 厚生労働科学研究費補助金熱帯病治療薬研究班の中央薬剤保管機関として、未承認の抗マラリア薬(プリマキン、リア メット、キニーネ注射薬)、抗赤痢アメーバ薬(メトロニダゾール注射薬)などを全国の30協力医療機関に供給し、効果 と副反応を評価した。
- ③ アフリカ睡眠病に対する国内未承認薬について、世界保健機関から供与を受ける窓口となった。
- ④ 抗マラリア薬(リアメット)について、熱帯病治療薬研究班を代表し承認要望申請作業を行った。
- ⑤ 2月に新規販売された抗マラリア薬(マラロン)の市販後調査において主導的な役割を果たした。
- ⑥ 全自動多項目同時遺伝子検査システムであるVerigene・システムを用いた敗血症の原因菌及び薬剤耐性遺伝子の検出及 び同定に関する臨床研究を遂行し (PLoS One. 2014 Apr 4;9(4):e94064.) 、先進医療Bへの申請準備を進めている。
- ウ C型慢性肝炎の治療効果にIL-28B遺伝子のSNPが関与することを踏まえて、IL-28B遺伝子産物(IFN-λ3蛋白)の高感度特 異的定量系 (CLEIA法) を開発した。これを用いてC型肝炎患者血清中でのIFN-λ3値を測定し、各病態間での比較検討とケ モカインなどの液性因子の網羅的解析を行い、IFN-λ3と炎症・線維化が関連することを見出した。また、ウイルス側要因

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成25年度の業務の実績
		エ 糖尿病について、医薬品 等による有効な治療に関 する介入研究	め、キット化を行なっている。 エ 当院通院中の2型糖尿病患者において、入院の上でGLP-1受容体作動薬を段階的に投与し、その効果と安全性を評価
		・ 平成21年度に比し、中期目	
		標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の10%以上の増加を目指す。	・ 治験を含む臨床研究の合計実施数は、平成25年度で331件となっており、平成21年度214件に比して54.7% 増となっている。
(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開	(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開	(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 ・ 感染症その他の疾患に関する医療の質を評価するため	平成24年度 342件(対21' 59.8%増) 平成25年度 331件(対21' 54.7%増) (2) 均てん化に着目した研究
発の推進 関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。 感染症その他の疾患に対す	発の推進 感染症その他の疾患に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行うとともに、以下の研究を実施することで、医療の均	の指標について、検討を行う。 ・ 次の研究を実施することで 医療の均てん化を図る。	① 医療の均てん化手法の開発の推進 ・ HIV診療に関して、施設内の抗HIV療法施行中の患者におけるHIVコントロール率は常に95%以上を保っており
る医療を担う高度かつ専門的 な技術を持つ人材の育成を図 るため、系統だった教育・研 修方法の開発を推進する	包括ケア及び長期療養に必要なプロトコールの作成 ・ 新興・再興感染症、糖尿病について、診療にかかるガイドラインの作成 ・ 児童精神地域診療ネット	作成 長期療養プロトコール の作成のための実態調査 イ 新興・再興感染症、糖尿 病について、診療にかかる ガイドラインの作成	ア HIV・エイズについて、患者支援調整官が研究班として包括ケアプロトコールの作成を継続して行い、看護支援調整官が班研究として長期療養プロトコールの作成のための実態調査を行った。
	ワーク会議の開催等を通じた情報共有方法に関する研究 突 次世代の感染症その他疾 患の医療や国際保健医療協力 を担う、高度かつ専門的な技		イ 肝炎情報センターにおいては、平成20年度以降、都道府県肝疾患診療連携拠点病院とのネットワークを活用し、①拠点病院間情報共有支援(肝疾患診療連携拠点病院で構成する協議会組織の事務局機能)、②研修機能(肝疾患診療連携拠点病院等の医療従事者に対する研修の企画・立案・推進)、③インターネット等による最新情報提供(次章に記載)の3つのミッションがありこのうち均てん化については以下の取り組みを行った。 1. 拠点病院間情報共有支援
	術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を 目指した研究を実施する		「拠点病院間連絡協議会の開催】 ・ 第1回(平成25年8月2日):65拠点病院から120人参加し、①肝炎情報センターの活動報告、②「今後の肝炎総合対策のあり方」(厚生労働省肝炎対策推進室)、③「肝疾患患者の悩みを考える」(長崎医療センター 八橋 弘)、④

「肝疾患相談センターの認知度をいかに高めるか~がん領域での経験を基に~」(国立がん研究センター 若尾文彦)、

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成25年度の業務の実績
			および、⑤総合討論を行った。 ・ 第2回(平成26年1月17日):67拠点病院から121人参加し、①肝炎情報センターの活動報告、②肝疾患診療連携拠点病院の現状調査(平成24年度分)の報告を肝炎情報センターから行った。さらに、③「肝炎総合対策の推進に寄与する事業内容や肝疾患相談センターの認知度を高める工夫について(公募)」のセッションでは、「街頭キャンペーンによる啓発活動の取り組み」(愛媛大学)、「肝疾患相談センターの認知度を高める工夫について」(奈良県医療政策部保健予防課)、「道北・道東医療圏における肝炎患者・家族が抱える問題点の実態調査」(旭川医科大学)、「岡山大学病院におけるウイルス検査での院内連携の取り組み」(岡山大学)、「当院における肝炎ウイルス感染者拾い上げの試み」(大阪市立大学)の5つの発表、および総合討論が行われた。
		ウ 糖尿病に関する中核医 療機関向けガイドライン の作成	2. 研修機能 【医療従事者向け研修会】 ・ 医師向け研修会第1回(平成25年8月2日):59拠点病院から75人参加し「慢性肝疾患の運動・栄養療法の重要性」、「C型肝炎の最新の話題」、「NASHの病態・診断・治療の現状と問題点」、「肝移植に関する最近の動向」の4テーマの講演があった。 ・ 医師向け研修会第2回(平成26年1月17日):62拠点病院から75人参加し、「肝細胞癌の内科的治療に関する最新情報」、「B型肝炎治療ガイドラインについて」、「肝炎に関する医療行政の今後」(厚生労働省肝炎対策推進室長)の3テーマの講演があった。 ・ 看護師向け研修会(平成25年12月6日~7日):49拠点病院から53人参加し、「B型肝炎の最新情報」、「C型肝炎の最新情報」、「F型肝炎の最新情報」、「F型肝炎の最新情報」、「F型肝炎の最新情報」、「F要患相談センターから看護師に期待すること」、「難治性腹水患者の看護(病態も含めて)」、「肝疾患患者の悩みをどう聞くか」の7テーマの講演と、これらのテーマに関するグループワーク(8グループ)を二日間に渡って行った。 ・ 肝疾患相談センター相談員向け研修会(平成26年3月7日~8日):45拠点病院から48人参加し、「肝疾患に関する障害年金の認定基準について」(厚労省)、「B型肝炎の最新情報」、「C型慢性肝炎治療の現状と展望」、「ウイルス性肝炎患者に対する偏見・差別を生むもの」の4テーマの講演、およびグループワークを二日間行った。グループワークのために、B型肝炎に係わる「偏見・差別」、「母子感染」、「訴訟問題」等を盛り込んだビデオを事前に作成し、研修会当日の教材として用いた。
			・ かかりつけ医向けのマニュアルとして「糖尿病標準診療マニュアル(一般診療所・クリニック向け)」を平成22年度に 作成し、ホームページに公開し、年に2度改訂している。 エ 国府台病院(児童精神医療)
		オ 次世代の感染症その他 疾患の医療や国際保健医 療協力を担う、高度かつ専 門的な技術を持つ人材の 育成を図るため、系統だっ た教育・研修システム、教 育ツールの開発を目指し た研究	オー人材育成
② 情報発信手法の開発 感染症その他の疾患に対 する正しい理解を促進し、患 者・家族に対する支援の質を	情報発信手法の開発 感染症その他の疾患に対 する偏見を解消し、正しい理 解を促進するとともに、患者	② 情報発信手法の開発・ 広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うため、次の研究等を行う。	④ 国立看護大学校では、看護実務に就業している看護師への再教育として、短期研修4コースに加え、認定看護師教育課程「がん化学療法看護」と認定看護管理者教育課程を開講し、系統だった教育・研修システムの充実に取り組んだ。 ② 情報発信手法の開発

		国立国際医療	・研究センター評価シート
中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する		ア 感染症をの他の疾患に 関するのとの 切ってん で 関する 医療者の 検討 に 変	 □ 国際政策によンター 研究活動に係る専用ホームページを立ら上げ、国民及び他機関の医療後事者・研究者らに研究を通して得られた情報を広く公開した。 ・ 糖尿病情報センター かかりつけ医向け及び糖尿病専門医向けのマニュアルを平成22年度に作成し、インターネットで公開しており、かわつけ医向け及び悪尿病の最新のエピアンスを医療從事者向けに配信しており、糖尿病情報センターの平成25年度のホームページのアクセス数は、25万PVであった。 ・ 計水情報センター ① 計水情報センターのでは平成20年にホームページを立ち上げ、インターネットによる70拠点病院の活動状況、計水情報センターでは平成20年にホームページを立ち上げ、インターネットによる70拠点病院の活動状況、計水情報センターでは平成20年にホームページを立ち上げ、インターネットによる70拠点病院の活動状況、計水情報センターでは平成20年にホームページを立ち上げ、インターネットによる70拠点病院の活動状況、計水情報センターでは平成20年にホームページを立ち上げ、インターネットによる70拠点病院の活動状況、計水情報センターでは平成20年にホームページを立ち上げ、インターネットにはる70拠点病院の活動状況、計会情報とから一本のでは全域の日本という、最高情報との定期の重要を行ったとはもり、相目を表している。 ② 一般的な肝疾患に傷地肝疾患 B型肝炎・C型肝炎・肝硬炎・肝細胞がん等)に関するサイトは「一般向け」「皮板花手着向け、骨髄を内臓した」のこ次利用に関する依頼件数も範囲に伸びている。なお、平成25年度のアクセスページビュー数は、約128.2万件(日中等36月)となり平成24年度に関する48条場となった。 ・ 国際医療協力局 広く国医保健および国際傷機に対し、日原保健はよび国際傷があり高水・エース・フライトに保証している。また、「医療の広場」という医療性多名の対域と対した。また、「医療の広場」という医療性多名の対域とならした。カイマルベルスメカリコーの協議と使っている。3ラジオNIKKEIにおいて独自の業種の活用した。また、「医療の広場」という医療性多名のでよる。10回際傷力の10月6月による発生を行った。後来の様子は「中学生と考える ひとのいのち」と随してラジオ「グローバルヘルス・カフェ」の曲線とあった。「四原保健および国際傷力に関する発発を行った。(1月年の人なとアフリカの日」V/エイズ間路を考えるイベントを開催した。初めてNCの出策を出して、一般の人なとアフリカの日」V/エイズ間路を考えるイベントを開催した。初めてNCの出策を出して、一般の人なとアフリカの日」V/エイズの開発を対した。(1月末れてデリカのよりに対域とありますとともに国際医療協力高ホームページのの掲載した。) 「国際保健および国際協院的局はした。ので発着へ減らを発生の対域と関すしているがよりました。では対域に対しているがよりに対しているといるがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているといるがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているに対しているがよりに対しているといるがよりに対しているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい
(3)国際保健医療協力	(3)国際保健医療協力に関す		

		国立国際医療	§研究センター評価シート
中期目標	中 期 計 画	平成 25 年度計画	平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
するため、関係機関と連携し 、以下の研究を推進する。 ① 国際医療協力の効果的な 推進に必要な研究 世界的な健康格差の是正 に向け、国際保健医療協力を 効果的に行うために必要な研	開発途上国への国際保健医療協力を効果的に推進するため、国際保健動向の情報収集・分析を効果的に行うとともに、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集評価し、開発途上国	推進に必要な研究・ 開発途上国への国際保健医療協力を効果的に推進するため、次の研究等を行うア 国際保健動向の情報収集・分析	① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究
究を推進する。	における感染症制御に必要なシステム、妊産婦や乳幼児の死亡を減らすための方策、効果的な保健システムの在り方等に関する研究や、国際保健にかかる国内外の人材育成に必要な研究を実施する。 国際保健のネットワーク強化を図るため、効果的な情	イ 開発途上国で実施して いる技術協力プロジェク トの知見等を収集・評価	ア ザンビア、インドネシア、中国、ラオス、バングラデシュ、セネガル、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、コンゴ民主共和国の保健政策、保健システムの仕組み、保健医療サービスの現状や課題を、当該国に派遣されている国際協力局員や国内の局員による現地調査を基に収集・分析し、世界各国の研究者を対象としたリサーチブリテン(協力局の研究成果をまとめた英文レポート)を協力局が独自に発行している他、NCGM内の研究者を対象とするリサーチフォーラム(研究者会議)を開催してNCGM内の情報共有を行うとともに、国際医療協力局ホームページにもこれらの成果を掲載している。http://www.ncgm.go.jp/kyokuhp/library/health/index.html
	報共有や共同研究の仕組み等を構築するために必要な研究を国内外関係機関等と共同で実施する。	ウ 開発途上国における感 染症制御に必要なシステ ムに関する検討	 ①国際医療協力局はこれまでのJICA技術協力プロジェクト活動や研修事業、研究活動などの国際保健協力活動の経験や知見をとりまとめてきた。平成25年度には「ラオス人民民主共和国におけるB型肝炎有病率調査」及び「ザンビアのHIV/エイズ 2006-2010」に係るテクニカル・レポート(研究者や実務家を対象とした協力局の研究成果やフィールドでの知見をまとめた書籍)を作成し、ホームページにおいても公表した。 ②JICAの保健医療協力プロジェクトで、NCGMから人材派遣している事業のうち、「セネガル母子保健サービス改善プロジェクト」「ミャンマー基礎保健スタッフ(末端の医療施設に勤務する医療従事者)強化プロジェクト」「インドネシア看護実践能力強化プロジェクト」の3事業につき、事前および事後評価調査に短期専門家を派遣し、調査計画の策定、調査ツールの開発等を実施した。
		エ 妊産婦や乳幼児の死亡 を減らすための方策の検 討	ウ 平成22年度から継続して以下の研究を進めている。 ①「アジア諸国における効果的な感染症対策を推進するための社会医学的検討」 主要なテーマとしてラオスにおけるB型肝炎母子感染抑制事業の評価を目的に、ラオス全国の母子を母集団とするクラスタ・サンプリングサーベイ(小集団を単位として選ぶ調査手法)を、現地予防接種事業の実施主体であるラオス政府及びWHOと協調して実施した。この結果を、肝炎の伝搬制御のためのシステム開発に結び付けるため、ラオス政府およびWHOに報告したところ、具体的な予防接種に関する政策変更に繋がった。 ②「開発途上国におけるHIV対策の評価及びその改善に向けた研究」 HIV母子感染予防と小児HIV治療にかかるコスト分析を行い、HIV感染率の低い地域においても妊婦健診でHIVルーチン検査を実施することが、コスト面からも有効であることを示し、このコスト分析の方法が西太平洋地域および汎アメリカ地域で使われている。 ③「ネパール、ベトナムにおいて最近問題が増大しつつある感染症の要因・経緯に関する研究」首都カトマンズにある基幹病院で、患者の気道から採取された多剤耐性大腸菌が、新しいメタロβラクタマーゼであるNDM-8の産生能を持つことを、世界で最初に報告した。この結果は、多剤耐性大腸菌の制圧に寄与することが期待される。
			エ ①「妊産婦・新生児・小児保健対策の有効性検証および科学的根拠創出フィールドの確立に関する研究」 居住村における小児保健担当のボランティアの存在が、小児の保健状況の改善のために親の小児保健知識を高めること が貢献していることが明らかにされた。 ②「カンボジア母子保健センターにおける病的新生児の予後規定因子に関する研究」 正常新生児における予後規定因子の一つと考えられている血中酸素飽和度が 80%以上になるまでの時間は、子宮収縮剤 の使用により遷延することがわかっているが、カンボジア国立母子保健センターで出生する新生児の臨床研究によって、 子宮収縮剤の使用方法の変更可能性が考えられた。

③「カンボジアにおける医療従事者と妊産婦の関係性変化および正常分娩の理解の促進が出産/出生ケアに与える影響」 過剰な医療介入ではなく、妊産婦の出産ケアに対する懸念を軽減し、医療従事者の利用者に対する共感を醸成すること

オ 効果的な保健システム

の在り方等の検討

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
			により、妊産婦と新生児の健康改善に資する可能性があることを示した。
			オ ①「東南アジアにおけるユニバーサル・ヘルスカバレッジ(すべての住民に保健医療サービス提供と財政的リスクの
			の研究」 ジルナルの医療保険に対する無効、見効調本が実性され、オスジを見せむとの主採の土利然に関する担合されている。
			ベトナムの医療保険に対する質的、量的調査が実施され、あるべき日本からの支援の方針等に関する提言を JICA 等して行った。
			②「アジアおよび EMBRACE モデル国を中心とする保健医療職のスキルミックスに関する研究」
			カンボジアの保健状況に関する調査 (Demographic and Health Survey: DHS) 結果の分析から、熟練助産師による
			介助率の低い地域が減少することが、国全体の妊産婦死亡率の減少につながる可能性があることなどが示された。
			③「NCGM の海外連携施設の活用と研究能力強化に関する研究」
			ラオス政府主催の国家保健研究フォーラム(保健課題に関する研究発表を行うフォーラム)の開催支援を通じて、
			研究体制および研究内容の質の改善に寄与した。 ④「我が国の地域保健医療展開に役立つ東南アジア(一部アフリカ)途上国との協力経験の研究」
			地域保健の多国間比較研究から、医療施設でサービス提供を行うのか、あるいはアウトリーチ(地域に出向くこと
			保健医療サービスを提供するのかといった方策の使い分けは、マンパワー、施設へのアクセスの難易度等に依存する
			となどが示された。
		カ 国際保健にかかる国内	
		外の効果的な人材育成の	ケニアとラオスの比較研究から、現場職員の対してのサポーティブスーパービジョン(支援的に指導を行う)がスペルルのスペンには、スペースでは、スペーなでは、スペースでは、スペーな
		検討 	であり、その対策強化が保健医療サービス提供の改善に有効であることが明らかとなった。
			カ ①「保健医療人材のへき地への定着の促進因子に関する研究」
			仏語圏アフリカ 6 か国 (ベナン、ブルンジ、コートジボワール、コンゴ民、セネガル、トーゴ) の保健省人材育原
			者への調査の結果、これらの国々でどのような人材施策(育成、配置、定着)が取られているかが明らかになり、
			の人材開発計画の立案に寄与した。
		キ 国際保健の新しい潮流	②「アジアおよび EMBRACE モデル国を中心とする保健医療職のスキルミックスに関する研究」 東南アジアの看護師、助産師に関する研究において、各国に対する調査の結果、各国の人材育成制度がかなり異な
		と今後の展望に関する検	とが判明した。これらの結果をタイ王室主催の国際会議(PMAC)において発表し、各国の保健人材担当者に対して
		討。	な人材制度の提案を行った。
			キ ①「国際保健の新しい潮流と今後の展望」
			「国际保険の利しい例加と「後の展室」 国連ミレニアム開発目標(MDGs)の目標年2015年以降に重要となる保健医療・健康課題を包括的に調査・研究した
			れに基づき、今後の新しい国際保健のあり方を検討するために、NCGMが中心となって国内の主要パートナー(JIC
			O/NPO、日本国際保健医療学会等)とフォーラム(Beyond MDGs JAPAN)を立ち上げ、その事務局を務めるとともに
			政府・外務省に対して専門的見地から提言を行った。
			②「東南アジアにおける生活習慣病予防モデルの開発-ベトナムにおける予防介入支援」
			インターネットを使った開発途上国向けの生活習慣病予防プログラムを独自に開発し、実用化(当該国の食習慣等 因果関係を解析してその国の事情に合った減量メニューを実現)し、現在ベトナムで有効性を検証中である。
			③「企業のためのベトナム保健医療セミナー」(平成26年3月)
		② 国際保健のネットワーク	これまでNCGMが収集してきた世界的な知見および蓄積してきた研究成果を企業に提供し、さらに新たに協力を進め
		の強化に必要な研究	めのパートナーシップを構築するため、初めて、企業向け保健医療セミナーを開催し、約30社の参加があった。
		国際保健のネットワーク強	
国際保健のネットワークの		化を図るため、効果的な情報	
化に必要な研究 国内外の関係機関等との情		共有や共同研究の仕組み等 を構築するために必要な研	② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究 ・ ネットワーク強化のため、次の4つの海外連携のスキームを、それぞれの特徴を活かして有効に活用している。
当内外の関係機関等との情 は共有及び共同事業の実施等		究を国内外関係機関等と共	・ イットケーク強化のため、次のすうの海外連携のヘイームを、それぞれの特徴を活がして有効に活用している。
協力を推進するため、国際		同で実施する。	NCGMは、平成21年度に保健システム開発分野においてWHO太平洋地域事務局とのWHO協力センター(W
:健分野のネットワーク強化			として選定を受け、過去3年間にカンボジア、ベトナム、ラオス、ネパールで実施した疾病対策と保健システム的
こ必要な研究を実施する。			関する現地調査の結果を総括し、成果文書を取りまとめた。平成25年7月には再度、選定され、現在WHOから

クチン導入の費用分析の調査委託の依頼を受けている。

国立国際医療研究センター評価シート

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成25年度の業務の実績
中期目標	中期計画		平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 様 ② 開発途上口の病院との共同事業 N C GM I J ー G R I D (文前科学省感染伝研究口標ネットワーク推進プログラム) に選ばれ、ベトナム(コ立バックマイ病院)で共同研究 幅 k 支援、 人材育成などを行っている。 ③ 開発途上目の研究がとの共同研究 N C GM I 、 タコ X 政府と協力協定を請託した。ラオ X (国 アバメツール研究所)で「マラリア及び重要著生出社の旅行権政制制に向けた近空改学による革命的技術開発所完」を実施している。 ④ 研修参加国のネットシーク化 N C G M 3 専門家を派記しているプロジェクト 対象日等からのが修参加者が情報を共有し、各国の政策立案を行うことを出情し、N C G M 3 市心となってネットワークを翻載している。 ⑤ 国際政策部局局は日本国際保健医療学会において、学会事務局、学会誌編集委員会として中心的な役割を果たし、学生部会の指導など、人材育成に注力している。

評価の視点等	自己評定	S		評 定
■評価項目3■	(総合的な評定)	~	1	(委員会としての評定理由)
研究・開発に関する事項				
(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	・担当領域の特性を踏まえ 値目標について、大幅に		究・開発の推進により、以下の数	
	25年に出版されたもの して、77.7%も増加 成25年度に実施された)は、295編あり、平成: 1した(中期計画での目標/	・レビューを含む)のうち、平成21年に出版された166編に比は10%以上の増加)。また、平31件で、平成21年度に比し5上の増加)。	
	計値は、平成21年4,	126件, 平成22年4,	eによる被引用件数の各年毎の累 713件、平成23年5,08 197件と大幅に増加している。	
	HIV感染者が悪性リン 仕組みが働くことを発見 とで、薬剤の効果予測へ 究では、ラオスにおける	パ腫を発症すると、非感炎した。DNAの転写制御んの応用が期待できる。また	疾病に着目した研究については、 会者にはみられない遺伝子制御の こ特徴的なパターンを見分けるこ と、国際保健医療協力に関する研 けス政府及びWHOと協調して実 変更に繋がる成果を得た。	
	・国際保健分野においては 開発を推進している。	、産官学との連携のみなり	らず、WHOとも連携した研究・	
[数値目標]○ 平成21年度に比し、中期目標の期間中に、論文誌への掲載論文数をセンター全体で10%以上の増加		に出版された数である16	成25年に出版されたものは、2 36編に比して、77.7%増加	
○ 平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究 実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施 件数の合計数の10%以上の増加	比し54.7%増加した 治験等受託研究 : その他臨床研究 :	19件 (19件) 312件 (195件) 331件 (214件)		
[評価の視点]○ 研究・開発を推進するため、企業、大学、学会等との連携を図っているか。	ワーク (IPSN) とのシーズを投げかけて協議の成果について、バイオ場を設け、産官学等とのいて、開発初期の臨床研(評価シート4頁参照)・早稲田大学理工学術院、横浜市立大学、長崎大学との連携を構築した。ま	連携を実施し、また関係会計では、また関係会計では、また関係会計では、25年度ができまたでは、25年度ができまた。これでは、15年間では、15年間では、15年間では、15年には、15年には、	おいて、(株)知的財産戦略ネット 企業に対して研究所における開発 いら行っている。さらに、研究所 青報発信し、関係業界との協議の これらの結果、平成25年度にお 共同研究を17件実施した。 東京大学大学院医学系研究科、 加え、平成25年度に順天堂大学 と大学医学部との連携を構築する 5年4月、慶應義塾大学医学部連	

	携協定締結は26年7月) (評価シート3頁参照) ・センターでは、研究・開発を推進するため、関係学会との連携を積極的に行っている。たとえば糖尿病学会と連携することにより、緩徐進行1型糖尿病のレジストリーを当センターが中心となって構築した。 ・国際医療協力局は日本国際保健医療学会において、学会事務局、学会誌編集委員会	
	として中心的な役割を果たし、学生部会の指導など、人材育成に注力している。 (評価シート25頁参照) ・NCGMは、平成21年度に保健システム開発分野においてWHO西太平洋地域事務局とのWHO協力センター(WCC)として選定を受け、過去3年間にカンボジア、ベトナム、ラオス、ネパールで実施した疾病対策と保健システム強化に関する現地調査の結果を総括し、成果文書を取りまとめた。平成25年7月には再度、選	
	定され、現在WHOから新ワクチン導入の費用分析の調査委託の依頼を受けている。 (評価シート24頁参照) ・ACCと国際医療協力局は、WHO西太平洋地域事務所のHIV/AIDS分野の テクニカル・パートナーに選ばれ、協力して研究や国際会議の開催といった事業を 行っている。	
	(評価シート3頁参照) ・海外拠点事業を通して、連携している。ベトナム (バクマイ病院中心) では病院、協力局、臨床研究センターが協力して院内感染対策やHIVや糖尿病等の研究を、ネパール (トリブバン大学医学部) では研究所と協力局が協力して耐性菌の研究を、カンボジア (国立母子保健センター) では病院と協力局が協力して新生児医療に関する研究を、ラオス (パスツール研究所) では研究所と協力局が協力してマラリアの研究を、それぞれが臨床、研究、社会医学、マネジメント等の役割分担を行いつつ、研究を進めている。	
	(評価シート3頁参照) ・開発途上国の病院との共同事業として、NCGMはJ-GRID(文部科学省感染症研究国際ネットワーク推進プログラム)に選ばれ、ベトナム(国立バックマイ病院)で共同研究や臨床支援、人材育成などを行っている。(評価シート25頁参照) ・開発途上国の研究所との共同研究としてNCGMは、SATREPS(JICAとJST(文部科学省科学技術振興機構)が共同で実施している地球規模課題研究プログラム)に選ばれ、ラオス政府と協力協定を締結した。ラオス(国立パスツール研究所)	
	で「マラリア及び重要寄生虫症の流行拡散制御に向けた遺伝疫学による革新的技術 開発研究」を実施している。 (評価シート25頁参照)	
○ 当該研究センターの研究者がコレスポンディング・オーサーである論文の被引用総数がどのように推移しているか	実績:○ ・当センターの論文について、Web of Scienceによる被引用数の各年毎の累計値は、 平成21年から平成25年(暦年)まで、平成21年4,126件,平成22年4 ,713件、平成23年5,088件、平成24年5,832件、平成25年6, 197件と大幅に増加している。 (評価シート15頁参照)	
○ 感染症その他の疾患について、発症機序や病態の解明につながる研究を実施しているか。	実績:○ ・病院と研究所で連携し、HIV感染者が悪性リンパ腫を発症すると、非感染者には みられない遺伝子制御の仕組みが働くことを発見した。DNAの転写制御に特徴的 なパターンを見分けることで、薬剤の効果予測への応用が期待できる。 (評価シート15頁参照)	

・ACCでは、年間122例ものHIVの新規感染者について、耐性検査の実施し薬 剤耐性状況の把握及び遺伝子解析を実施した。

(評価シート15百参昭)

- ・肝炎疾患研究部では、C型慢性肝炎に対するペグインターフェロン・リバビリン・ テラプレビル3剤併用療法における有害事象予測に関するGWAS研究を遂行中で ある。グレード3皮疹出現に関連する可能性のある新規SNPを同定している。 (評価シート18頁参照)
- ・分子代謝制御研究部では、当該研究部が同定した肝臓で血糖上昇作用を示すCIT ED2タンパクが、脂肪細胞の発生・分化においても重要な分子であることを明ら かにした。また、アセチル化酵素GCN5が、肝臓においてCITED2と協調的 に作用し血糖値を上昇させる分子であることも見出した。

(評価シート16頁参照)

・糖尿病研究センターの代謝疾患研究部では、主にヒト肥満や糖尿病・代謝疾患を対 象に、遺伝因子の探索や遺伝子発現変化の解析を行い、得られた分子の機能をさら に詳しく解析した。

(評価シート16頁参照)

・脂肪組織中のBリンパ球が常にIL-10を分泌し、肥満に伴う脂肪組織の炎症を 抑えインスリン反応性維持に貢献することを見出した。糖尿病の病態形成や予防に 関わる新規制御機構を明らかにした。

(評価シート19頁参照)

・消化器疾患研究部では、炎症性腸疾患における器質的障害の分子機序と創薬標的を 明らかにした。また、SOCS3欠損がレプチンによる胃ガンの発生に重要である ことを証明した。

(評価シート17頁参照)

・脂質シグナリング部では、組織の修復に関与する血小板由来の新規の生理活性物質 を同定。同活性物質の安定アナログのスクリーニングを開始した。また、臓器の虚 血再灌流障害に関わる生理活性物質を同定することに成功し、企業と協力し、拮抗 薬の探索を進めている。

(評価シート15頁参照)

○ パンデミック感染症、新興・再興感染症及び糖尿病 実績:○ 炎の感染状況やインターフェロン治療に関する実態 把握を行っているか。

等に関する疫学研究を進めるとともに、ウイルス性肝・熱帯医学・マラリア研究部では、日本の防疫上重要である、韓国の三日熱マラリア 再流行の原因分析を行った。具体的には、三日熱マラリア原虫集団が2002年か ら2003年にかけて遺伝的に劇的に変化したことをマイクロサテライトDNA解 析で解明し、北朝鮮から飛来した蚊による可能性を示唆した。

(評価シート16百参昭)

・エイズ治療研究開発センターでは、国際医療研究開発費による肝炎グループの研究 班に分担研究者として参加し、HIVと肝炎の重複感染の実態調査を実施した。ま た、B型肝炎が蔓延しているアジア諸国における治療導入後の実態調査、疫学調査 に関し文部科学省海外拠点プログラム研究費にて実施している。

(評価シート17頁参照)

・糖尿病研究センター糖尿病研究部では、地域住民コホート、健診コホートにおける 疫学研究を行い、重症低血糖発作による心血管病リスクの解明(この結果、心血管 病予防のために、重症低血糖障害を起こさず血糖管理を行う事の重要性を科学的に 証明)、日本人における2型糖尿病罹患率の推計、糖尿病患者におけるがんリスクの 解析、炭水化物摂取と総死亡リスクの解析等を行い、平成25年度中に英文原著を 10報公表した。

(評価シート17頁参照)

・肝炎情報センターでは、全国の41自治体肝炎対策担当部署の協力を得てインター フェロン治療効果判定報告書の収集・解析事業を行っており、平成26年3月まで に20,841例のデータを収集し、解析している。患者の受療状況、治療効果に は地域差、地域差の存在を見出しており、国の肝炎総合対策に地域特性を加味する 必要があることを提言した。

(評価シート17頁参照)

実績:○

取り組んだ。

○ 疫学研究により、感染症その他の疾患についてのリスク・予防要因の究明等、実態把握に資する研究を実施しているか。

・エイズ治療研究開発センターでは、国内多施設および東アジアの国と共同で、急性 HIV感染を登録する東アジアコホートを形成、病状の進行など病態解明の研究に

(評価シート15頁参照)

・熱帯医学・マラリア研究部では、マラリアの疫学調査では、韓国釜山インジェ大学 との共同研究で、北朝鮮から韓国に南下してきたマラリア流行の遺伝疫学的解析で 成果をあげ、わが国の防疫に寄与した。

(評価シート17頁参照)

・近年健康危機として世界的に大きな問題となっている耐性菌感染症・医療関連感染症について、文部科学省海外拠点プログラム(JGRID)に参画し、ベトナムにおける菌血症の疫学研究を行い、血液培養陽性例の後方視的研究およびベトナムの医療機関の集中治療室における菌血症例の前向きコホート研究を開始した。また当センター研究所感染症制御研究部とともにベトナムの医療機関で検出される多剤耐性緑膿菌・アシネトバクターの耐性機構に関する分子疫学的研究を行った。さらに、ネパールにおける抗菌剤耐性菌、なかでも基質拡張型β-ラクタマーゼ産生菌による医療・日和見感染症の臨床疫学的特徴の解明について研究を行った。国内の医療機関で検出された多剤耐性エンテロバクターに関する分子疫学研究を行った。

(評価シート17頁参照)

・肝炎情報センターでは、全国の41自治体肝炎対策担当部署の協力を得てインターフェロン治療効果判定報告書の収集・解析事業を行っており、平成26年3月までに20,841例のデータを収集し、解析した。C型肝炎ウィルス遺伝子型の分布、再治療例の比率、65歳以上の患者率、投与完遂率、さらには治療効果において地域差のあることを見出し、特に、投与完遂率・治療効果の劣る2地域地について、積極的な介入が必要であることを国に提言した。

(評価シート17頁参照)

・糖尿病研究センター糖尿病研究部では、地域住民コホート、健診コホートにおける 疫学研究を行い、重症低血糖発作による心血管病リスクの解明(この結果、心血管 病予防のために、重症低血糖障害を起こさず血糖管理を行う事の重要性を科学的に 証明)、日本人における2型糖尿病罹患率の推計、糖尿病患者におけるがんリスクの 解析、炭水化物摂取と総死亡リスクの解析等を行い、平成25年度中に英文原著を 10報公表した。

(評価シート17頁参照)

・国際医療協力局は、「アジア諸国における効果的な感染症対策を推進するための社会医学的検討」の研究で、主要なテーマとしてラオスにおけるB型肝炎母子感染抑制事業の評価を目的に、ラオス全国の母子を母集団とするクラスタ・サンプリングサーベイ(小集団を単位として選ぶ調査手法)を、現地予防接種事業の実施主体であるラオス政府及びWHOと協調して実施した。この結果を、肝炎の伝搬制御のためのシステム開発に結び付けるため、ラオス政府およびWHOに報告したところ、具体的な予防接種に関する政策変更に繋がった。

(評価シート17頁参照)

○ 感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防法 研究を推進しているか。

実績:○

- や、早期診断技術、治療法の開発に資する研究や標準 | ・ACCにおいて、肝硬変を有するHIV感染者に対する自己骨髄輸注療法を、実施 - 的な予防、診断、治療法について、中期計画に掲げる | した(通算5例目)。また、日本人に適し、かつ、副作用を回避する治療法として 、逆転写酵素阻害薬を使用しない新しい治療法開発のための多施設共同無作為割付 け臨床試験(SPARE study)を実施し48週までのデータを論文化した。
 - (評価シート18頁参照)
 - ・DCCでは輸入症例の報告数が近年増加しているデング熱に関して、迅速診断キッ ト (NS-1抗原、IgM/G抗体を同時検出) の臨床的有用性を評価する研究を国立感染症 研究所、都立墨東病院と共同で開始し、継続中である。

(評価シート18頁参照)

・肝炎・免疫研究センターでは、C型慢性肝炎の治療効果予測法として、宿主側因子 としては、IL28BとITPAの各々のSNPの測定法を確立するとともに、IL28B geneプロ モーター領域に存在する新規SNPのTAリピート数が独立した治療効果予測因子と なることを多施設共同研究で証明した。一方、ウイルス側要因としてHCV core70, 91の測定法とHBVのPC, CP変異、薬剤耐性変異測定法を定量的に行う実験系を確立し 、運用した。

(評価シート19頁参照)

・糖尿病研究部では、センター病院に通院中の患者を対象に、①血糖管理困難な2型 糖尿病患者における「持効型インスリン一回注射+経口血糖降下薬」療法導入によ る有効性の持続皮下グルコース測定を用いた評価、②救急来院した低血糖患者にお ける心血管関連リスクの発現に関する調査、③妊娠糖尿病の持続皮下グルコース測 定によるモニタリングの有効性の検証を行った。

(評価シート15頁参照)

・臓器障害研究部は、病院・糖尿病研究部の協力のもと、センター病院及び他施設通 院糖尿病患者約1,000人から検体収集を行い、プロテオーム解析にて糖尿病関 連タンパク質を探索した結果、網膜症発症初期の病態に関与しうる血清タンパク質 、糖尿病腎症の発症・進展の新規診断・予測マーカーとなりうる複数の尿タンパク 質を同定した。

(評価シート16頁参照)

疾患制御研究部では、ヒトiPS細胞から褐色脂肪細胞を分化させる共同研究、糖 尿病網膜症に関連しうる新規物質の発見、興味深い臨床像を示す症例の血中物質の 解析などを発表した。

(評価シート16頁参照)

○ 研究に必要な、バイオリソースや臨床情報を収集し 実績:○ ているか

、解析を行う研究を実施する等、その有効な活用を図っ┃・NCGMローカルバイオバンクの充実に向けて、平成25年1月に、総長・病院長 ・研究所長を含む「バイオバンクのあり方委員会」を設置し、病院及び研究所間の 連携を強化し、バイオバンクの構築及びバイオリソースの基礎研究・臨床研究への 活用を推進した。この結果、平成26年4月1日時点において、20件97機関と の共同研究を実施し、49編もの研究論文を発表するとともに、6,613検体も の検体を収集した。

(評価シート2頁参照)

・また、国立国際医療研究センター内に、6NCバイオバンクネットワークの中央バ イオバンクを設置し、各NCから情報登録されたバイオリソース試料を外部から検 索することを可能とするカタログデータベースを開発し、平成25年12月に公開 した。年度末には、13、359件ものカタログデータを公開した。

(評価シート3頁参照)

・臨床情報を活用した解析研究を推進するため、患者レジストリの基盤となるDWH (データーウェアハウス)について、個人情報に配慮して効果的に支援できるツー

	1
	ルとなるよう、平成25年度に運用ルールを改定した。
	(評価シート2頁参照)
	・さらに、SS-MIX2 (<u>S</u> tandarized <u>S</u> tructured <u>M</u> edical <u>I</u> nformation <u>Ex</u> change <u>2</u>
	:標準的電子カルテ情報交換システム)を平成25年度に導入し、医療情報イン
	ターフェースの相互運用性を確保することで、医療情報の標準化を推進するため
	の基盤を整備した。
	(評価シート36頁参照)
○ 医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む。) <i>の</i>	
実現を目指した研究を実施しているか。	・医薬品及び医療機器の治験の実現を目指した研究について、たとえば以下の研究等
	を積極的に実施している。
	 ・H I V・エイズにおける国内未承認の医薬品や医療機器に関する臨床研究として、
	IFN製剤などを保険適応外使用し有効性を評価した。
	(評価シート19頁参照)
	・新興・再興感染症における新規診断検査法・治療薬の開発や既存薬適応拡大に向け
	て、以下の取り組みを行った。
	① 国内未承認のデング熱迅速診断キットの臨床的有用性に関する研究を国立
	感染症研究所、都立墨東病院と共同で行っている。
	② 厚生労働科学研究費補助金熱帯病治療薬研究班の主要薬剤使用機関として
	、未承認の抗マラリア薬(プリマキン、リアメット、アーテスネート坐薬、
	アトバコン・プログアニル合剤)、抗赤痢アメーバ薬(静注メトロニダゾー
	ル、パロモマイシン)を使用し、効果と副反応を評価した。
	(評価シート19頁参照)
	・当センターで同定したSLEおよび炎症性腸疾患の新規治療標的分子(SLE15A4)に対
	する低分子阻害剤の開発にむけて、創薬・医療技術基盤プログラムの支援を受けて
	HTS(ハイスループットスクリーニング)を進めている。
	(評価シート20頁参照)
	・神経変性疾患の新規治療標的分子の同定を目的として、第一三共株式会社との共同
	研究ベース (TaNeDS) で、新規オートファジー制御因子のスクリーニングに取り組
	んでいる。
	(評価シート20頁参照)
	・C型慢性肝炎の治療効果の簡易な判定手法としてIL28B遺伝子の測定が有用であるこ
	とを示し、その診断薬としての治験を実施し完了した。現在承認に向けての手続き
	を進めている。また、インターフェロン治療による副作用である貧血の予知のため
	のITPA SNPの測定についても診断薬メーカーとの開発を進め、キット化を行なって
	いる。
	(評価シート19頁参照)
	・治験を含む臨床研究の合計実施数は、平成25年度で331件となっており、平成
	21年度214件に比して54.7%増となっている。
	(評価シート20頁参照)
	(HIIIM V I D V N N N N N N N N N N N N N N N N N N
 ○ 海外では有効性と安全性が検証されているが国内	
	大幅・〇 ・日本における新規医療技術として、以下について先進医療の申請を準備した。
めとする臨床研究を推進しているか。	①FDGを用いたポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影による不明熱の診
めとりる臨外切れて住座しているが。	断(H26.5取得)
	②Verigene®システムを用いた敗血症の迅速診断(H26.7先進医療部会承認)
	③腹膜偽粘液腫の減量切除術に対する周術期腹腔内化学療法(H26.6先進医療技
	術審査部会(条件付き適))
	(評価シート35頁参照)

	・このほか、たとえば感染症については、HIV・エイズにおける国内未承認の医薬品や医療機器に関する臨床研究として、カレトラ・リキッドを使用する臨床研究を推進した。 (評価シート19頁参照) ・さらに糖尿病については、膵島移植実施施設として平成26年3月に承認された。
○ 感染症その他の疾患に関する医療の質を評価する 信頼性・妥当性のある指標の開発を行うとともに、中 期計画に掲げる研究を実施することで、医療の均てん 化を図っているか。	・たとえば、HIV診療に関する医療の質を評価する指標として、施設内の抗HIV
○ 感染症その他の疾患に対する偏見を解消し、正しい理解を促進するとともに、最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施しているか。	実績:○ ・ホームページを通じて、一般向けに疾患に関する正しい知識等について啓発を行うと共に、医療従事者に対しては、最新の治療法、知見等の情報提供を行っている。特に、HIV・エイズについて、当施設受診患者のための患者会を毎年2回開き、患者のための勉強会のみならず、患者からの要望を積極的に聴取し対応するなどして、正しい理解の促進をしている。さらに、肝炎患者に対する偏見・差別の問題は複数の研修会でテーマとして取り上げており、独自に作成するビデオ教材の内容にも盛り込んだ。 (評価シート20、21頁参照)
○ 開発途上国への国際保健医療協力を効果的に推進するため、国際保健動向の情報収集・分析を効果的に行うとともに、効果的な保健システムの在り方等に関する研究や、国際保健にかかる国内外の人材育成に必要な研究を実施しているか。	主要なテーマとしてラオスにおける B 型肝炎母子感染抑制事業の評価を目的

・「保健医療人材のへき地への定着の促進因子に関する研究」 仏語圏アフリカ6か国(ベナン、ブルンジ、コートジボワール、コンゴ民、セ ネガル、トーゴ)の保健省人材育成担当者への調査の結果、これらの国々でど のような人材施策(育成、配置、定着)が取られているかが明らかになり、各 国の人材開発計画の立案に寄与した。 ・「東南アジアにおける生活習慣病予防モデルの開発-ベトナムにおける予防介入支援 インターネットを使った開発途上国向けの生活習慣病予防プログラムを独自に 開発し、実用化(当該国の食習慣等との因果関係を解析してその国の事情に合 った減量メニューを実現)し、現在ベトナムで有効性を検証中である。 (評価シート23、24頁参照) ・以上の例のような国際保健医療協力に関する研究の成果を、年度を通じ、英文論文

○ 国際保健のネットワーク強化を図るため、効果的な 実績:○ 情報共有や共同研究の仕組み等を構築するために必 要な研究を国内外関係機関等と共同で実施している

か。

- ・ネットワーク強化のため、次の4つの海外連携のスキームを、それぞれの特徴を活 かして有効に活用している。
- ① WHO協力センター (WCC)

29編、和文論文9編、計38編、発表した。

NCGMは、平成21年度に保健システム開発分野においてWHO西太平洋地 域事務局とのWHO協力センター(WCC)として選定を受け、過去3年間にカ ンボジア、ベトナム、ラオス、ネパールで実施した疾病対策と保健システム強 化に関する現地調査の結果を総括し、成果文書を取りまとめた。平成25年7 月には再度、選定され、現在WHOから新ワクチン導入の費用分析の調査委託 の依頼を受けている。

② 開発途上国の病院との共同事業

NCGMはJ-GRID(文部科学省感染症研究国際ネットワーク推進プログ ラム)に選ばれ、ベトナム(国立バックマイ病院)で共同研究や臨床支援、人材 育成などを行っている。

③ 開発途上国の研究所との共同研究

NCGMは、SATREPS(IICAとIST(文部科学省科学技術振興機 構)が共同で実施している地球規模課題研究プログラム)に選ばれ、ラオス政府 と協力協定を締結した。ラオス(国立パスツール研究所)で「マラリア及び重要 寄生虫症の流行拡散制御に向けた遺伝疫学による革新的技術開発研究」を実施 している。

④ 研修参加国のネットワーク化

NCGMが専門家を派遣しているプロジェクト対象国等からの研修参加者が 情報を共有し、各国の政策立案を行うことを目的に、NDGMが中心となって ネットワークを組織している。

(評価シート24、25頁参照)

中期目標 中期計画 平成25年度計画 平成25年度の業務の実績

2. 医療の提供に関する事項

我が国における感染症その 他の疾患に対する中核的な医 療機関として、国内外の知見を 集約し、高度先駆的医療の提供 を行うこと。

また、高齢化社会が進展する 中で、課題となっている病気の 複合化、併存化に対し、臓器別 、疾病別のみならず、患者全体 を見る全人的な医療を前提に、 総合医療を基盤とした感染症 その他の疾患に対する医療の 標準化を推進するため、最新の 科学的根拠に基づいた医療の 提供を行うこと。

患者・家族に必要な説明を行 い、情報の共有化に努めること により、患者との信頼関係を構 築し、また、患者・家族が治療 の選択、決定を医療者とともに 主体的に行うことができるよ う支援することに加え、チーム アを見通した医療の提供、医療 安全管理体制の充実、客観的指 標等を用いた医療の質の評価 等により、患者の視点に立った 良質かつ安心な医療の提供を 行うこと。

地域のニーズに即した質の 高い救急医療を提供すること。 特定感染症指定医療機関と して、感染症指定医療機関等と 連携し、感染症の患者に対する 医療の提供を着実に行うこと。

2. 医療の提供に関する事項 2. 医療の提供に関する事項

基本的に病気とは複雑な疾 病の複合体であるので、その 治療に際しては、高度な専門 性と同時に、「こころ」も含 め様々な側面から患者を診る ための総合診療能力、救急医 療を含む診療体制、並びに質 の高い人材の育成及び確保が 要求される。

センターは、既に培われた世 界的に見ても質の高い医療水 進をさらに向上させ、総合医療 を基盤とした各診療科の高度 先駆的な医療を提供する。

特に、センターのミッション である感染症その他の疾患の ための質の高い医療の提供を 行うことにより、医療の標準化 を図り、他施設のモデルとなる 科学的根拠を集積し、我が国の 医療の標準化・均てん化を推進 する。

医療の推進、入院時から地域ケ|(1)高度先駆的な医療、標準 化に資する医療の提供

① 高度先駆的な医療の提供

高齢化社会が進展する中 で、課題となっている病気の 複合化、併存化に対応するた め、臓器別、疾患別のみなら ず、小児から高齢者までの患 者を対象とした心身を含めた 総合医療を基盤に、最新の知 見を活用することで、個々の 病態に即した高度先駆的な医 療の提供を行う。

また、HIV・エイズ患者に 対し、薬剤耐性や薬剤血中濃 度のモニターに基づき、総合 医療をベースに個々人の病態 に即した医療を年間150例以 上提供する。

(1) 高度先駆的な医療、標準 化に資する医療の提供

① 高度先駆的な医療の提供

- 薬剤耐性や薬剤血中濃度の モニターに基づき、総合医療 をベースに個々人の病態に 即した医療を年間200例以上 提供する。
- 染を含む新興感染症に対す る診断・治療・予防の開発を 推進する。

2. 医療の提供に関する事項

(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

① 高度先駆的な医療の提供

・ HIV・エイズ患者に対し、 1. HIV・エイズに対する医療の提供

・ HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即し た医療を年間200例以上提供するという計画に対し、平成25年度は280例実施した。個々の実態に即した治療法 の重要性が増したため、実施数も当初計画より大幅に増加した。

・ H5N1鳥インフルエンザ感 2. 新興感染症に対する治療法開発の推進

- ・ 「高病原性鳥インフルエンザの診断・治療に関する国際連携研究」で行ったH5N1鳥インフルエンザの治療法に係る研究 成果をまとめて、「重症新型インフルエンザ診断と治療の手引き」として診断治療マニュアルを作成し、新型インフルエ ンザなどの重症化とその診断・治療について情報発信し医療の標準化・均てん化を推進した。
- 厚生労働科学研究費補助金熱帯病治療薬研究班の中央薬剤保管機関として、未承認の抗マラリア薬(プリマキン、リア メット、キニーネ注射薬)、抗赤痢アメーバ薬(メトロニダゾール注射薬)などを全国の30協力医療機関に供給し、効果 と副反応を評価した。
- アフリカ睡眠病に対する国内未承認薬について、世界保健機関から供与を受ける窓口となった。
- ・ 抗マラリア薬(リアメット)について、熱帯病治療薬研究班を代表し承認要望申請作業を行った。
- 2月に新規販売された抗マラリア薬(マラロン)の市販後調査において主導的な役割を果たした。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成25年度の業務の実績
		ご の の の で か に か に か に か に か に か に か に か に か に か	3. 肝炎に対する治療法開発の推進
		受性に着目したテーラーメ	・ 肝炎・免疫研究センターで開発したC型慢性肝炎治療の効果予測因子であるIL-28B遺伝子SNPの測定を行い、実臨床での
		イド医療の開発を行う。	個別治療法選択の一助となることを明らかにした。一部は高度先進医療として測定した。
		糖尿病について生休指標等	4. 糖尿病に対する医療の提供
		に依拠した治療を実施する。	・ 血糖コントロールが不安定な患者などを対象に、連続血糖測定が可能なシステムを活用し、治療方針を策定するという
			テーラーメイドの糖尿病治療を実施した。本年度までに延べ約330人に実施した。
			・ 重症低血糖発作を合併するインスリン依存性糖尿病に対する脳死及び心停止ドナーからのシングルドナー膵島移植を実
		よいた アルハイマザナル	施するための体制整備を行った。
		センターにおいて実施されている先駆的な医療技術に	 5. 先進医療・高度医療の推進
		ついては、先進医療に承認申	
		請を行うことを推進する。	既存技術6件を申請に向けて準備中。
			【取得】
			平成24年度
			(先進医療既存技術) ①実物大臓器立体モデルによる手術支援
			②急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定
			③IL28Bの遺伝子診断によるインターフェロン治療効果の予測評価
			平成25年度
			(先進医療既存技術)
			①術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 ②パクリタキセル腹腔内投与および静脈内投与ならびにS-1内服併用療法
			②パノブノベ こル版正F 11文子45 よ O 前 M F 11文子なら O (C.S. 1F 1 M K M / 1 M K M / 1 M K M
			【申請中】
			(先進医療新規技術)
			①FDGを用いたポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影による不明熱の診断(H26.5取得)
			②Verigene®システムを用いた敗血症の迅速診断(H26.7先進医療部会承認) ③腹膜偽粘液腫の減量切除術に対する周術期腹腔内化学療法(H26.6先進医療技術審査部会(条件付き適))
			の成成例相似性の成重列が例で対する内的列及肛门上下原因(II20.0元)と因係以前福且的五(木门门で通))
			【申請準備中】
			(先進医療既存技術)
			①腹腔鏡下センチネルリンパ節生検 ②多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療
			③三次元形状解析による体表の形態的診断
			④歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法
			⑤S-1内服投与、オキサリプラチン静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法
			⑥C型肝炎ウイルスに起因する肝硬変に対する自己骨髄細胞投与療法
	② 医病の極進ルナザンナット	② 医療の標準化を推進するた	
	② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基	めの、最新の科学的根拠に 基づいた医療の提供	② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供
	づいた医療の提供	・感染症その他の疾患につい	
	感染症その他の疾患につ	て、最新の知見を活用しつつ	113 33 173 21 2 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2
	いて、最新の知見を活用しつ		
	つ、医療の標準化に資する診 療体制を整備し、標準的医療		
	原体制を整備し、標準的医療 の実践に取り組む。	天成に収り租む。	肝炎・免疫研究センターの情報システムを構築した。また、各診療科による臨床カンファレンスや講習会に積極的に取り 組み、医療の質の向上・均質化を図った。さらに、最新の知見を得るための機会として、院内、院外講師による各種セミ
	- / - / / / / / / / / / / / / / / / / /		/中小、 内が、 ががっている C O C O C O C O C O C O C O C O C O C

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	受研究センタ──評価シ──ト 平成25年度の業務の実績
			・ 計次情報センターでは、全国 7 のの影流原具所疾患が健康疾患の対策を対象とした巨致従手者(心師、看護所、相談員等)向け研修会を作に4 回開催し、肝炎医療に関する最初の知見を名自治体におけるリーダー的立場の医療者と共有する機会を機能した。さらに、これらの耐能会を議事が各自治体における所疾患診療者の力を力して専門医療機関以下へ最新情報の伝達を行うシステム上凝症的に稼働しており、全国上が3 が決し致の機能化が推進されている。輸入医療機能した。さらに、これらの耐能会を議事が各自治体における所疾患の機能の対策されている。・輸入医療機器では一般ないの関係を対象に関係している。・一類医療機能と対した影響の予引を、および動血管料を作成した。 ・ 一類医療機能と対象とした影響の予引を、および動血管料を作成した。 ・ 静泉所情報センターでは、かかりつけ医師がウマニュアルは単原専門医師けのマニュアルを平成22年度に作成し、インターネットで次間により、カッカ・ウリ性のマニュアルは手できた。 ・ 一般所情報としないのでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般では、一般のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般

評価の視点等	自己評定	S		評 定
■評価項目4■	(総合的な評定)		I	(委員会としての評定理由)
	VIEW HOLD SHITTEN			
医療の提供に関する事項 (1)高度先駆的な医療、標準化に資する医	を提供するとともに、全する取組も積極的に推進・具体的には、高度先駆的請するとともに、先進医このほか、平成25年度提供や、膵島移植実施の・医療の標準化については等の作成及び普及に寄与るが、特に平成25年度臨床試験について、学会2年度0件、平成23年度2位とにより、医療の標準化・SS-MIX2(<u>S</u> tanda	国の患者によりよい医療をして、感染症等に関係をして、感染症等に関係を持て、性取得及びをにおいて、HIV・エイスを抽動を構を動に推進して、「関係学会等との連携をよする研究を推進すること」においては、当センターが等が作成した診療ガイドラギ、平成24年度4件)。診察が図られた。	定病に関する高度先駆的な医療と届けるため、医療の標準化に資料する先進医療新規技術3件を申り、基本では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	(各委員の評定理由)
	の相互運用性を確保する。	, = , , ,	推進するための基盤を整備した	
[数値目標] ○ HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤のモニターに基づき、総合医療をベースに修病態に即した医療を年間150例以上提供	, ,,,,,	に即した治療法の重要性が った。	50例多い200例の数値目標を 「増したため、年間280例に提	
[評価の視点]○ 臓器別、疾患別のみならず、小児から高齢患者を対象とした心身を含めた総合医療を基新の知見を活用することで、個々の病態に即先駆的な医療の提供を行っているか。	基盤に、最 提供を行っている。		5態に即する高度先駆的な医療の	
○ 感染症その他の疾患について、最新の知見つつ、医療の標準化に資する診療体制を整備的医療の実践に取り組んでいるか。	・日常診療において、エピ 電子ジャーナルの整備を を参照できるシステムを 疫研究センターの情報シ ンスや講習会に積極的に 新の知見を得るための機	進め、診療の合間に電子な 整備し、平成24年度から ステムを構築した。また、 取り組み、医療の質の向」 会として、院内、院外講師 で開催し、医師の参加を促	高療が可能となるよう、図書館の ルテシステム上からジャーナル 国府台地区に移転した肝炎・免 各診療科による臨床カンファレ よ・均質化を図った。さらに、最 所による各種セミナーやカンファ とすことで最新の研究成果の吸収	

・HIV・エイズについて、他診療科医師による外来診療体制を強化し、平成25年度は消化器内科・整形外科の医師による血友病包括外来を開始した。また、精神科については、平成25年度に臨床心理士による神経心理検査(認知症検査)を開始するとともに、年度内に診療体制を整え、平成26年度から精神科医師による血友病包括外来も実施している。

(評価シート75頁参照)

・さらに、エイズに対する日本全国の診療水準の向上を図るため、医療従事者については、エイズに関する最新の情報を追加した研修を、ACCにおいて13回・出張研修を8回実施し、年間600人以上が受講している。また、全国の医療従事者がいつでも自由に閲覧・自己研修ができるよう研修資料等をE-learningの形式で公開している。

(評価シート75頁参照)

・肝炎情報センターでは全国70の都道府県肝疾患診療連携拠点病院を対象とした医療従事者(医師、看護師、相談員等)向け研修会を年に4回開催し、肝炎医療に関する最新の知見を各自治体におけるリーダー的立場の医療者と共有する機会を提供した。さらに、これらの研修会受講生が各自治体における肝疾患診療ネットワークを介して専門医療機関以下へ最新情報の伝達を行うシステムも継続的に稼働している。肝炎情報センターでは肝疾患診療連携拠点病院を対象とした現状調査を毎年行っており、これら教育のアウトカムについても評価しえている。

(評価シート36頁参照)

・糖尿病研究センターでは、「糖尿病標準診療マニュアル」(一般診療所・クリニック向け)を作成し、最新の知見を踏まえて年に2度更新した。マニュアルについてはホームページに公開して周知を図った。

(評価シート21頁参照)

S S - M I X 2 (<u>S</u>tandarized <u>S</u>tructured <u>M</u>edical <u>Information Ex</u>change <u>2</u>:標準的電子カルテ情報交換システム)を平成25年度に導入し、医療情報インターフェースの相互運用性を確保することで医療情報の標準化を推進するための基盤を整備した

(評価シート36頁参照)

かつ安心できる医療の提供

① 患者の自己決定への支援

患者・家族が治療の選択、 決定を医療者とともに主体的 に行うことができるよう、患 者・家族に必要な説明を行い 取り組むことで、情報の共有 化に努めるとともに、患者の プライバシー保護に努める。

談支援を行うための窓口を設 置する。

また、専門的立場から幅広 く患者・家族を支援するため 、セカンドオピニオンを年間1 80件以上実施する。

かつ安心できる医療の提供

① 患者の自己決定への支援

- 患者にとって安心・安全な 医療を提供するため、カルテ 1. 適切なカルテの開示 の開示等の情報公開に積極 的に取り組む。
- 、かつ、情報公開に積極的に ・ 患者のプライバシー保護に 努めるため、個人情報保護に を図る。
 - このため、患者に対する相 ・ 患者に対する相談支援を行 充実を図る。
 - ・ セカンドオピニオンを200 件以上実施する

(2)患者の視点に立った良質 |(2)患者の視点に立った良質 |(2)患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供

① 患者の自己決定への支援

・ 厚生労働省医政局長通知「診療情報の提供等に関する指針の策定について」に基づきカルテの開示請求があった場合に は適切に開示に取り組むこととし、センター病院においては、平成25年度は111件の開示を行った。 また、国府台病院においては24件の開示を行った。

関する委員会を開催し充実 2. 個人情報保護に関する委員会の開催

- ・ 個人情報保護については、平成26年3月6日に個人情報管理委員会を開催し、個人情報の実績報告及び個人情報の取 り扱い状況等について検証した。
- う窓口について、支援体制の · 個人情報保護研修会の開催に加えて、職員ホームページ及び医療安全ポケットマニアルに個人情報に関する注意事項を 掲載し職員全員に周知徹底を行っている。

3. 個人情報保護研修会の開催

個人情報保護研修会については、新採用者300人を対象とした平成25年度採用者オリエンテーションにおける実施 のほか、監査法人が平成25年7月31日に開催(国府台地区)したコンプライアンス研修会において、個人情報保護に ついて職員に周知徹底を図った。

4. 患者に対する相談支援を行う窓口支援体制の整備

・ センター病院においては、療養中の心理的、社会的問題、経済的問題等の社会福祉相談について、相談・支援を行うM SW(医療ソーシャルワーカー)、療養に関する相談・受診相談等の看護相談を行う看護師、薬剤の質問や相談を行う薬 剤師を配置した「総合医療相談室」を設置し、患者相談に取り組んでおり、患者相談専門職1人、MSW常勤職員7人、 看護師常勤職員2人により窓口支援体制を確保している。平成25年度は40.233件の相談に対応している。

国府台病院においては「医療福祉相談室」を設置し、精神保健福祉士免許を併せ持つMSW6名体制で患者相談・支援 に取り組んでおり、平成25年度は11,361件の相談に対応している。

苦情の受付については、入院で前年度を若干下回ったが、外来は前年度を上回る満足度が得られた。

【患者満足度調査結果】

ポイント

ポイント

・苦情の受付について(入院) 平成24年度 4.32 → 平成25年度 4.25 (-0.07ポイント)

・苦情の受付について(外来) 平成24年度 3.68 → 平成25年度 3.74(+0.06ポイント)

5. セカンドオピニオンの実施

患者自ら治療法などの選択ができるように、そして、納得して治療が受けられるようにセカンドオピニオンの環境整備 に努めており、受付窓口の設置や、院内掲示及びホームページによる制度等の情報提供を行っている。平成25年度にお いては実施件数が242件となり目標を達成した。

② 患者等参加型医療の推進

患者の視点に立った医療 ② 患者等参加型医療の推進 患者満足度調査を実施し、そ の結果を業務の改善に活用す ること、及びご意見箱を活用 するなど、患者の意見を反映 しつつ医療の取り組みを着実 に実施するとともに、患者サ

の提供を行うため、定期的に ・ 患者サービス推進委員会を 定期的に開催する。また、患 1. 患者サービス推進委員会の開催 者の視点に立った医療の提 供を行うため、平成24年度に 実施した患者満足度調査及 びその分析結果をもとに、必 2. 患者の視点に立った医療の提供 要なサービスの改善を行う

② 患者等参加型医療の推進

平成25年度においては、患者サービス委員会を毎月1回定期的に開催し、委員会で審議した内容をセンター管理会議 (センター病院)、管理診療会議(国府台病院)において報告を行い、必要なサービス改善に取り組んでいる。

センター病院においては、患者サービス推進委員会及び前年の「患者満足度調査の分析結果」をもとに患者サービスの

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成25年度の業務の実績
	ービスの改善について積極的		
	な推進を図る。	患者満足度調査を実施する。	
	また、ボランティアによる		
	相談支援等に努め、患者の医		
	療に対する理解の向上に努め		
	る。	善について積極的に推進を	
		図る。	・入院の手続きについて 平成24年度 4.46 → 平成25年度 4.39 (-0.07ポイント)
		ボランティアの活動による	
		相談支援等を推進し、患者の	・退院の説明について 平成24年度 4.48 → 平成25年度 4.40 (-0.08ポイント)
		医療に対する理解の向上に	
		努める。	診療費のクレジットカード払い可能なクレジット会社を、合計3グループ(9種類)としている。
			・ 現金自動支払機から自動発行される「領収証兼明細書」及び「診療明細書」のうち「診療明細書」の発行を患者本人に
			よる選択制に変更し、現金自動支払機での支払の流れをスムーズにした。
			・ 平成25年3月1日より時間内の「計算受付」・「会計」窓口の受付時間を17時15分から17時30分までに延長し、併せ
			て現金自動支払機の稼働時間についても同様に延長を行い、円滑で効率的な会計事務に改善を行ったことにより、下記項
			目について平成25年度の調査結果が前年度を上回った。
			【患者満足度調査結果】 ポイント ポイント
			・会計手続きについて 平成24年度 3.48 → 平成25年度 3.49 (+0.01ポイント)
			・会計までの待ち時間 平成24年度 3.20 → 平成25年度 3.27 (+0.07ポイント)
			・会計の順番について 平成24年度 3.79 → 平成25年度 3.90 (+0.11ポイント)
			・支払いの内訳について 平成24年度 3.92 → 平成25年度 4.06(+0.14ポイント)
			特に可能な数度利表と、例本数度又質の其土知期部度「2.0八2l」表と「2.0八2l」「1.0八1l」)) 例本体
			・ 対応可能な診療科から、外来診療予約の基本初期設定「30分3人」から「20分2人」「10分1人」とし、外来待ち時間の短縮に努め患者サービスの改善を図ったことにより、下記項目について平成25年度の調査結果が前年度を上回った
			った。 【患者満足度調査結果】 ポイント ポイント ポイント
			・診療までの待ち時間 平成24年度 2.68 → 平成25年度 2.77 (+0.09ポイント)
			・予約での待ち時間 平成24年度 2.58 → 平成25年度 2.63(+0.05ポイント)
			・待ち時間を知りたい 平成24年度 2.86 → 平成25年度 2.94 (+0.08ポイント)
			・診察の順番について 平成24年度 3.61 → 平成25年度 3.64 (+0.03ポイント)
			砂奈の順番にういて 一十成24十度 3.01 / 十成20十度 3.04 (10.0047/217)
			・ 平成25年3月より、外来患者の利便性の向上に向けて対応可能な診療科から紹介状を持参の患者の初診受付を14時
			まで行うこととし、患者サービスの改善を図った。
			 3. 平成25年度患者満足度調査の概要
			・ 患者満足度調査については、患者の視点に立った病院におけるサービスの向上を図ることを目的に、平成25年度にお
			いても実施した。
			【センター病院】
			 入院については調査期間(平成25年10月1日から平成25年10月31日まで)の退院患者のうち協力を得られ
			た 5 9 5 人、外来については、調査期間 (平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日から平成 2 5 年 1 0 月 1 8 日まで) に来院された外
			来患者のうち協力の得られた1、045人について調査を実施した。
			・ 平成25年度の調査結果は、入院は前年度を下回ったが外来は前年度を上回った。今後も患者の満足度をあげられる
			よう引き続き必要なサービスの実施に向けた改善に取り組むこととしている。
			【患者満足度調査結果】 ポイント ポイント
			入院 ・アンケート総合得点 平成24年度 4.51 → 平成25年度 4.45(-0.06ポイント)
			外来 ・アンケート総合得点 平成24年度 3.96 → 平成25年度 3.99(+0.03ポイント)
			【国府台病院】
			 入院については調査期間(平成25年10月1日から平成25年10月31日まで)の退院患者のうち協力を得られ
			た169人、外来については、調査期間(平成25年10月24日から平成25年10月25日まで)に来院された外
L			10 // / / / / / / / / / / / / / / / / /

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	寮研究センタ──評価シ──ト 平成25年度の業務の実績
			来患者のうち協力の得られた458人について調査を実施した。 ・ 平成25年度の調査結果は、入院、外来ともに前年度を上回った。今後も患者の満足度をあげられるよう引き続き必要なサービスの実施に向けた改善に取り組むこととしている。
			【患者満足度調査結果】 ポイント ポイント
			入院 ・アンケート総合得点 平成24年度 4.25 → 平成25年度 4.48(+0.23ポイント) 外来 ・アンケート総合得点 平成24年度 3.85 → 平成25年度 3.92(+0.07ポイント)
			・ 院長の指導のもとチーム医療を心がけ、接遇・患者へのサービスの向上に取り組み努力した結果、前年度に対して、 特に入院のポイントが伸びた。また、一般病棟建て替え(平成24年11月より稼働)による設備・環境面の向上も大 きな要因となっている。
			【患者満足度調査結果】 ポイント ポイント ポイント
			・医師や看護師等の医療スタッフ 平成24年度 4.21 → 平成25年度 4.57 (+0.29ポイント) のチームワークが悪い
			・病院のトイレや浴室についての 平成24年度 3.93 → 平成25年度 4.54 (+0.61ポイント) 不満
			・病院の廊下や階段、エレベータ 平成24年度 4.21 → 平成25年度 4.62(+0.41ポイント) が不便
			・病室内の環境に不満 平成24年度 3.83 → 平成25年度 4.54 (+0.71ポイント)
			4. 意見箱の活用 患者からの意見等を定期的に回収し、毎月開催される「患者サービス推進委員会」にて改善策等の検討を行い、改善事項を院内掲示するとともに新たにホームページに掲載(平成26年1月から)し、患者への周知を行っている。職員に対しては、センター病院では、センター管理会議等で患者からの意見及び改善事項の報告し、国府台病院では管理診療会議で患者からの意見及び改善事項の報告をすることにより周知を行っている。
			5. ボランティアの活動状況 ・ 平成25年度においても、募集用パンフレットを配布すると共に、ボランティア説明会(11回開催)を実施し、地域への呼びかけも行うなどして、ボランティアの募集活動を行った。また、ボランティアに対する教育・研修及び意見交換会を実施した。 《ボランティアの登録者数》 ・ 平成25年度 25人 《ボランティア活動の内容》 ・ 外来患者の診察室等への案内及び、車いす使用患者の移動の補助 ・ 「病気の子ども支援ネット遊びのボランティア」による小児病棟への慰問 ・ 入院患者や患者家族を対象としたコンサートの開催 ・ 「患者図書室はこね山」の受付業務 ・ ボランティアによる病院敷地内のゴミ拾い 《ボランティアによる病院敷地内のゴミ拾い 《ボランティアでは、51元の表別では、11元の表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別である。 「時の訓練においては、日き続き国土館土営及び目が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日
			・ 防災訓練においては、引き続き国士舘大学及び早稲田大学の学生ボランティアが被災者役となり訓練に参加し、災害発生初動訓練の向上に努めた。
			6. その他 ・ 当センターの医師と看護師が中心となってNPOをたちあげ、人工関節の患者等を対象として定期的に集会を開き、手 術やリハビリテーションについての勉強会や個別のカウンセリングを行うことで、患者の医療に対する理解の向上に努 めている。
	③ チーム医療の推進	③ チーム医療の推進	

平成25年度の業務の実績

・ 地域の医療機関や医師会に対し医療機器の整備状況の説明、パンブレット、ホームページによる広報活動に積極的に実施するなど医療機関との連携を強化することにより、地域連携開業医から直接画像検査の依頼を受け付け、専門医による

平成 25 年度計画

中期計画

中期目標

1, M1 H 124	1, 20 H E	1 % 20 十 及 前 百	
	センターの総合医療の特	・ センターの総合医療の特長	③ チーム医療の推進
	長を活かして、小児から高齢	を活かして、小児から高齢者	
	者までの患者に対し、多職種	までの患者に対し、多職種連	1. 多職種連携及び診療科横断によるチーム医療の推進
	連携及び診療科横断によるチ	携及び診療科横断によるチ	【センター病院】
	ーム医療を推進する。	ーム医療を推進する。具体的	センター病院での多職種連携及び診療科横断による診療チームが行った回診・カンファランスは、褥瘡回診239件、
		には、診療科横断による多職	退院支援カンファランス686件、在宅療養カンファランス49件、NSTカンファランス251件、ICT回診35件
		種から構成される院内診療	、呼吸ケアサポートチーム回診285件、医療安全マネージメントカンファランス28回となり、年間1,573件実施
		チームが行うカンファレン	した。 (平成24年度1,052件)
		スを900件以上実施する	ACCでは、外来患者の90.9%に対し、チーム医療を実施した。
		へを900件以上关心する	ACCでは、外木思有の90.9%に対し、ケーム医療を美地した。
			【国府台病院】
			国府台病院においては、各診療科の入院患者で「こころ」の問題を示した患者に対し、心の診療に携わる各科が対応し
			た件数は、年間355件、NST及び褥瘡対策チームでの多職種カンファレンスは年間746件となり年間1101件実
			施した。(平成24年度719件)
	4	〉 入院時から地域ケアを見通 │	
4	入院時から地域ケアを見通	した医療の提供	
	した医療の提供	・ 患者に対して切れ目なく適	④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供
	患者に対して、切れ目なく	切な医療を提供できるよう、	
	適切な医療を提供できるよう	地域の診療所や病院との役	1. 地域医療連携の推進
	、地域の診療所や病院との役	割分担を図るとともに、連携	・ 総合医療相談室内に医療連携係を設置し、連携の強化及び情報の共有化を図る一方、地域医療機関との連携をさらに強
	割分担を図るとともに、連携	を強化し、患者に適した医療	化するため、総合医療相談業務を再構築し平成23年7月に「連携医療ネットコア会議」を設置し、毎月定期的に開催す
	を強化し、患者に適した医療	機関(かかりつけ医)への紹	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	機関(かかりつけ医)への紹	介を進め、紹介率・逆紹介率	国府台地区においては、平成23年度より地域医療連携の強化に取り組み、24年より地域医療機関への訪問や連携医
	介を進め、紹介率・逆紹介率	の向上を図る。	登録制度を開始しており、平成25年度末現在52人の先生に登録いただいている。また、それらの先生方が参加するオー
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・地域に開かれた研修会や協	
	また、地域に開かれた研修		・ 平成24年12月より連携登録医等に対し、医療連携の一環として年末年始及びゴールデンウィークの医療体制が手薄
	会や協議会を開催し、情報の	図る。	になる期間おいてセンター病院で積極的に患者を受け入れる旨の案内を行った。また、新宿区医師会に対しても同様の案
	共有を図る。	・ 糖尿病について、地域連携	内を行った。
		パスの活用、紹介及び逆紹介	・ 平成25年3月より、対応可能な診療科から紹介状を持参の患者の初診受付を14時まで行う旨の案内を行った。
		を進める。	
		・ 自治体や地域の医師会等と	・ 連携体制の強化
		小児医療体制について協議	① 連携病院との連携強化を深めるため病院長、副院長、事務職員等により、近隣の医師会、病院を訪問した。また、国府
		を行うとともに、地域の医療	台地区においては、「年末年始の診療体制(患者受入)のご案内」「画像検査予約システム(カルナ)導入のお知らせ」
		機関と協議し、休日夜間の小	「CT・MRI装置更新及びPET-CT導入のお知らせ」のため、近隣の施設を訪問した。
		児救急を実施する。	
		地元医師会との合同研修会	【紹介率】 H21' H22' H23' H24' H25'
		を開催する。	センター病院 $57.3\% \rightarrow 66.1\% \rightarrow 69.4\% \rightarrow 72.2\% \rightarrow 76.1\%$
		と1万1年 1 ′り。	国府台病院 $41.8\% \rightarrow 44.6\% \rightarrow 48.6\% \rightarrow 52.4\% \rightarrow 54.2\%$
			センター病院 $20.1\% \rightarrow 23.5\% \rightarrow 29.8\% \rightarrow 31.7\% \rightarrow 39.5\%$
			国府台病院 $19.9\% \rightarrow 22.7\% \rightarrow 23.4\% \rightarrow 26.7\% \rightarrow 27.8\%$
			②また、糖尿病診療における紹介、逆紹介を推進するため、地域連携パスの情報について糖尿病情報ホームページ(平成2)
			2年4月公開開始)に掲載し広報を図った。平成26年3月末現在の登録患者数は426人となっている。
			・ HIV患者に関し新患の紹介率を70%以上、逆紹介率を30%以上としていたが、平成25年度は、紹介率85.6
			0/ 光切入表 4.0

%、逆紹介率48.5%と目標を達成した。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
			読影結果を返却するという事業は、以下に示す様に順調に発展している。 センター病院では、平成23年11月より24時間365日予約可能とするインターネットを利用した画像検査予約システム(カルナ)を導入した。
			【画像診断器機の共同利用】 H21' H22' H23' H24' H25' センター病院 539件 → 807件 → 838件 → 1,303件 → 1,319件 国府台病院 113件 → 94件 → 93件 → 75件 → 84件 合 計 652件 → 901件 → 931件 → 1,378件 → 1,403件
			2. 休日・夜間の小児救急の実施 新宿区、新宿区小児科医会と協議し、地域連携の休日夜間の小児救急を週に2回(年間83回)実施した。
			3. 地元医師会等との合同研修会の実施 医師会、医学会、社会保険中央総合病院、東京都厚生年金病院、東京都保健医療公社大久保病院、当センター病院との 共催で平成25年6月15日と平成25年11月2日の2回、合同研修会を開催した。
			4. リトリートカンファレンスの実施 近隣の医療機関、医療従事者、介護施設、住民等が参加可能なリトリートカンファレンスを実施している。平成25年 度は11回開催し、参加者は延べ842人であった。
			【開催したリトリートのテーマ】 4月17日「脳腫瘍のウィルス療法」 5月15日「NCGM海外拠点の活動と今後の展望」 6月19日「病院経営と会計の基礎」 7月17日「せん妄への対策を考える」 9月19日「大動脈解離」 10月16日「風疹」 11月20日「先進医療」 12月18日「HIV感染症過去・現在・未来」 1月15日「コミュニケーションが困難な高齢者に優しさを届けるフランス発祥のケア、ユマニチュード」
	⑤ 医療安全管理体制の充実	⑤ 医療安全管理体制の充実センターにおける医療安全管理を確保し、医療事故の未	
	センターの医療安全管理 を確保し、医療事故の未然防 止の観点から、発生した医療 事故を科学的に検証するとと もに、その結果が業務の改善 につながる体制を構築する。 また、院内感染対策のため 、院内サーベイランスの充実 等に積極的に取り組む。 専門の医療安全推進部門 を設置し、医療安全に対する	然防止の観点から、発生した 医療事故を科学的に検証す るとともに、その結果が業務 の改善につながる体制を構 築する。 ・ 院内感染対策のため、院内 サーベイランスの充実等に 積極的に取り組む。 ・ 医療安全に対する取組を推 進するため、体制の強化を図	
	取り組みを推進するための体制を強化する。このため、医療安全研修会・感染症対策研	策研修会を3回以上開催する	平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度

マニュアルを改訂する。

修会を年3回以上開催する。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	条6升92センタ — 言平1曲シ— ト 平成25年度の業務の実績
	また、医療安全に関するマニュアルを年1回改訂する。		国府台病院において、医療安全委員会及びリスクマネージメント部会を毎月1回、開催しており、患者影響レベルに関係なく重要な事例については臨時事例検討会を開催して再発防止策を作成しており、必要があれば医療安全マニュアルの改訂、新規作成を行っている。臨時事例検討会は8回、全部署への医療安全パトロールは18回実施した。平成25年度のヒヤリ・ハット報告数は1,643件であり、目標の1,200を上回った。また医療安全マニュアルについて、「無断離院対応マニュアル」、「医療機器安全管理規定」及び「児童精神科救急時フローチャート」を改訂し、「経鼻栄養チューブ挿入手順」及び「人工呼吸器使用原則」を新規作成した。医療安全研修は8回開催し延べ1,594人が参加した(非常勤、委託業者を含む)。医療安全研修会は全職員対象のもの3回、職種限定のもの5回を実施して、欠席者には録画したDVDによるフォローアップを行った。また、報告されるべきヒヤリ・ハットが診療部から出ていない点につき、年度末から医師の出席する各会議で繰り返し指摘した。このため3月の診療部のヒヤリ・ハット報告は163件中9件と、僅かながら増加した。
			2. 院内感染対策の取組 院内感染対策のため、耐性菌・重要微生物の検出率、原因菌検出、抗菌薬使用状況、血液培養・カテーテル感染・血液培養コンタミネーション率、急性呼吸器感染症(冬期)、急性胃腸炎(冬期)、手指衛生について院内サーベイランスを実施しており、毎月開催される院内感染対策委員会において報告とするとともに、毎週1回の病棟等ラウンドを通じて改善を図っている。また、センター管理会議や医長、看護師長会など各会議に病棟別の菌検出状況を報告するとともに、院内ホームページにマニュアル改訂情報、サーベイランス結果などを掲載し情報共有と職員教育を実施している。さらに、院内感染にかかる研修会を2回開催し参加率が100%を達成した。平成25年に新型インフルエンザ対策特別措置法が成立したため、これをふまえ、同法に基づく指定公共機関である当センターはでは業務計画を制定し内閣総理大臣に提出した。また新型インフルエンザ等対策事業継続計画を策定した。【感染対策研修参延べ加者人数】 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 126人 871人 1,933人 3,882人 2,860人 国府台病院においては手指消毒薬使用量に基づいた手指衛生サーベイランスを毎月1回、病棟ごとに実施し、またIC T環境ラウンドを毎週1回、部署ごとに実施して院内感染対策委員会で報告した。「院内感染対策マニュアル」は「アンチバイオグラム」、「針刺し防止マニュアル」及び「感染症患者の個室使用基準」の改訂を行い、「感染症発症時の患者・家族への説明文書」を新規作成した。また感染対策研修会を3回開催し延べ967人が参加した(非常勤、委託業者を含む)
			3. 医療安全研修会(医療安全研修会、院内感染対策研修会)の受講率 医療安全及び院内感染対策の重要性に鑑み、院内ホームページ、会議、委員会等を通じ、研修開催の案内、受講の必要性を周知徹底し、さらに全職員が受講できるよう実施回数を増やし、研修開催時に受講できなかった職員に対しては補講を行なったことにより、受講率は100%となった。
	⑥ 客観的指標等を用いた医療 の質の評価	8 客観的指標等を用いた医療の質の評価センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行うため、医療の質の評価を行うため、医療の質の評価を行うため、医療の質の評価を行うため、	国府台病院においては、地域の市川総合病院と相互チェックを、また一条会病院と合同カンファレンスを実施した。また市川保健所管内の「地域院内感染ネットワーク」には国府台病院を始め9施設が参加して活動している。
	患者の視点に立った良質 かつ安心な医療の提供を行う ため、センターで提供する医 療について、客観的指標等を 用いた質の評価を行う。	の質の評価に関する検討を 行う。	⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価1. 医療の質の評価への取組・患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、たとえばHIV・エイズ診療において、施設内の抗HIV療法施行中の患者におけるHIVコントロール率を、客観的指標として掲げて評価を行っており、センター病院では常に95%以上を保っている。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	₹研究センタ──評価シ──ト 平成25年度の業務の実績
			・このほか、医療の質をあらわす指標(Quality Indicator: QI)の検討を進めるための担当副院長をおくなどの体制整備を行った(平成26年7月から医療品質管理センターを設置)。 ・客観的指標の検討を行うための基盤整備として、DWH(データーウェアハウス)の運用を平成25年度にあらためて見直し、個人情報に配慮しつつ、医療の客観的な指標の抽出をより効果的に行えるようにした。

評価の視点等	T	自己評定	Λ		評 定		
評価の税点等 ■評価項目5 ■	-	日巳評定 (総合的な評定)	A		びます。 だれ で で で で で で で で で で で で で で で で で で	1)	
医療の提供に関する事項		(NO HITAE)			(女見ぶこしての町に任正	1/	
	良質かつ安心な医療の提供	もに、安心で安全な医療 点的に確実に取組み、安 ・特に、特定機能病院であ 会については、院内ホー の必要性を周知徹底し、	の提供のため、医療安全的全な医療の提供を実施したるセンター病院における防ムページ、会議、委員会等さらに全職員が受講できる職員に対しては補講を行た	定内感染対策を含む医療安全研修 時を通じ、研修開催の案内、受調 らよう実施回数を増やし、研修関 さったことにより、受講率は1((各委員の評定理由)		
		・台性の数値日標は、以下	に小りこねり計画を上凹る	のて有夫に夫他している。			
[数値目標]○ セカンドオピニオンを年	F間 200 件以上実施	・平成25年度については (評価シート39頁参		った。			
○ 医療安全研修会・感染症催	定対策研修会を年3回以上開	し、延べ医療安全研修会 受講率は100%であっ (評価シート43、44	2,878人、感染症対象 た。(非常勤含む) 頁参照) 療安全研修会を8回、感象 7人が参加した(非常勤、	け策研修会をそれぞれ年2回開係 資研修会2,860人が参加し、 ⇒対策研修会を3回開催し、各々 委託業者を含む)。			
○ 医療安全に関するマニュ	ュアルを年1回改訂	センター病院においては 訂し、全職員に配布した (評価シート43頁参照国府台病院においては医 (評価シート44頁参照	 療安全マニュアルを3点む	愛安全ポケットマニュアル」を改 対訂、2点を新規作成した。			
○ 診療科横断による多職種 チームが行うカンファレン	重から構成される院内診療 ノスを900件以上実施		件、国府台病院1,101	- 一ムが行うカンファレンスは、 . 件となり、合計2,674件領	#6		
体的に行うことができるよ	で、決定を医療者とともに主 よう、必要な説明を行い、か なり組むことで、情報の共有	き、カルテの開示請求が おいては、センター病院 (評価シート39頁参照 ・個人情報保護に関する委 会を開催し、個人情報の った。また、個人情報保	あった場合には適切に開え 111件、国府台病院24) 員会については、平成26 実績報告及び個人情報保護 護研修会の開催に加えて、	一る指針の策定について」に基金を行っている。平成25年度に 4件の開示を行った。 5年3月6日に個人情報管理委員 該法の一部改正等に係る審議を行 職員ホームページ及び医療安全 2掲載し職員全員に周知徹底を行			

	・個人情報保護研修会については、新採用者300人を対象とした平成25年度採用者オリエンテーションのほか、平成25年7月31日に開催(国府台地区)したコンプライアンス研修会において、個人情報保護について周知を図った。 (評価シート39頁参照)
○ 患者に対する相談支援を行うための窓口を設置しているか。	実績:○ ・総合的な医療相談機能を充実するため、社会福祉相談、看護相談、薬剤に関する相談等を一体的に行う「総合医療相談室」を設置している。 (評価シート39頁参照) ・患者相談専門職1人、MSW (医療ソーシャルワーカー) 常勤職員7人、看護師常勤職員2人により窓口支援体制を確保した。 (評価シート39頁参照)
○ 患者の視点に立った医療の提供を行うため、患者満足度調査を実施し、その結果を業務の改善に活用すること、及びご意見箱を活用するなど、患者サービスの改善について積極的な推進を図っているか。	・患者満足度調査については、患者の目線に立ち病院におけるサービスの向上を図る
○ ボランティアによる相談支援等に努め、患者の医療 に対する理解の向上に努めているか。	実績:○ ・平成25年度においても、募集パンフレットの配布、ボランティア説明会(11回開催)の実施、地域への呼びかけも行うなどして、ボランティアの募集活動及びボランティアの教育・研修を実施した。 《ボランティアの登録者数》 平成25年度 25人 《ボランティア活動の内容》 ① 外来患者の診察室等への案内及び、車いす使用患者の移動の補助② 「病気の子ども支援ネット遊びのボランティア」による小児病棟への慰問③ 入院患者や患者家族を対象としたコンサートの開催④ 「患者図書室はこね山」の受付業務⑤ ボランティアによる病院敷地内のゴミ拾い・防災訓練においては、引き続き国士舘大学及び早稲田大学の学生ボランティアが被災者役となり訓練に参加し、災害発生初動訓練の向上に努めた。 (評価シート41頁参照)

	・当センターの医師と看護師が中心となってNPOをたちあげ、人工関節の患者等を
	対象として定期的に集会を開き、手術やリハビリテーションについての勉強会や個
	別のカウンセリングを行うことで、患者の医療に対する理解の向上に努めている。
	(評価シート41頁参照)
○ 切れ目なく適切な医療を提供できるよう、地域の診	宝繕・○
	・地域医療機関との医療連携の強化を図るため、総合医療相談室に医療連携係を設置
し、患者に適した医療機関(かかりつけ医)への紹介	
を進め、紹介率・逆紹介率の向上を図っているか。	するとともに、幹部による近隣の医師会並びに医療機関への訪問や案内送付を行う
	ことにより、紹介率、逆紹介率の向上を図った。
	センター病院 紹介率 H24'72.2% → H25'76.1%
	逆紹介率 H24'31.7% → H25'39.5%
	国府台病院 紹介率 H24'52.4% → H25'54.2%
	逆紹介率 H24'26.7% → H25'27.8%
	(評価シート42頁参照)
	・近隣医療機関及び医師会に対し、医療体制が手薄になる年末年始及びゴールデンウィークにおける患者の受入や、紹介患者の受付時間の延長の案内を行った。
	(評価シート42頁参照)
	・地域の医療機関や医師会に対し医療機器の整備状況の説明や、パンフレット、ホー
	ムページによる広報活動に積極的に取り組んだ結果、地域連携開業医等から直接画
	像検査の依頼を受け専門医による読影結果を返却するという事業は、以下に示す様
	に順調に発展している。
	センター病院 H24'1,303件 → H25'1,319件
	国府台病院 H24' 75件 → H25' 84件
	合計 H24'1,378件 → H25'1,403件
	(評価シート42、43頁参照)
○ 地域に開かれた研修会や協議会を開催し、情報の共	実績:○
有を図っているか。	・近隣の医療機関、医療従事者、介護施設、住民等が参加可能なリトリートカンファ
	レンスを実施している。平成25年度は11回開催し参加者は延べ数842人でな
	った。
	(評価シート43頁参照)
	・医師会、医学会並びに近隣の3病院(社会保険中央総合病院、東京都厚生年金病院
	、東京都保健医療公社大久保病院)との共催による合同研修会を年2回(平成25
	年6月15日、平成11月2日)開催し、医療連携の充実に向けた情報共有を図っ
	た。 (評価シート43頁参照)
	(中国
○ センターの医療安全管理を確保し、発生した医療事	実績:○
故を科学的に検証するとともに、その結果が業務の改	・センター病院においては、医療安全推進委員会、リスクマネージメント部会を各々
善につながる体制を構築しているか。	毎月開催して、報告されたヒヤリ・ハット事例の検証と対策に取り組んでいる。そ
	の結果をセンター管理会議で報告し、「ヒヤリ・ハットニュース」を院内ホームペ
	ージに掲載、院内各部署に紙ニュース配布等で周知を図っている。
	(評価シート43頁参照)
	・国府台病院においては、医療安全委員会及びリスクマネージメント部会を毎月1回 開催しており、患者影響レベルに関係なく重要な事例については臨時事例検討会を
	開催して再発防止策を作成しており、必要があれば医療安全マニュアルの改訂、新
	規作成を行っている。臨時事例検討会は8回、全部署への医療安全パトロールは1
	8回実施した。
	(評価シート44頁参照)

○ 院内感染対策のため、院内サーベランスの充実等に 積極的に取り組んでいるか。	実績:〇 ・センター病院においては院内感染対策のため、耐性菌・重要微生物の検出率、原因菌検出、抗菌薬使用状況、血液培養・カテーテル感染・血液培養コンタミネーション率、急性呼吸器感染症(冬期)、急性胃腸炎(冬期)、手指衛生について院内サーベイランスを実施しており、毎月開催される院内感染対策委員会において報告とするとともに、毎週1回の病棟等ラウンドを通じて改善を図っている。(評価シート44頁参照) ・国府台病院において、手指衛生サーベイランスを毎月1回、ICT環境ラウンドを毎週1回、実施している。(評価シート44頁参照)
○ 専門の医療安全推進部門を設置し、医療安全に対する取り組みを推進するための体制を強化しているか。	実績:○ ・医療安全推進及び確保のための体制の核となる医療安全委員会が、各種会議を通じて決定事項の伝達や医療安全に関する情報提供と共有を行っている。また、医療安全研修会及び感染対策研修会の積極的受講を図るため、研修未受講者に対しては、各職場長及び本人へ受講要請を行い参加を促している。さらに、診連携実績のある医療機関を対象とし、院内感染対策地域連携を平成23年度より開始しており、合同カンファレンスの実施や、施設間での相互訪問ラウンドを行うなど引き続き医療安全・感染症対策に対する取り組みの強化を図っている。(評価シート43、44頁参照)・センター病院においては院内ホームページ、会議、委員会等を通じ、研修開催の案内、受講の必要性を周知徹底し、さらに全職員が受講できるよう実施回数を増やし、研修開催時に受講できなかった職員に対しては補講を行なったことにより受講率は100%となった。(評価シート44頁参照)・国府台病院の医療安全研修会は全職員対象のもの3回、職種限定のもの5回を実施して、欠席者には録画したDVDによるフォローアップを行った。また、報告されるべきヒヤリ・ハットが診療部から出ていない点につき、年度末から医師の出席する各会議で繰り返し指摘した。このため3月の診療部のヒヤリ・ハット報告は163件中9件と、僅かながら増加した。(評価シート44頁参照)
○ 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を 行うため、センターで提供する医療について、客観的 指標等を用いた質の評価を行っているか。	実績:○ ・たとえばHIV・エイズ診療において、施設内の抗HIV療法施行中の患者におけるHIVコントロール率を客観的指標として掲げて評価を行っており、センター病院では常に95%以上を保っている。当施設受診患者のための患者会を毎年2回開き、患者のための勉強会のみならず、患者からの要望を積極的に聴取するなどして、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行っている。(評価シート20、44頁参照) ・このほか、医療の質をあらわす指標(Quality Indicator:QI)の検討を進めるための担当副院長をおくなどの体制整備を行った(平成26年7月から医療品質管理センターを設置)。 (評価シート44頁参照) ・客観的指標の検討を行うための基盤整備として、DWH(データーウェアハウス)の運用を平成25年度にあらためて見直し、個人情報に配慮しつつ、医療の客観的な指標の抽出をより効果的に行えるようにした。(評価シート45頁参照)

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
	(3) その他医療政策の一環と して、センターで実施すべき 医療の提供	(3) その他医療政策の一環と して、センターで実施すべ き医療の提供	(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供
	① 救急医療の提供	① 救急医療の提供	① 救急医療の提供
	三次を含む全科的総合教 急を実施する。 特に、国府台地区において、精神科教急病棟入院患者に おける重症身体合併症率を5 %以上とする。 ② 国際化に伴い必要となる医療の提供 渡航者健康管理室等、海外 渡航者健康管理室等、海外 渡航者とともに、感染症の 患者に対する医療提供体制の 整備を図る。	 三次を含む全科的総合救急 医療及び質の高い精神科救 急を実施する。 国府台地区において、積極 的に重症者を受け入れ、結け る重症身体合併症率を5%以 上とする。 ② 国際化に伴い必要となる医療の提供 ・トラベルクリニック等、海 外渡航者に対する保健医療 の充実を図るとともに、感染 	 平成22年9月に救命救急センターとして認可され、厚労省の充実段階評価も年々改善している。 平成25年度の救急搬送件数は、11,751件と若干前年度を下回ったものの11,000件台を堅持し、東京都において救急搬送件数が4年連続第1位となった。救急搬送依頼の応需率は93.3%と前年度の90.3%を上回った(前々年度88.9%)。三次救急搬送件数も1,051件(8.94%)となり前年度の1,152件(9.65%)を下回ったが、応需率は92.0%で前年度の90.6%を上回った。東京都福祉保健局のデータによると、都区西部地域の救急搬送総件数も、平成25年度は65,738件で、前年度の66,225件を下回っており、センター病院の救急搬送件数の減少は、西部全体の搬送件数の減少を反映したものと考える。 ・ 国府台病院では、精神科教急病権入院患者における重症身体合併症率が年間を通して2.6%~16.1%で推移し、平成25年度の重症身体合併症率は7.1%(前年10.5%)となり目標に到達している。 【センター病院における救急患者数及び救急車搬送患者数】

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	条研究センタ──評価シ── ト 平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
			・ 平成22年8月より成田空港検疫所、平成26年1月より東京検疫所の関連施設として黄熱ワクチン接種を実施することができる医療機関として指定されアフリカや南米へ渡航する方に黄熱ワクチン接種を行った。さらに、平成26年6月のサッカーワールドカップ(ブラジル)観戦等を計画している国民へ、ホームページ等を通じて接種勧奨を行った。また、他のワクチンの同時接種やマラリア予防薬の処方などを実施している。
			2. ミャンマー難民受入への協力 平成22年度より政府がミャンマー難民の受け入れを開始しており、政府の要請により入国時の健康診断及び入国後の診療を実施し、難民受け入れの拠点として活動している。
			3. 研修等の実施 総合感染症後期研修プログラムで平成25年度は新規に6人(前年比+2人)のレジデント・フェロー医師を受け入れ、マラリア、デング熱、腸チフスなどの熱帯感染症管理や、一般感染症例入院管理、院内感染症コンサルテーションに関する研修を実施した。 また、海外渡航者に対するワクチン接種を行い、医療機関の機能充実を図るためにトラベラーズワクチン講習会を平成25年6月に行った。
			③ その他 平成24年後半から始まっていた成人での風疹の流行は平成25年となって更に発症者が急速に増加した。20-40歳代の男性の発症者が多いためこの世代の方々への風疹ワクチン接種が必要であったが、この世代の方々は平日に医療機関を受診してワクチンを接種することが困難。そのため国際感染症センタートラベルクリニックではセンター内各部門の協力のもと平成25年6月から8月末まで日曜日に臨時のワクチン接種を行い合計333人(男性241人、女性92人)がワクチンを接種した。

				1		
評価の視点等]	自己評定	S		評 定	
■評価項目6■		(総合的な評定)			(委員会としての評定理由)	
医療の提供に関する事項						
(3) その他医療政策の すべき医療の提供	一環として、センターで実施	精神科救急医療の提供を 搬送患者数を受け入れ	積極的に実施し、センター 救急搬送依頼の応需率はH	盤とした全科的総合救急医療及び 一病院は東京都内第1位の救急車 23 88.9%→H24 90.3%→H25 93.3 重症身体合併症患者を多数受け入		
			チン接種、医療機関の機能	ある黄熱予防接種の実施のほか、 も充実を図るためにトラベラーズ		
		熱、腸チフスなどの熱帯		而を受け入れ、マラリア、デング 列入院管理、院内感染症コンサル D整備を図った。		
			種の機会を広げるため、「	対し、平日の受診が困難な20~ 日曜日に臨時風疹ワクチン接種を		
		・数値目標は、以下に示す	とおり、中期計画を上回ぐ	って着実に実施している。		
[数値目標]○ 国府台地区において、ける重症身体合併症率を	精神科救急病棟入院患者におを5%以上		成25年度の重症身体合何	率は、年間を通じて2.6%~ 并症率は7.1%となった。		
[評価の視点]○ 三次を含む全科的総合科救急を実施しているか	合救急医療及び質の高い精神	都において救急搬送件数はH23 88.9%→H24 90.3% (評価シート50頁参照・センター病院は、平成2 度は1,051件の三次 (評価シート50頁参照	が4年連続第1位となった →H25 93.3%と年々上昇し) 2年9月に救命救急センタ 救急搬送患者を受け入れて) 急病棟入院患者における は7.0%となった。	ターとして認可され、平成25年		
		・センター病院においてト種などの渡航相談及び帰(評価シート50頁参照・平成22年8月より成日して黄熱ワクチン接種のンター含め2カ所のみ)取り組み、平成25年度	国後の疾患治療を実施して () 空港検疫所、平成26年 実施医療機関として指定 、アフリカや南米の渡航で は1,280人に対して	し、海外渡航前健診とワクチン接ている。 1月より東京検疫所の関連施設とされ(都内医療機関としては当セ 皆に対して、黄熱ワクチン接種に 黄熱ワクチンの接種を実施した。 プ(ブラジル)観戦等を計画して		

いる国民へ、ホームページ等を通じて接種勧奨を行った。加えて、他のワクチンの 同時接種やマラリア予防薬の処方も行っている。 (評価シート51頁参照) ・トラベルクリニックの実績は以下のとおり 総初診患者数 3,853人(対前年度+167人)、帰国後疾患初診患者数 465人(対前年度+25人)、外来患者延べ数 9,264人(対前年度 +1,544人)、入院患者数130人(対前年度▲5人) (評価シート50頁参照)	

3. 人材育成に関する事項

人材育成は、センターが医療 政策を牽引する上で特に重要 なものであることから、センタ 一が国内外の有為な人材の育 成拠点となるよう、総合的な医 療を基盤として、感染症その他 の疾患に対する医療及び研究 を推進するにあたりリーダー として活躍できる人材の育成 を行うとともに、モデル的な研 修及び講習の実施及び普及に 努めること。

3. 人材育成に関する事項 る人材の育成

小児から高齢者までの患 者に対する心身を含めた総合 医療に携わる専門的人材を育 成するため、質の高い研修・ 人材育成を初期段階から継続 的に行うとともに、総合的な 医療を基盤として、高度先駆 的な医療を実践できる人材の 育成を図る。

また、世界的な視野を持ち 、トランスレーショナルリサ ーチを含め、感染症その他の 疾患に関する研究の推進を図 るために必要な人材を育成す る。

|3. 人材育成に関する事項

る人材の育成

- に対する心身を含めた総合 医療に携わる専門的人材を 育成するため、質の高い研修 人材育成を初期段階から継 続的に行うとともに、総合的 な医療を基盤として、高度先 駆的な医療を実践できる人 材の育成を図る。
- ・ 世界的な視野を持ち、トラ ンスレーショナルリサーチ 2. 研修医指導体制の整備 を含め、感染症その他の疾患 に関する研究の推進を図る ために必要な人材を育成す る。

3. 人材育成に関する事項

(1)リーダーとして活躍でき |(1)リーダーとして活躍でき |(1)リーダーとして活躍できる人材の育成

・ 小児から高齢者までの患者 1. 臨床研修医、レジデント等の在籍者数(各年度4月1日現在)

①センター病院	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
臨床研修医	90人	87人	88人	92人	9 4 人
レジデント	117人	107人	114人	119人	112人
フェロー	23人	39人	41人	40人	47人
②国府台病院	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
臨床研修医	19人	18人	17人	18人	20人
レジデント	19人	24人	30人	29人	26人
フェロー	0人	0人	0人	0 人	1人

医師臨床研修指導医養成講習会を開催し、平成25年度は新たに30人(センター病院27人、国府台病院3人)が修了 した。初期臨床研修における指導体制を強化し、常勤医師のうち厚労省臨床研修指導医資格取得者は57.8%に達した。 また、平成25年度より、当院指導医講習会参加者の一般公募(外部病院からの参加)を開始し、東京都と神奈川県の病院 から各1人の参加があった。平成26年度についてはNCGM内部から28人、外部一般公募により4人、合計32人の 参加者を予定している。

3. 臨床医学と基礎研究をつなぐ臨床家の育成の取組

【センター病院】

- 初期研修カリキュラムでは6週間の「疫学・医学統計基礎講座」の受講を義務づけ、臨床研究に必要な知識の修得に取 り組み、2年間の研修修了に際して行われる「臨床研修修了発表会」では、研修医全員が抄録作成から発表・質疑応答を 行う研究発表を実施している。一方、後期研修カリキュラムでは、臨床研究センターレジデントカリキュラム(12调) 、研究所レジデントカリキュラム(12週間)を設置し、若手の医療従事者がレジデント3年間に医学研究の基礎的な方 法論を実地に修得する機会を設けている。
- ・ 臨床医学と基礎研究をつなぐ臨床研究に精通した医師を育成するため、臨床研究センターにおける人材育成の一環とし て平成25年度よりクリニカルリサーチフェロープログラム(3年)を設けている。

【国府台病院】

臓器別診療に偏らず総合的な初期診療が実施できる若手医師を育成することを基本方針とし、内科は臓器別診療科の垣 根を越えたチーム診療とし7診療科の指導医のもとに構築された統合内科において、内科全般における症状から診断・治 療を学べる体制を整えている。

また、後期臨床研修プログラムでは、「総合内科」において総合的な臨床診療能力を備えかつ臨床研究に精通した人材 (総合的臨床研究医)を育成している。

4. 各診療科領域等における研修の実施

- 国際医療協力と感染症等に軸足を置いた後期研修プログラム(卒後4~5年目が対象)として、「国際保健医療協力レジ デント研修プログラム」(3ヶ月コース)を設け、このプログラムに3人が参加した(ボリビア、ザンビア、カンボジア へそれぞれ派遣)。また、産婦人科及び小児科における後期臨床研修と国際保健医療協力研修を有機的に連携させ、国際 的な視野で将来展望を見出すための研修として、卒後3年目から6年目までのレジデントを対象に、海外への長期研修を 含めた「国際臨床レジデントプログラム」(4年コース)を設け、5人が参加している。
- ・ 世界的な3大感染症(エイズ・結核・マラリア等)を初め、国際的な感染症に対応できる人材を養成するため、3年間 の「総合感染症レジデントプログラム」(ACC:エイズ治療・研究開発センター、DCC:国際感染症センター、呼吸 器内科結核グループ合同)を設けており、7人が在籍している.
- ・ 国内外の感染症危機に対応し得る独立した感染症専門家を育成するため、平成24年度より「国際感染症センターフェ ローシッププログラム」を設け、平成25年度は2人のフェローが参加した。
- 国府台病院においては、心身の総合的医療の専門的人材を養成するため、児童思春期精神医療分野において、厚生労働

中期目標		平成25年度計画	寮研究センタ─評価シ─ト │
1 241 11 134	1 20 11 12	1 % 20 + K ii ii	
			省こころの健康づくり対策事業思春期精神保健研修事業を受託し、4コース(各コースとも2日間)の研修を実施した。 た、市川子どものこころ医療研究会を2回実施した。 ・ 国府台児童精神医学教育研究会を2回実施し、レジデント医師とその修了者を対象とする研修を行うとともに、心療
			科セミナーを5回実施した。
			・ 摂食障害医療研修は2日間の研修を2回実施し、また、日米におけるチーム医療(摂食障害)に関する合同discuss を実施した。
			5. 国際保健・国際協力領域における研修の実施 ・ 国際保健分野のプロジェクト・リーダーの育成について、海外のプロジェクト(ラオス、カンボジア、ミャンマー、
			トナム、インドネシア、セネガル、ザンビア、等)に国際医療協力局職員を派遣し、国際的リーダーとして育成するフグラムを実施している。(医師・看護師等の専門家93名(年間目標80名)。このうち23名は1年以上の長期派遣地域別内訳はアジア(65名)、アフリカ(21名)、その他(7名)である)
			・ JICAのプロジェクト等を行っている国々の外国人の保健省職員や病院職員に対して、保健行政や臨床分野などにして研修受け入れを行っている。参加者たちは当該国帰国後に各国の保健医療分野のリーダーを担うべき人材となるが期待される。(アジア、アフリカ等からの研修生の282名受け入れ(年間目標160名))
			・ 国際的な視点から看護活動や提言ができる看護師を育成するために、NCGMの看護職員を対象に「国際保健医療」 実務体験研修」を年3回(計9名)および、同コース受講者を対象にベトナムにおいて追加的な海外研修である「看記海外研修」を年1回実施し、計2名受講している。(平成24年度より、「国際保健医療協力実務体験研修」は計1
			、「看護職海外研修」は計4名)
			6. 海外留学制度の整備 ・ 海外の医療現場や大学において高い専門性と幅広い経験を身につけることを目的として若手医師を対象にした海外・
			制度を整備し、平成25年度は1人をタイのマヒドン大学に熱帯医学の修士課程の海外留学に送り出した。
			7. 質の高い看護師等の育成 ①センター病院の取組
			・ 看護師の卒後臨床研修として、策定した看護部院内教育により、9月~12月にかけて新卒看護師臨床研研修(テーション研修)として各自1週間3看護単位のローテーションを実施した。
			・ 保健師助産師看護師等実習指導者講習会を平成25年11月21日~12月18日、平成26年1月8日~2月 の8週間開催した
			。受講者はNC8病院32人、NHO10病院11人の合計43人であった。 病院内で専門的な知識を持って指導的な立場で看護業務を実践する者を養成するため、専門・認定看護師資格取って
			支援を行い、専門看護師領域のがん看護1人、認定看護師として感染管理1人、糖尿病看護1人、救急看護1人、 ケア1人、脳卒中リハビリテーション看護1人が新たに認定を取得した。また日本精神科看護技術協会認定の精神
			定看護師が1人認定を取得した。平成25年度は、専門看護は3領域で4人、認定看護師は8領域で20人、およ神科看護認定看護師1人となった。平成26年度は、専門看護師2人と認定看護師3人が認定試験を受験予定であ
			②国府台病院の取組
			・ 25年度は精神科で1人認定看護師となり、感染管理2人、皮膚排泄ケア1人、がん化学療法1人と合わせて5なった。認知症認定研修と摂食嚥下認定研修に1人ずつ支援し、26年に受験予定である。
			8. 連携大学院を通じての学位取得の支援 ・ 大学院における教育研究活動の一層の充実を図るため、相互の教育・研究の交流を促進し、学術及び科学技術の発
			・ 人学院における教育研究活動の一層の元美を図るため、相互の教育・研究の交流を促進し、学術及の科学技術の発 寄与することを目的として協定を締結ており、平成25年8月から新たに順天堂大学と協定を締結した。また、平成 年度には帝京大学及び慶應大学と協定を締結した。
			・ 長崎大学との連携大学院に関する協力協定(平成23年10月に締結)に基づいて、大学院国際健康開発研究科学
			対する講義、研究指導、学位審査、入学試験等を実施した。平成26年2月には協定に基づき連携大学院開始2年後はスク屋部による場合である。

ける合同評価を実施し、今後のあるべき姿についての検討を加えた。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
		(2)モデル的研修・講習の実	 9. 世界的な視野を持ち、感染症その他の疾患に関する研究の推進を図るために必要な人材を育成 ・ 外部講師による研究所セミナー、若手会の定期開催、月例病院一研究所連絡会議の開催 ・ 研究所において、人事流動性を高め、若手研究者の活性化を図る取組を新たに実施(独立室長の設置など、若手のテニュアトラックシステム導入など) ・ 将来の国立国際医療研究センターを担う研究者を育成することを目的とし、研究歴が浅い研究者が、当センターのミッションに沿った研究について、研究歴を十分に有する主任研究者のもとに、研究を実施する枠組みとして、若手育成型研究を実施した。平成25年度には33課題の若手育成型研究が実施されており、1月29日—31日までにその進捗や成果などについてのセンター職員を対象とした報告会を実施し、研究の評価と研究計画に対する助言と指導を行った。
	(2) モデル的研修・講習の実施 感染症その他の疾患に関する医療の均てん化及び国際 保健医療協力の充実等を目的 として、医療従事者に対する モデル的な研修プログラムを 企画・実施する。 また、センター外の医療従 事者向け各種研修会等を毎年	施 ・ 感染症その他の疾患に関する医療の均てん化及び国際保健医療協力の充実等を目的として、医療従事者に対するモデル的な研修プログラムを企画し、次の各種研修会等を実施する。 ア HIV/エイズについては、	(2)モデル的研修・講習の実施
	20回以上開催する。	•	師研修を4回、歯科研修を4回、短期研修を年1回、首都圏4カ所以上の都県において病院に対する出張研修を各1回、それぞれ開催した。首都圏においては4カ所以上という計画に対し東京病院、千葉医療センター、埼玉県、神奈川県、筑波
		イ 新興・再興感染症については、輸入感染症に関する一般医師対象講習会、医療従事者対象講習会を各1回、国際感染症セミナーを1回開催	イ. 新興・再興感染症に関する研修・講習の実施 ・ 医師向けの第8回輸入感染症講習会を首都圏外で初めて神戸で開催した(神戸大学感染症内科と共催)。(9 月:参加者 110 人) ・ 第10回国際感染症セミナー「再興感染症としての梅毒~再流行を止めるために~」をテーマに平成26年3月20日に開催(1.福田眞人 先生 名古屋大学国際言語文化研究科(比較文化史・医学史),2 杉下由行 医師 東京都健康安全研究センター(感染症疫学),3 渡辺恒二 医師 国立国際医療研究センター エイズ治療・研究開発センター(臨床))・第3回トラベラーズワクチン講習会を開催した(参加者:107人)・第1回病院疫学講習会を開催した(9月:参加者27人)・ 一類感染症に関する医療従事者研修会(ワークショップ)を開催した。全国の第一種感染症指定医療機関から27人の医師・看護師が参加した(7月27日、28日)・ 厚生労働省健康局結核感染症課による一類感染症等予防・診断・治療研修において、トルコ共和国に当センター医師2人が同行し、受講者(5人)に技術的指導を行った(6月30日-7月6日)。 ・ 日本人対象に、新興再興感染症を含めた国際保健や医療協力の実際を学ぶために、1年間を単位に毎月、初学者を対象とする「国際保健基礎講座」、また海外研修も含めた、2週間程度で、将来、国際保健協力を担う若い日本人を対象に「国際保健医療協力研修」を開催している。
		ウ 肝炎については、肝疾患診療連携拠点病院の医師・看護師・相談員を対象とした研修会を年4回開催	ウ. 肝炎に関する研修・講習の実施

中期目標中期計画	平成 2 5 年度計画 平成 2 5 年度の業務の実績
	極端の計画を発生 ・ 医師は自動を発生 ・ 下 を持ちらい。 ・ 下 をはらい。 ・ 下 を持ちらい。 ・ 下 をはらい。 ・ 下 をはらい。

評価の視点等	自己評定	S		評 定		
	1	J	I .		 抽)	I
■評価項目 7 ■ 人材育成に関する事項	(総合的な評定) ・高度先駆的・総合医療を認い、 高度先駆的・総合医療を認定を動いに活用して、関地での臨床医学の修得に対して、 18 %に3 0 人が修了して、 18 %に3 0 人が修了して、 18 %に3 0 人が修了して、 18 %に対した。 また、外部病院からの参加)を関心を持つない。 ・研究所や国際医療協力局が関心を持つでいる。 ・研究所において人事にある。 ・研究所において人事に対し、事流動がた(評価に基づく定権を支え、し、国立国際医療研究では、 3 3 ヶの成果を評価では、 研究成果を評価では、 研究成果を評価では、 研究成果を評価では、 研究成果を評価では、 研究成果を評価では、 研究成果を評価では、 研究成果を評価では、 研究成果を評価では、 可の高い医師の育成を目れません。 ・質の高い医師の育成を目れません。	基盤に、 (を) という (を) という (を) という (を) という (を) という (を) という (な) にいう	定等を行うという基本構造を記している。まででは、大大大変には、大大変には、大大変には、大大変に、大大変に、大大変に、大大変に	(委員会としての評定理由)	事)	
[数値目標]○ センター外の医療従事者向け各種研修会20回以上開催	短期研修1回、出張 ・ 糖尿病:5回(東 ・ 新興・再興感染症 ・ 肝炎:4回(すべ ・ 児童精神:思春期	計42回 : 1週間研修4回、歯科研 研修8回 京3回、長野1回、兵庫 : 5回 て都道府県肝疾患診療連打 情神保健研修4コース、打 食障害)に関する合同dis	研修4回、専門薬剤師研修4回、 1回) 携拠点病院の医療従事者向け) 摂食障害医療研修2回、日米にお			
[評価の視点]○ 総合医療に携わる専門的人材を育成する高い研修・人材育成を初期段階から継続的もに、総合的な医療を基盤として、高度先を実践できる人材の育成を図っているか。	に行うとと ・初期研修カリキュラムでは 駆的な医療 臨床研究に必要な知識の	修得に取り組み、2年間の 研修医全員が抄録作成かり	統計基礎講座」の受講を義務づけ の研修修了に際して行われる「臨 ら発表・質疑応答を行う研究発表			

- ・後期研修カリキュラムでは臨床研究センターレジデントカリキュラム(12週)、 研究所レジデントカリキュラム (12週間) を設置し、若手の医療従事者がレジデ ント3年間に医学研究の基礎的な方法論を実地に修得する機会を設けている。 (評価シート54頁参照)
- ・臨床医学と基礎研究をつなぐ臨床研究に精通した医師を育成するため、臨床研究セ ンターにおける人材育成の一環として平成25年度よりクリニカルリサーチフェロ ープログラム (3年) を設けている。

(評価シート54頁参照)

【国府台病院】

・臓器別診療に偏らず総合的な初期診療が実施できる若手医師を育成することを基本 方針とし、内科は臓器別診療科の垣根を越えたチーム診療とし7診療科の指導医の もとに構築された統合内科において、内科全般における症状から診断・治療を学べ る体制を整えている。

また、後期臨床研修プログラムでは、「総合内科」において総合的な臨床診療能力 を備えかつ臨床研究に精通した人材(総合的臨床研究医)を育成している。 (評価シート54頁参照)

○ 世界的な視野を持ち、感染症その他の疾患に関する 実績:○ 研究の推進を図るために必要な人材を育成している カシ

・国際医療協力と感染症等に軸足を置いた後期研修プログラム(卒後4~5年目が対象)として、「国際保健医療協力レジデント研修プログラム」(3ヶ月コース)を設け 、このプログラムに3人が参加した(ボリビア、ザンビア、カンボジアへそれぞれ 派遣)。

(評価シート54頁参照)

・産婦人科及び小児科における後期臨床研修と国際保健医療協力研修を有機的に連携 させ、国際的な視野で将来展望を見出すための研修として、卒後3年目から6年目 までのレジデントを対象に、海外への長期研修を含めた「国際臨床レジデントプロ グラム」(4年コース)を設け、5人が参加している。

(評価シート54頁参照)

・国内外の感染症危機に対応し得る独立した感染症専門家を育成するため、平成24 年度より国際感染症センターフェローシッププログラムを設け、平成25年度は2 人のフェローが参加した。

(評価シート54頁参照)

・国際保健分野のプロジェクト・リーダーの育成について、海外のプロジェクト(ラ オス、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、インドネシア、セネガル、ザンビア、 等) に職員を送り、リーダーとして育成するプログラムを実施している。

(評価シート55百参照)

JICAのプロジェクト等を行っている国々の外国人の保健省職員や病院職員に対 して、保健行政や臨床分野などに関して研修受け入れを行っている。参加者たちは 当該国帰国後に各国の保健医療分野のリーダーを担うべき人材となることが期待さ れる。

(評価シート55頁参照)

・国際的な視点から看護活動や提言ができる看護師を育成するために、NCGMの看護職 員を対象に「国際保健医療協力実務体験研修」を年3回(計9名)および、同コー ス受講者を対象にベトナムにおいて追加的な海外研修である「看護職海外研修」を 年1回実施し、計2名実施している。

(評価シート55頁参照)

・海外の医療現場や大学において高い専門性と幅広い経験を身につけることを目的と して若手医師を対象にした海外留学制度を整備し、平成25年度は1名をタイのマ ヒドン大学に熱帯医学の修士課程の海外留学に送り出した。

(評価シート55頁参照)

	,	
	 ・外部講師による研究所セミナー、若手会の定期開催、月例病院一研究所連絡会議の開催 (評価シート56頁参照) ・研究所において、人事流動性を高め、若手研究者の活性化を図る取組を新たに実施(独立室長の設置など、若手のテニュアトラックシステム導入など)(評価シート56頁参照) ・将来の国立国際医療研究センターを担う研究者を育成することを目的とし、研究歴が浅い研究者が、当センターのミッションに沿った研究について、研究歴を十分に有する主任研究者のもとに、研究を実施する枠組みとして、若手育成型研究を実施した。平成25年度には33課題の若手育成型研究が実施されており、1月29日一31日までにその進捗や成果などについてのセンター職員を対象とした報告会を 	
	実施し、研究の評価と研究計画に対する助言と指導を行った。 (評価シート56頁参照)	
○ 医療従事者に対するモデル的な研修プログラムを 企画・実施しているか。		

の収集及び発信に関する事項

センター及び都道府県にお ける中核的な医療機関間のネ ットワークを構築し、高度先駆 的医療の普及及び医療の標準 化に努めること。

情報発信にあたっては、医療 従事者や患者・家族が感染症そ の他疾患に関して信頼のおけ る情報を分かりやすく入手で きるよう、国内外の感染症その 他の疾患に関する知見を収集、 整理及び評価し、科学的根拠に 基づく診断及び治療法等につ いて、国民向け及び医療機関向 けの情報提供を行うこと。

集・発信に関する事項

(1) ネットワーク構築の推進

感染症その他の疾患につ いて、センターと都道府県に おける中核的な医療機関等と のネットワークを構築し、研 修会及び協議会を開催し、最 新の情報提供を行うとともに 、相互に情報交換を行い、そ れら医療機関と連携して、高 度先駆的医療及び標準的医療 等の普及を図る。

集・発信に関する事項

- (1) ネットワーク構築の推進 (1) ネットワーク構築の推進
- て、センターと都道府県にお ける中核的な医療機関等と のネットワークを構築し、研 修会及び協議会を開催し、最 新の情報提供を行うととも それら医療機関と連携して、 高度先駆的医療及び標準的 医療等の普及を図る。

4. 医療の均てん化並びに情報 | 4. 医療の均てん化と情報の収 | 4. 医療の均てん化と情報の収 | 4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

・ 感染症その他の疾患につい 1. HIV・エイズに関するネットワーク構築の推進

HIVに関し、全国8ブロックのブロック拠点病院協議会を厚生労働省疾病対策課と合同で各ブロックにて開催し、最 新医療情報の提供を行い高度先駆的医療及び標準医療の普及を図っている。また、ACCと全国8ブロック拠点病院で会 議を毎年開催し、最新の情報提供、情報交換をはかり、ケアの均てん化を進めている。(年2回実施(6月は看護管理者と 看護実務担当者、3月は看護実務担当者))

に、相互に情報交換を行い、2. 肝炎に関するネットワーク構築の推進

肝炎情報センターは、以下の通り、拠点病院間連絡協議会、および各種研修会を開催し、肝炎診療に当たる70拠点に のぼる病院間ネットワークの維持と高度先駆的医療及び標準的医療の普及のために必要な措置を講じた。

1. 拠点病院間情報共有支援

【拠点病院間連絡協議会の開催】

- ・ 第1回(平成25年8月2日):65拠点病院から120人参加し、①肝炎情報センターの活動報告、②「今後の肝炎総 合対策のあり方」(厚生労働省肝炎対策推進室)、③「肝疾患患者の悩みを考える」(長崎医療センター 八橋 弘) 、④「肝疾患相談センターの認知度をいかに高めるか~がん領域での経験を基に~」(国立がん研究センター 若尾文 彦)、および、⑤総合討論を行った。
- ・ 第2回(平成26年1月17日):67拠点病院から121人参加し、①肝炎情報センターの活動報告、②肝疾患診療連携 拠点病院の現状調査(平成24年度分)の報告を肝炎情報センターから行った。さらに、③「肝炎総合対策の推進に寄与 する事業内容や肝疾患相談センターの認知度を高める工夫について(公墓)」のセッションでは、「街頭キャンペーン による啓発活動の取り組み」(愛媛大学)、「肝疾患相談センターの認知度を高める工夫について」(奈良県医療政策 部保健予防課)、「道北・道東医療圏における肝炎患者・家族が抱える問題点の実態調査」(旭川医科大学)、「岡山 大学病院におけるウイルス検査での院内連携の取り組み」(岡山大学)、「当院における肝炎ウイルス感染者拾い上げ の試み」(大阪市立大学)の5つの発表、および総合討論が行われた。

2. 研修機能

【医療従事者向け研修会】

- ・ 医師向け研修会第1回(平成25年8月2日):59拠点病院から75人参加し、「慢性肝疾患の運動・栄養療法の重要 性」、「C 型肝炎の最新の話題」、「NASH の病態・診断・治療の現状と問題点」、「肝移植に関する最近の動向」の4 テーマの講演があった。
- ・ 医師向け研修会第2回(平成26年1月17日):62拠点病院から75人参加し、「肝細胞癌の内科的治療に関する最新 情報」、「B型肝炎治療ガイドラインについて」、「肝炎に関する医療行政の今後」(厚生労働省肝炎対策推進室長) の3テーマの講演があった。
- ・ 看護師向け研修会(平成25年12月6日~7日): 4 9拠点病院から53人参加し、「B型肝炎の最新情報」、「C型肝 炎の最新情報」、「肝炎患者に対する偏見・差別の実態」、「地域における拠点病院の役割」、「肝疾患相談センター から看護師に期待すること」、「難治性腹水患者の看護(病態も含めて)」、「肝疾患患者の悩みをどう聞くか」の7 テーマの講演と、これらのテーマに関するグループワーク(8グループ)を2日間に渡って行った。
- ・ 肝疾患相談センター相談員向け研修会(平成26年3月7日~8日): 45拠点病院から48人参加し、「肝疾患に関する 障害年金の認定基準について」(厚労省)、「B型肝炎の最新情報」、「C型慢性肝炎治療の現状と展望」、「ウイルス 性肝炎患者に対する偏見・差別を生むもの」の4テーマの講演、およびグループワークを二日間行った。グループワー クのために、B型肝炎に係わる「偏見・差別」、「母子感染」、「訴訟問題」等を盛り込んだビデオを事前に作成し、研 修会当日の教材として用いた。

3. 児童精神に関するネットワーク構築の推進

国府台病院において、年間6回開催した児童精神科地域連携会議を通じて、地域の医療・福祉・教育領域の専門機関が 地域診療ネットワーク会議にて情報共有をおこなった事例のデータベース作成にとりかかり、平成25年度末までに16 5症例のデータが蓄積している。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
	(2)情報の収集・発信 医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関しやすく入りのできるよう、広くとの外のし、国民をして、動新の診断・治療情報等の提供を行う。 また、HPアクセス数を、年間1,000万PV以上とする。	(2)情報の収集・発信 ・ 医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関いない。信頼のおける情報を分かり、できるよう、な国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて国民向け・医療機関等	のデザイン更新を行った。またセンター全体の広報活動を担う広報係長を総務課に平成22年度から配置するとともに、 各事業所に広報戦略ワーキンググループを組織するなど、広報活動を更に円滑に行うための体制整備を図っている。 【HPアクセス数】 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 1,299万件 1,430万件 1,432万件 1,486万件(3.7%増)

国立国際医療研究センター事業報告書

	h # =1 m		そ研究センター事業報告書 「
中期目標	中期計画	平成25年度計画	平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
			の講師の発表資料についても、明確なクレジットを添付しPDF化した上でなるべく公開している。この結果、各自治体における研修会等での二次利用に供することが可能となっている。また、肝炎ウイルス受検を推進させる目的で、厚生労働科学研究班が運営する「肝炎ウイルス検査マップ」へのリンク(平成25年12月)、肝炎に対する標準治療を周知させる目的で、日本肝臓学会が提供する「C型肝炎治療ガイドライン(第2版)」へのリンクを張った。さらに、コンテンツをより分かり易くするために、平成26年4月に大幅なホームページ・リニューアルを実施した。平成25年度のページアクセス数は前年度の47%増となった。 【該当ページアクセス数】 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 38万件 87万件 87万件
			38万件 67万件 87万件 128万件
			④ 糖尿病 糖尿病に関するかかりつけ医向けの診療マニュアルを平成22年度に作成し、現在糖尿病情報センターのホームページで公開し、年に2度の頻度で改訂している。糖尿病専門医向けのマニュアルは随時項目を拡充している。糖尿病情報センターのホームページにおいて、医療従事者や患者に対して、糖尿病の最新のエビデンスの情報発信を行い適宜情報更新を図っている。 【該当ページアクセス数】 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度
			14万件 19万件 18万件 24万件
			 ⑤ 児童精神 児童精神地域診療ネットワーク会議を、国府台病院において6回(5/30, 7/18, 9/19, 11/21, 1/16, 3/20)開催し、診療機関のネットワーク構築を推進するとともに情報発信を行った。 ⑥ 国際医療協力局 広く国民及び国内外の関係機関に対し、国際保健に関する情報提供等を行うため、以下の取り組みを行った。 1)国際医療協力局ホームページの平成25年度の合計閲覧数は456,715PV(年間目標40万PV)であった。 【該当ページアクセス数】 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 54万件 63万件 46万件 2)国際保健および国際協力についての一般の人々に対する啓発小冊子「ニュースレター」を年4回発行し、関係機関及び大学・専門学校・高校・中学・公共交通機関等に配布した。 (発行部数:平成24年度 8、000部、平成25年度 10,000部)また、「医療の広場」という医療従事者向け雑誌に毎回寄稿し、定期的に情報提供を行っている。 3)ラジオNIKKEIにおいて独自の番組「グローバルヘルス・カフェ」を制作し、幅広いテーマについて年4回放送した。 4)中学生に世界の健康問題や国際協力を学んでもらい、将来に向かって国際的視野を持ってもらうことを目的に、
			新宿区立牛込第一中学校で国際保健を題材に授業を行った。授業の様子は「中学生と考える ひとのいのち」と題してラジオ「グローバルヘルス・カフェ」の番組として放送した。 5) 「国際協力の日」(10月6日)開催された「グローバルフェスタ」(主催:グローバルフェスタ JAPAN2012実行委員会、共催:外務省・JICA・国際協力NGOセンター)への出展を通じて、国際保健および国際協力に関する啓発を行った。 6) 世界エイズデー(12月1日)に「ザンビア×グローバルヘルス」と題して、一般の人々とアフリカのHIV/エイズ問題を考えるイベントを開催した。初めてNCGMが在日の大使館と協力して行ったイベントで、ザンビア大使館、JICA、エイズ予防財団の後援を得て、ザンビアHIV対策プロジェクトの紹介を行った。 7) 世界各国の研究者を対象としたリサーチブリテン(協力局の研究成果をまとめた英文レポート)を定期発行。研究者を対象とするリサーチフォーラム(研究者会議)を定期開催しての情報共有を行うとともに国際医療協力局ホームページへの掲載した。 8) 国際保健協力活動の経験や知見をとりまとめたテクニカルレポートの作成およびホームページでの公表した。(「ラオス人民民主共和国におけるB型肝炎有病率調査」「ザンビアのHIV/エイズ 2006-2010」)
			3. 市民公開講座等の開催 ・NCGMが取り組んでいる健康・医療の課題をメディア関係者に広く共有するとともに、各医療分野における専門家から

国立国際医療研究センター事業報告書

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	そ 研究センタ──事業報 告書 平成25年度の業務の実績
			の情報収集やメディア関係者からの質疑応答等により、専門家としてのスキルアップを目的として、平成25年度よりメディアセミナーを開催している。平成25年度においては、11月5日には「糖尿病」を、3月17日には「結核」をテーマとして国際医療協力研修センターにて開催した。
			・ 国立国際医療センターの取り組みを広く医療機関、地方行政等に周知し、より一層理解を深めるため、織田記念シンポジウムを開催している。第2回目は平成25年11月15日に「エイズなき世代に向けて」と題し、国立国際医療医療研究センター講堂にて開催した。国外、国内の著名な講師を招き、職員はもとより、保健所、医師会、国立病院機構、エイズ拠点病院等より、100名弱の医療関係者が参加し、講演、討論を行った。
			・ 病院としてだけではなく、感染症等の研究機関であることや国際医療協力等、NCGMの様々な取り組み状況を、広く 一般市民に周知することを目的として、市民公開講座を開催している。平成25年度は6月22日に「地球規模で感染症 を考える」と題し、スパイラルホールにて開催した。一般市民350名が参加し、講演並びに「感染症の予防対策と最新 医療について」と題したパネルディスカッションを行い、活発な意見交換がなされた。

評価の視点等	自己評定	S		評 定	
■評価項目8■	(総合的な評定)		•	(委員会としての評定理由)	
医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	 ・最新の知見から標準的な治療法等についての情報を、研修会や協議会等を活用して、中核的な医療機関に情報発信を行い、地域の医療水準の向上に貢献している。 ・国民・医療従事者には広く、ホームページなどを活用して必要な情報の提供を行っている。情報更新を頻回に行う事で、情報の真正性、即時性に配慮した情報提供に取り組んでいる。 ・医療の均てん化、情報収集・発信については、HIV・エイズ、肝炎、糖尿病、児童精神をはじめとする各分野において、最新の医療情報の提供に取り組んでいる。 ・数値目標は、中期計画を上回って着実に実施している。 			(各委員の評定理由)	
[数値目標] ○ HPアクセス数を、年間1,000万PV以上	・年間1,486万PVのHPアクセスがあった。(平成24年度より3.7%増) (評価シート62頁参照)				
 [評価の視点] ○ センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、研修会及び協議会を開催し、最新の情報提供を行うとともに、相互に情報交換を行い、それら医療機関と連携して、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図っているか。)は、研修会、協議会を の連携強化を図るともの とにより、高度先駆的医 (評価シート61、62、 ・HIVに関し、全国8ブート61、62、 ・HIVに関し、全国8ブールで を変更をできるできるできるできるできるできるできるできるできるででででででででででで	開催し、中核的に 京の情報の情報の は 最新性 大 の情報の は 最新性	院協議会を厚生労働省疾病対策課 提供を行い高度先駆的医療及び標 ロック拠点病院で会議を毎年開催 均てん化を進めている。(年2回実		
○ 広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行っているか。					

・国立国際医療センターの取り組みを広く医療機関、地方行政等に周知し、より一層理解を深めるため、織田記念シンボジウムを開催している。第2回目は平成25年11月15日に「エイズなき世代に向けて」と題し、国立国際医療医療研究センター講堂にて開催した。国外、国内の著名な講師を招き、職員はもとより、保健所、医師会、国立病院機構、エイズ拠点病院等より、100名弱の医療関係者が参加し、講演、討論を行った。(評価シート64頁参照)・病院としてだけではなく、感染症等の研究機関であることや国際医療協力等、NCGMの様々な取り組み状況を、広く一般市民に周知することを目的として、市民公開議室を開催している。平成25年度は6月22日に「地球規模で減染症を考える」と題し、スパイラルボールにて開催した。一般市民350名が多加し、講演並びに「感染症の予防対策と最新医療について」と題したパネルディスカッションを行い、活発な意見交換がなされた。(評価シート64頁参照) ACC、DCC、糖尿病情像センター、肝炎情報センター、国際医療協力局は、それぞれ国内外の最新の知見を適時適切にホームページ、マニュアル発行などを通じて国民や医療徒事者に提供している。(評価シート62、63頁参照)	

中期目標 中期計画 平成25年度計画 平成25年度計画 平成25年度の業務の実績

5. 国への政策提言に関する事 項

医療政策をより強固な科学 的根拠に基づき、かつ、医療現 場の実態に即したものにする ため、科学的見地から専門的提 言を行うこと。

5. 国への政策提言に関する事 項

感染症その他の疾患に関し て明らかとなった課題の解決 策等について、科学的見地から 専門的提言を行う。

5. 国への政策提言に関する事項

・ 感染症その他の疾患に関し て明らかとなった課題の解決 策等について、科学的見地か ら専門的提言を行う。

5. 国への政策提言に関する事 │5. 国への政策提言に関する事 │5. 国への政策提言に関する事 │5. 国への政策提言に関する事項

- ・ 医学研究の新たな発展に関して、医療分野の研究開発に関する専門調査会に出席し、専門的な立場から提言を行った。
- HIV感染症に関し、エイズ動向委員会(年3回出席)などに出席し、専門的な立場から提言を行った。
- ・ 糖尿病、代謝性疾患に関する専門的知見を基礎として、薬事審議会医薬品第一部会の審議に参加し、専門的な立場から 提言を行った。
- 厚生科学審議会風しんに関する小委員会に出席し、風しんに関する特定感染症予防指針に策定において、専門的提言を 行った。
- 厚生労働省院内感染対策サーベイランス (JANIS) 運営委員会に参加し、技術的助言を行った。
- 肝炎情報センター
 - ① 平成21年度より3年間「肝炎に関する全国規模のデータベース構築に関する研究(厚生労働科学研究費)」を、研究代表者として実施し、さらに、平成24年度から「肝炎に関する全国規模のデータベースを用いた肝炎治療の評価及び肝炎医療の水準の向上に資する研究(厚生労働科学研究費)」に継続し、全国の自治体肝炎対策部署とのネットワーク研究を推進している。「B型・C型肝疾患に対するインターフェロン公費助成のアウトカムに関する検証」を主たるテーマとし、これにより平成20年度から国と自治体との共同事業として開始されたインターフェロン公費助成のアウトカムを正確に把握し、次の肝炎対策に活かすことを目的とした取り組みを行っている。
 - ② 肝炎情報センターでは、全国の41自治体肝炎対策担当部署の協力を得てインターフェロン治療効果判定報告書の収集・解析事業を行っており、平成26年3月までに20,841例のデータを収集・解析した。C型肝炎ウィルス遺伝子型の分布、再治療例の比率、65歳以上の患者率、投与完遂率、さらには治療効果において地域差のあることを見出し、特に、投与完遂率・治療効果の劣る2地域については積極的な介入が必要であることを国に提言した。今後、要請があれば、厚生労働省肝炎対策推進室が行っている肝炎対策ブロック別担当者会議へオブザーバーとして参加し、行政官と医療者(当該ブロックの拠点病院スタッフ)との仲立ち役を担う予定としている(平成26年5月に2日間北海道ブロック会議へ出席)。
 - ③ 平成24年度からは、新たに5年計画で開始されたB型肝炎創薬実用化等研究事業(総額28億円)の研究評価委員会事務局を担当している。この研究事業は、B型肝炎訴訟(予防接種禍事件)の和解を受け、B型肝疾患の進展を抑制し、臨床的治癒を目指すための新規薬剤の創出を主目的としており、従来の研究事業に比べてもアウトカムの早期獲得が求められている。そのため、事務局では各班会議へのプログラム・オフィサー(7人)の派遣を行い、研究の進捗状況を把握するとともに、国府台にて研究発表会・評価委員会の開催を実施した。また、研究代表者間の連携・協力が円滑に進展するように努めており、平成25年10月にはクローズドの研究事業ホームページ・掲示板を立ち上げた。さらに、平成25年度は全国の61肝疾患診療連携拠点病院および国立国際医療研究センター2病院の協力を得て、通院・入院するB型肝疾患患者を対象とした「B型肝炎に対する新しい治療法についてのアンケート調査」を実施した。その成果の一部は平成25年度研究報告書としてまとめており、厚生労働省、協力医療機関等へ配布済みである。本研究事業の進むべき方向性を18人の研究代表者へ示すとともに、今後の国の肝炎総合対策への提言も行う予定である。

国際医療協力局

- ① 世界保健機関 (WHO) 総会および執行理事会、世界基金 (グローバルファンド) 理事会等の国際会議に日本政府 代表団の一員として参加し (延べ14名)、日本政府の対処方針の策定等に専門的な見地から寄与した。
- ② WHOや世界基金に対する専門技術的助言174件を、厚生労働省や外務省を通じて実施した。
- ③ 政府開発援助(ODA)事業に対する専門技術的助言を厚生労働省を通じて実施した。
- ④ 厚生労働省国際関連部署等への継続的専門人材の派遣(2名)を実施している。

推進等 に関する事項

(1) 公衆衛生上の重大な危害 への対応

公衆衛生上重大な危害が 発生し又は発生しようとして いる場合には、国の要請に応 じ、迅速かつ適切な対応を行 うこと。

推進等 に関する事項

(1) 公衆衛生上の重大な危害 への対応

国の要請に応じて、国内外 の公衆衛生上重大な危害が発 生し又は発生しようとしてい る場合には、迅速かつ適切な 対応を行う。またそのような 事態に対し準備する。 また 、新感染症の発生に向けた訓 練を毎年1回実施する。

推進等に関する事項

(1) 公衆衛生上の重大な危害 への対応

- の公衆衛生上重大な危害が 発生し又は発生しようとし ている場合には、迅速かつ適 切な対応を行う。またそのよ うな事態に対する準備とし て災害訓練を実施する。さら に、新感染症の発生に向けた 訓練を1回実施する。
- 東北地方太平洋沖地震に伴 の復興支援を行う。

・ 新型インフルエンザ等対策 公開する。

(2) 国際貢献

我が国の国際保健医療協 力の中核的機関として、感染 症その他の疾患に関する専門 的な医療及び国際保健医療協 力等の向上を図るとともに、 これらに対する調査及び研究 並びに技術者の研修を行うこ と。

(2) 国際貢献

開発途上国における保健 システム(母子保健、感染症 対策等を含む。)の推進を図 るため、中期目標の期間中、 5年間に400人以上の専門家 を派遣し技術協力を行う。

また、開発途上国からの研 修生を5年間に延べ800人以 上受入れる。

緊急援助等の支援活動を 行うとともに、国際機関や国

- う被災地への保健衛生分野 2. 東日本大震災における取組

ンフルエンザ流行時のBusine ss Continuity Planを作成し

(2) 国際貢献

- アジア、アフリカ等の開発 (2) 国際貢献 途上国における保健システ ム(母子保健、感染症対策等 を含む)の強化を図るため、 専門家を派遣する。
- アジア、アフリカ等の開発 途上国からの研修生の受入 を積極的に行う。
- 国や国際協力機構(JICA

6. その他我が国の医療政策の「6. その他我が国の医療政策の「6. その他我が国の医療政策の「6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応

・ 国の要請に応じて、国内外 1. 公衆衛生上の重大な危害発生に備えた取組

①災害訓練等

- 平成25年度は、平成26年1月18日に前年度に引き続き、職員のみならず早稲田大学、国士舘大学、看護大学校 の学生に模擬患者として協力を得て災害訓練を実施した。この訓練の経験をもとにタスクフォースにて検討を重ね、同 3月に災害マニュアルを改訂した。今回の改訂では災害初動時の組織体制を大きく見直した。
- ・ 平成25年度はDMAT訓練に加え、東京都西部の災害医療連携研修に積極的に参加した。(累計参加者数48人)

②新感染症の発生に向けた取組

- ・院内:新感染症発生を想定した院内訓練を合計2回実施した。
- ・7月11日に横浜港感染症総合対策訓練との合同訓練、12月6日に横浜検疫所と合同で患者受け入れ訓練、1月21 日に政府主催による新型インフル等対策訓練の伝達訓練、3月14日に東京検疫所の検疫感染症措置訓練に参加した。

① 東松島復興支援プロジェクト

宮城県東松島市に対して、震災後から平成25年度も継続的支援を行ってきた。災害急性期のみならず、亜急性期、 慢性期においても、国際医療協力のこれまでのノウハウを活かして日本国内の災害支援に取り組んでいる。具体的には、 毎月1回のペースで国際医療協力局から公衆衛生関連医師等を派遣して、保健師・栄養士会議に出席して公衆衛生分野 などにおける助言を行いつつ、東松島市からの要請に基づいたデータの分析など東松島市の保健衛生対策や復興計画策 定に寄与した。

また、女川原発から30キロ圏内の東松島市における原子力災害対応マニュアルの作成にあたって、福島県および南 相馬市から保健師を招聘して、原発災害当時の実態と実際の対応に関する発表と質疑を行う会合を開催した。さらに、 東松島市の情報発信に関する支援も実施。これらの結果もふまえて、東松島市からは、平成26年度も引き続き支援継 続の要請を受け、活動を継続している。

【支援の実績】

これまでのNCGMにおける東松島市支援を含め東日本大震災における活動を基に、論文発表や学会発表も行っている。

特別措置法に基づき、新型イ 3 新型インフルエンザ等に関する取組

• 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国立国際医療研究センター病院新型インフルエンザ流行時のBusiness Continuity Planを作成し、センター病院のウェブサイト上に公開した。

・ アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システムの強化を図るために、医師・看護師等の専門家93名(厚生労 働省からの要請に基づくWHOへの出向を含む)を派遣した(年間目標80名)。このうち23名は1年以上の長期派遣 であり、各国の技術協力プロジェクトを専門的見地からリードした。地域別内訳はアジア(65名)、アフリカ(21名)、 その他 (7名) である。

なお、各国(セネガル、コンゴ民主共和国、ラオス、等)では、政府の保健省アドバイザー(大臣官房顧問、次官顧問) として、各国の保健医療政策立案に専門的見地から携わっている。

・ アジア、アフリカ等の開発涂上国政府や医療機関からの研修生を282名受け入れた(年間目標160名)。日本各地 の視察やNCGMの他国での経験に基づく講義を通じて、世界最高水準の保健指標を達成した日本の経験や、他国での知 見を共有し、資源の限られた研修生の母国においても実施可能な活動計画を実際に策定するための支援を行っている。

平成25年度の業務の実績

)の要請に応じて、緊急援助 ・ 平成25年度には政府関係機関からの緊急援助等の要請は特になかったものの、NCGMの緊急医療援助隊の登録者数

平成 25 年度計画

中期計画

際協力機構(JICA)等の依頼

中期目標

院協力機構(JICA)等の依頼 に応じ調査研究・評価事業を 実施する。	等の支援活動を行う。 「国際機関」国際協力機構(・ 平成25年度には政府関係機関からの緊急援助等の要請は特になかったものの、NCGMの緊急医療援助隊の登録者数は42名(平成25年11月現在)であり、フィリピンの台風災害に対し、医師1名、看護師1名を派遣するための即応体制をとった。
広く国民及び国内外の関係機関に対し、国際保健に関する情報提供等を行い、我が 国の国際保健医療協力人材を 養成するため、必要な知識、	・ 国際機関、国際協力機構(JICA)等の依頼に応じて、 調査研究・評価事業を実施する。	・ 国際機関、国際協力機構(JICA)等の依頼に応じた調査研究・評価事業については、保健医療ならびに国際保健の専門性を活かして25件実施した。 内訳は、政府開発援助に基づくプロジェクト実施に向けた詳細設計調査8件、プロジェクトの中間および終了時の評価調査10件、プロジェクト運営指導調査4件、日本政府による無償資金協力に関する調査3件であった。
技術の習得を促す研修を国内 外で実施する。 また、国際医療協力を実施 している機関とのネットワー クを構築し、開発途上国等に おいて保健医療分野の共同研 究や人材育成等の諸協力を実 施する。	・ 国際保健に関して、広く国 民及び国内外の関係機関に 対しホームページ等を通じ 情報提供等を行うとともに、 基礎講座を開催し国際保健 に関する知識の普及を図る。	・ 広く国民及び国内外の関係機関に対し、国際保健に関する情報提供等を行うため、以下の取り組みを行った。 ①国際医療協力局ホームページの平成25年度の合計閲覧数は456,715PV(年間目標40万PV)であった。 ②国際保健および国際協力についての一般の人々に対する啓発小冊子「ニュースレター」を年4回発行し、関係機関及び大学・専門学校・高校・中学・公共交通機関等へ、平成25年度までに延べ18,000部を配布した。また、「医療の広場」という医療従事者向け雑誌に毎回寄稿し、定期的に情報提供を行っている。 ③ラジオNIKKEIにおいて独自の番組「グローバルヘルス・カフェ」を制作し、幅広いテーマについて年4回放送した。
加9 る。		(4) 中学生に世界の健康問題や国際協力を学んでもらい、将来に向かって国際的視野を持ってもらうことを目的に、新宿区立牛込第一中学校で国際保健を題材に授業を行った。授業の様子は「中学生と考える ひとのいのち」と題してラジオ「グローバルへルス・カフェ」の番組として放送した。 (5) 「国際協力の日」(10月6日)開催された「グローバルフェスタ」(主催:グローバルフェスタ JAPAN2012 実行委員会、共催:外務省・JICA・国際協力 NGO センター)への出展を通じて、国際保健および国際協力に関する啓発を行った。 (6) 世界エイズデー(12月1日)に「ザンビア×グローバルヘルス」と題して、一般の人々とアフリカの HIV/エイズ 問題を考えるイベントを開催した。初めて NCGM が在日の大使館と協力して行ったイベントで、ザンビア大使館、JICA、コイズス は出口の独立されて、ボンビア大使館、JICA、コイズス は出口の独立されて、カー・バンバス HVV 大きでよった。
		エイズ予防財団の後援を得て、ザンビア HIV 対策プロジェクトの紹介を行った。 (7世界各国の研究者を対象としたリサーチブリテン(協力局の研究成果をまとめた英文レポート)を定期発行。研究者を対象とするリサーチフォーラム(研究者会議)を定期開催しての情報共有を行うとともに国際医療協力局ホームページへの掲載した。 (8)国際保健協力活動の経験や知見をとりまとめたテクニカルレポートの作成およびホームページでの公表した。(「ラオス人民民主共和国におけるB型肝炎有病率調査」「ザンビアの HIV/エイズ 2006-2010」)
	・ 我が国の国際保健医療協力 人材を養成するため、研修カ リキュラムを作成するとと もに、国際保健人材養成研修 を実施する。	・ 国際医療協力を目指す若手人材が継続的に学びを深めていく機会を提供する事を目的に、「国際保健基礎講座」を10 回実施し、延べ参加者数374名(平成24年度364名)となった。センター外部の参加者数が平成25年度は203
		・ また海外研修も含めた、2週間程度で、将来、国際保健協力を担う若い日本人を対象に「国際保健医療協力研修」を開催している。
		・ 国際保健分野のプロジェクト・リーダーの育成について、海外のプロジェクト(ラオス、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、インドネシア、セネガル、ザンビア、等)に職員を送り、リーダーとして育成するプログラムを実施している。
		 JICAのプロジェクト等を行っている国々の外国人の保健省職員や病院職員に対して、保健行政や臨床分野などに関して研修受け入れを行っている。参加者たちは当該国帰国後に各国の保健医療分野のリーダーを担うべき人材となることが期待される。
		 国際的な視点から看護活動や提言ができる看護師を育成するために、NCGMの看護職員を対象に「国際保健医療協力 実務体験研修」を年3回(計9人)および、同コース受講者を対象にベトナムにおいて追加的な海外研修である「看護職 海外研修」を年1回実施し、計2人受講している。 産婦人科及び小児科における後期臨床研修と国際保健医療協力研修を有機的に連携させ、国際的な視野で将来展望を見
		69

世子之かの開発として、午後3年日から6年日までのレジデントを特別と「同常報化ンデントプレクラス」(1年中一入 を設立、自人が表記していた。 ・ 山田の東南の上が成在でき、抽したことも映画物がコックス(収集・4.5年1)を大変として)として、「山西の南田のカカレジデント材象プログラス」(3.5 コーニッス)を成け、このプログラムに3.人が参加した(ボリヒア、ザンビア、ガンボンデン)。 ・ は学生へる選挙生を対象とした自由の生まれ、中金書家は、生命と様で集員をして中心的な物が見欠之たし、年生那金の事業など、人材を放び下入している。 ・ は大きたが、まな人の学生も受け入れた自つか。 ・ は大きたが、現立のできたされ、中金書家は、生命は様で集員をして中心的な物が見欠之たし、年生那金の事業など、人材を放び下入している。 ・ は大きた。 ・ は、まな人の学生も受けからは、また。 ・ は、まな人の学生も受けならいまい。 ・ は、まな人の学生も受けならいまい。 ・ は、まな人の学生も受けならいまい。 ・ は、まな人の学生も受ける信息を発し、中途のようには、 ・ は、まな人のでは、 ・ は、 ・	中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
	中期目標	中期計画	 ベトナム・バックマイ病院 等海外連携機関との協定締 結に基づき共同研究等を推 進する。 WHO協力センターとして 	出すための研修として、卒後3年目から6年日までのレジデントを対象に「国際臨床レジデントプログラム」(4年コース)を設け、5人が参加している。 ・ 国際医療協力と感染症等に軸足を置いた後期研修プログラム(卒後4~5年日を対象として)として、「国際保健医療協力レジデント研修プログラム」(3ヶ月コース)を設け、このプログラムに3人が参加した(ボリビア、サンビア、カンボジア)。 ・ 医学生や看護学生を対象とした国際保健に関する講義を積極的に実施し、6大学等へ延べ11人の講師を派遣するとともに、52人の学生も受け入れも行った。 ・ 日本国際保健医療学会において、学会事務局、学会誌編集委員会として中心的な役割を果たし、学生部会の指導など、人材育成に注力している。 ・ 長崎大学との連携大学院に関する協力協定(平成23年10月に締結)に基づいて、大学院国際健康開発研究科学生に対する活義、研究指導、学位審金、入学試験等を実施した。平成26年2月には協定に基づき連携大学院開始2年後における合同評価を実施し、今後のあるべき姿についての検討を加えた。 ・ 国際保健分野における仏語圏日本人人材の確保と育成のため、仏話圏保健人材ネットワーク強化のための定例会を3回実施した。 ・ ベトナム・国立バックマイ病院との協力協定(平成22年6月に再締結)に基づいて、11件の共同研究課題、人材育成、専門人材交流、症例検討等の幅広い協力関係を構築した。平成25年7月にNCGMにてベトナム拠点活動報告会を実施するとともに、年次報告書の作成し、日本・ベトナム両国で公表した。 ・ NCGMが特集したその他の海外拠点である、①テオス・国立パスツール研究所、②マダガスカル・保健省(平成23年度に協力協定締結)、③カンボジア・同立母子保健センター、④ネバール・同立よリブバン学医学部の機合を実施した。特に、カンボジア母子保健センターにおいては、「新生児ミニプロジェクト」を開始し、遠隔テレビカンファレンスを活用した症例検討や、新生児医療に関する研究等を行っている。 ・ NCGMは現在、ナショナルセンターの中で唯一、WHO協力センター(WCC)に選定され、その契約に基づいて、過去3年間にベトナム、カオス、ネパールで実施したマラリア対策と保健システムの強化に関する現地設を持たので保健とステムに関する研究を主ました活動を開始した。 ・ NCGMは現在、ナショナルセンターの中で唯一、WHO協力センター(WCC)に選定され、その契約に基づいて、過去3年間にベトナム、カス、ネパールで実施したアラリア対策と保健とステムの強化に関する現地高計を検討、下京後15年7月にWHO両太平洋地域事務局とNGのMと同時でWCC 新規契約(期限は4年間)を締結し、同契約に沿って保健システムに関する研究を主きした活動を開始した。 ・ WHO画太平洋地域事務局のHIV/AIDS部門技術パートナーとして、HIV/性感染症対策に関する中間評価(ウランバートル)を実施した他、HIVペートローの表演(北市)、111117プログラムビェー会議(マニラ)等に参加し、

評価の視点等	自己評定	S		評 定		
■評価項目9■	(総合的な評定)		•	(委員会としての評定理由	1)	•
国への政策提言に関する事項						
その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1)公衆衛生上の重大な危害への対応 (2)国際貢献	数を増加させ、災害対応 るなど重大な危害に万全 画の数値目標を大幅に」 ・国際保健医療協力活動の	の訓練は近隣大学等の学な体制の整備と準備に取 :回っている。)ノウハウを活用して、被	感染症に関する訓練は年々実施巨生も参加した訓練を適切に実施すり組んでいる。この結果、中期計 近り組んでいる。この結果、中期計 び地である宮城県東松島市に対しなく実施してきた。東松島市から			
	の支援継続要請に基づきた支援活動を継続的に行		保健衛生に係る復旧・復興に向け	(各委員の評定理由)		
	行理事会、世界基金(ク て参加し(延べ14名) る他、政府開発援助(C	「ローバルファンド) 理事 、日本政府の対処方針の	保健機関(WHO)総会および執 会等に日本政府代表団の一員とし 策定等に専門的な見地から寄与す 技術的助言や厚生労働省国際関連 。			
	援プロジェクトのリータ家の派遣、あるいは当該極的に参画している。ま をの連携、日本の政府系貢献に積極的に取り組ん	「一や相手国の政府の中枢	一環で行われる開発途上国での支 に入って政策アドバイスする専門 れなど、国際医療協力の実施に積 本人人材の育成、途上国医療機関 情報提供などを通じ、日本の国際 家の派遣や研修生の受入数は、中			
[数値目標]○ 新感染症の発生に向けた訓練を毎年1回実施	 他機関との合同制 7月11日 12月6日 1月21日 	生を想定した院内訓練を 練等に参加した。 横浜港感染症総合対策ま 横浜検疫所と合同で患者 政府主催による新型イン 東京検疫所の検疫感染症 (3)	練との合同訓練 受け入れ訓練 ・フル等対策訓練の伝達訓練			
○ 技術協力のため中期目標の期間中400人以上の専門家を派遣	・看護師等の専門家93 の長期派遣であり、各国 域別内訳はアジア(65 各国(セネガル、コンコ 房顧問、次官顧問)とし	名派遣。(年間目標80 日の技術協力プロジェクト名)、アフリカ(21名 「民主共和国、ラオス)政 で、各国の保健医療政策 4年間累積で429人とな	ステムの強化を図るために、医師名)。このうち23名は1年以上を専門的見地からリードした。地)、その他(7名)である。なお、府の保健省アドバイザー(大臣官立案に専門的見地から携わった。より、中期計画5年間目標の400			

○ 開発途上国からの研修生を中期目標期間延べ800人 以上受入れ	・アジア、アフリカ等の開発途上国政府や医療機関からの研修生を282名受け入れ (年間目標160名)。日本各地の視察やNCGMの他国での経験に基づく講義を 通じて、世界最高水準の保健指標を達成した日本の経験や、他国での知見を共有し 、資源の限られた研修生の母国においても実施可能な活動計画を実際に策定するた めの支援を行っている。(平成25年度までの4年間累積で975人となり、中期 計画5年間目標の800人をすでに達成) (評価シート68頁参照)
[評価の視点]○ 感染症その他の疾患に関して明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行っているか。	実績:○ ・医療分野の研究開発に関する専門調査会、エイズ動向委員会、薬事審議会、風しんに関する小委員会及び院内感染対策サーベイランス運営委員会等に当センター職員が委員として出席し、専門的知識等に基づいた提言を実施した。 (評価シート67頁参照)
○ 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行うとともに、そのような事態に対し準備を行っているか。	・平成25年度は、平成26年1月18日に、職員に加えて、早稲田大学、国士舘大学、看護大学校の学生に模擬患者として協力を得て災害訓練を実施した。この訓練の経験をもとにタスクフォースにて検討を重ね、同3月に災害マニュアルを改訂した。今回の改訂では災害初動時の組織体制を大きく見直した。(評価シート68頁参照) ・平成25年度はDMAT訓練に加え、東京都西部の災害医療連携研修に積極的に参加した。(評価シート68頁参照) ・新感染症発生を想定した院内訓練を院内2回、院外4回の合計6回実施した。(評価シート68頁参照) ・宮城県東松島市に対して、震災後から平成25年度も継続的支援を行ってきた。災害急性期のみならず、亜急性期、慢性期においても、国際医療協力のこれまでのノウハウを活かして日本国内の災害支援に取り組んでいる。具体的には、毎月1回のペースで国際医療協力局から公衆衛生関連医師等を派遣して、保健師・栄養士会議に出席して公衆衛生分野などにおける助言を行いつつ、東松島市からの要請に基づいたデータの分析など東松島市の保健衛生対策や復興計画策定に寄与した。また、女川原発から30キロ圏内の東松島市における原子力災害対応マニュアルの作成にあたって、福島県および南相馬市から保健師を招聘して、原発災害当時の実態と実際の対応に関する発表と質疑を行う会合を開催した。さらに、東松島市の情報発信に関する支援を実施。これらの結果もふまえて、東松島市からは、平成26年度も引き続き支援継続の要請を受け、活動を継続している。(評価シート68頁参照)
○ 緊急援助等の支援活動を行うとともに、国際機関や 国際協力機構 (JICA) 等の依頼に応じ調査研究・評 価事業を実施しているか。	実績:○ ・国際機関、国際協力機構(JICA)等の依頼に応じた調査研究・評価事業については、保健医療ならびに国際保健の専門性を活かして25件実施した。 内訳は、政府開発援助に基づくプロジェクト実施に向けた詳細設計調査8件、プロジェクトの中間および終了時の評価調査10件、プロジェクト運営指導調査4件、日本政府による無償資金協力に関する調査3件であった。 (評価シート69頁参照)

○ 国際保健に関する情報提供等を行い、我が国の国際 実績:○ の習得を促す研修を国内外で実施しているか。

- 保健医療協力人材を養成するため、必要な知識、技術・広く国民及び国内外の関係機関に対し、国際保健に関する情報提供等を行うため、 以下の取り組みを行った。
 - ①国際医療協力局ホームページの平成25年度の合計閲覧数は456,715PV (年間目標 4 0 万 P V)。
 - ②啓発小冊子「ニュースレター」を年4回発行し、関係機関等へ平成25年度まで に延べ18,000部を配布した。また、「医療の広場」という医療従事者向け雑 誌に毎回寄稿し、定期的に情報提供を行っている。
 - ③ラジオNIKKEIにおいて独自の番組「グローバルヘルス・カフェ」を制作し、 幅広いテーマ(一部は、中学校での出張授業)について年4回放送した。
 - ④「国際協力の日」(10月7日)に行われた「グローバルフェスタ」への出展。
 - ⑤在日ザンビア大使館の協力を得て、の世界エイズデーイベントを実施(「ザンビ ア×グローバルヘルス」)
 - ⑥世界各国の研究者を対象としたリサーチブリテン(協力局の研究成果をまとめた 英文レポート)を定期発行。研究者を対象とするリサーチフォーラム(研究者会 議)を定期開催しての情報共有を行うとともに国際医療協力局ホームページへの
 - ⑦国際保健協力活動の経験や知見をとりまとめたテクニカルレポートの作成および ホームページでの公表。(「ラオス人民民主共和国におけるB型肝炎有病率調査」 「ザンビアの HIV/エイズ 2006-2010」)

(評価シート69頁参照)

- ・国際医療協力を目指す若手人材が継続的に学びを深めていく機会を提供する事を目 的に、「国際保健基礎講座」を年10回実施した。(延べ参加者数374名:前年 度364名)センター外部の参加者数は203名と増加(前年度173名)。 (評価シート69頁参照)
- ・また海外研修も含めた、2週間程度で、将来、国際保健協力を担う若い日本人を対 象に「国際保健医療協力研修」を開催している。

(評価シート69頁参照)

・国際的な視点から看護活動や提言ができる看護師を育成するために、NCGMの看 護職員を対象に「国際保健医療協力実務体験研修」を年3回(計9名)および、同 コース受講者を対象にベトナムにおいて追加的な海外研修である「看護職海外研修 」を年1回実施し、計2名受講している。

(評価シート69頁参照)

- ・国際医療協力と感染症等に軸足を置いた後期研修プログラム(卒後4~5年目を対象と して)として、「国際保健医療協力レジデント研修プログラム」(3ヶ月コース)を 設け、このプログラムに3人が参加した(ボリビア、ザンビア、カンボジア)。 (評価シート70頁参照)
- ・産婦人科及び小児科における後期臨床研修と国際保健医療協力研修を有機的に連携 させ、国際的な視野で将来展望を見出すための研修として、卒後3年目から6年目 までのレジデントを対象に「国際臨床レジデントプログラム」(4年コース)を設 け、5人が参加している。

(評価シート70頁参照)

・医学生や看護学生を対象とした国際保健に関する講義の実施(6大学等へ11名の 講師派遣、52名の学生の受け入れ)

(評価シート70頁参照)

○ 国際医療協力を実施している機関とのネットワー 実績:○ | クを構築し、開発途上国等において保健医療分野の共同 | ・長崎大学との連携大学院に関する協力協定(平成23年10月に締結)に基づいて 研究や人材育成等の諸協力を実施しているか。 の国際健康開発研究科学生に対する講義、研究指導、学位審査等の実施。(12名) (評価シート70頁参照) ・ベトナム・国立バックマイ病院との協力協定(平成22年6月に再締結)に基づい て、11件の共同研究課題、人材育成、専門人材交流、症例検討等の幅広い協力関 係を構築した。 (評価シート70頁参照) ・NCGMが構築したその他の海外拠点である、①ラオス・国立パスツール研究所、 ②マダガスカル・保健省(平成23年度に協力協定締結)、③カンボジア・国立母子 保健センター、④ネパール・国立トリブバン大学医学部(平成24年度に協力協定 締結)と共同研究、人材育成、人材交流、および年次報告書の作成等を実施した。 (評価シート70頁参照) ・NCGMは現在、ナショナルセンターの中で唯一、WHO協力センター(WCC) に選定され、その契約に基づいて、ベトナム、ラオス、ネパールで現地調査結果を 総括、報告書を作成し、WHO西太平洋地域事務局等に報告した。平成25年7月 にWHO西太平洋地域事務局とNCGMとの間でWCC新規契約(期限は4年間) を締結し、活動を継続中。 (評価シート70頁参照) ・WHO西太平洋地域事務局のHIV/AIDS部門技術パートナーとして、モンゴ ルへのプログラム評価調査への参加、プログラムレビュー会議などに参加し、専門 的見地からアジア太平洋地域におけるHIV対策に寄与した。 (評価シート70頁参照)

(3) H I V・エイズ

エイズ治療・研究開発セン ターは、HIV裁判の和解に基 づき国の責務となった被害者 の原状回復に向けた医療の取 組を厚生労働省に届いた意見 を踏まえつつ着実に実施する とともに、エイズに関し、診 断及び治療、臨床研究、診療 に関する相談、技術者の研修 並びに情報の収集及び提供を 行うこと。

また「後天性免疫不全症候 群に関する特定感染症予防指 針」(平成18年厚生労働省告 示第89号)に基づき、エイズ に係る中核的医療機関として ブロック拠点病院等を支援し 、地域におけるエイズ医療水 準の向上を図ること。

(3) H I V・エイズ

エイズ治療・研究開発センタ ーは、HIV裁判の和解に基づ き国の責務となった被害者の 原状回復に向けた医療の取組 を被害者の意見を反映しつつ 着実に実施し、エイズに関し 、診断及び治療、臨床研究、 診療に関する相談、技術者の 研修並びに情報の収集及び提 供等の必要な取組を進めると ともに、必要な人的物的体制 整備を計画的に進める。

また「後天性免疫不全症候群 に関する特定感染症予防指針 | (平成18年厚生労働省告示 第89号) に基づき、エイズに 係る中核的医療機関としてブ ロック拠点病院等を支援し、 地域におけるエイズ医療水準 の向上を図る。

(3) H I V・エイズ

HIV・エイズに関し、診断 1. HIV・エイズに関する取組 及び治療、臨床研究、診療に 関する相談、技術者の研修並 びに情報の収集及び提供を 行う。また、HIV・エイズの ブロック拠点病院等を支援 するとともに連携を図る。

- ・ 被害患者の外来受診は、原 3. 被害患者等に関する取組 則として血友病包括外来で 行う。
- 消化器内科に加え、整形外 科(外部招聘)、精神科によ る他診療科医師による外来 診療体制を年度内に整え、血 友病包括外来での受診を推 奨する。
- 兼診を要した他科(眼科、 皮膚科、消化器科、循環器科 、内分泌代謝科、精神科、外 科、整形外科など)との血友 病患者に関する年1回のカ ンファレンスを実施する。
- エイズ治療・研究開発セン ターに通院している被害患 者については必要に応じて、 また、ブロック拠点病院等か らエイズ治療・研究開発セン

(3) H I V・エイズ

- ・ 平成25年度のHIV・エイズ患者の診療実績は、延べ入院患者数6,741人、延べ外来患者数11,163人である。
- ・ 患者データベースの充実により臨床研究が活性化し、英文論文数については年々増加している。

平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度

2 2 編 → 2 5 編 → 16編 → 35編

- ・ 英文論文の成果は海外からも注目され、H25年度に国内施設で唯一、米国主催の無作為割付多施設共同国際臨床治験 に参加した(日本を含めて未だ全世界で承認されていない薬剤成分の入った配合剤)。
- ・ 外部からの診療等に関する相談件数は、年間2,299件に達した。
- エイズに対する診療水準の向上を図るため、医療従事者については、エイズに関する最新の情報を追加した研修を、A CCにおいて13回・出張研修を8回実施し、年間600人以上が受講している。また、全国の医療従事者がいつでも自 由に閲覧、自己研修が可能となるようにACCホームページに出張研修などで用いた資料を、E-learningの形で積極的に 公開している。
- 病気の理解と自己管理のため、診療情報をコンパクトにまとめ、併用禁忌薬リストも掲載した患者教育用小冊子(患者 ノート)を毎年更新し、年間合計10,048冊配布し情報の提供を行っている。

2. ブロック拠点病院等への支援

- ・エイズ拠点病院をはじめとした全国のHIV診療現場で活用される、HIV感染症とその合併症に関する診断と治療ハン ドブック第3版改訂作業を実施した(第2版は平成18年改訂)。
- ・ ブロック拠点病院との連携支援に関しては、医師不足で診療に窮していた石川県立病院に対し、平成22年10月より 行っている月1回のACC (エイズ治療・研究開発センター) 医師派遣による外来診療サポートを継続している。
- ・ 平成25年度は、名古屋医療センターと名古屋大学との連携を図るための合同会議を1回主催し、また、仙台医療セン ターと東北大学との連携を図るための合同会議も1回主催した。

- 被害患者の外来受診は、やむを得ない場合を除き血友病包括外来で行っており、被害患者のうち血液製剤注射のみの患 者を除いた包括外来利用率は92.7%である。(平成25年7月~平成26年3月)
- ・ 他診療科医師による外来診療体制を強化し、平成25年6月から消化器内科、平成25年7月から整形外科の医師によ る血友病包括外来を開始した。また、精神科については、平成25年7月から臨床心理士による神経心理検査(認知症検 査)を行うとともに、精神科医師による診療体制を年度内に整備し、平成26年度4月から実施している。
- ・ 消化器内科とACCで合同カンファレンス(症例検討会)を平成25年度に4回実施した。また、循環器科・整形外科 ・リハビリに関しては、カンファレンスの前段階として必要な診療や検査を実施し、平成26年度にカンファレンスを開 催する予定である。
- ・ ACC内では他科との連携し必要に応じカンファレンスを行っている。また、ブロック拠点病院等から相談があった場 合は、連携を十分に取った上でカンファレンスを行っている。

中期目標	 中 期 計 画	平成 25 年度計画	F10H 95 12 ンタ 言平1回 ン ト 平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
一 一 物 口 标	下 切 미 凹	一一八、20 十 及 引 凹	T ル 2 J サ 皮 ツ 木 仂 ツ 夫 視
		ターに相談を受けた被害者 については随時に、他機関・ 研究班との合同カンファレ ンスを実施する。	
		・ 被害者において、肝がん等 外科的治療の必要性の疑念 が生じた場合、ただちに当該 患者に係る治療計画を策定 し、スケジュールを説明する とともに、独立行政法人国立 国際研究センターで対応で きない場合には、対応可能な 他院を紹介する。また、紹介 後のフォローと評価を行う。	・ 治療計画を策定し、脳死肝移植や肺動静脈奇形の疑い患者の診察・治療を東京大学や長崎大学に依頼するなど、他院と連携を取りながら進めている。また、その後の経過観察をACCで行うなどフォローアップも行っている。
		・ ChildPugh分類B以上の被害者について、移植実施医療機関へ積極的に紹介するとともに、当該患者の1/2以上の脳死肝移植登録を促す。 ・ エイズ治療・研究開発センターに通院している被害患者への各種検査を、次のとおり実施する。	・ ChildPugh 分類がB以上(肝硬変の重症度を示す指標)の被害患者への脳死肝移植を東京大学や長崎大学に依頼(平成 26 年 6 月に長崎大学で脳死肝移植を実施)や東京大学での生体間移植(平成 26 年 5 月実施)の実施を検討している患者の受診調整行うなど移植実施医療機関と連絡を取りながら進めている。
		ア 血液検査(CBC, AST, ALT, A lb, Bil, PT, Cr, glucose, T-ho l, LDL-Chol, TG, CD4, viral l oad)を受診毎または3ヶ月毎イ 腫瘍マーカー(AFP, PIVKA -II)検査を年1回ウ 腹部超音波・腹部CT・上部消化管内視鏡検査を年1回エ 血圧測定は受診毎オ 胸部X線写真・心電図検査・尿検査を年1回カ 冠動脈CTを数年に1回カ 冠動脈CTを数年に1回キ 関節可動域の診察を年1回ク 鬱・認知障害の質問票による検査を年1回・ 研究的治療に関する研究費の獲得・配賦状況を報告する	 ACCに通院している被害患者に対し、血液検査、腹部超音波、心電図検査、尿検査など12項目を適宜実施している。
		の獲得・配風状況を報告する。 ・ 被害患者から要望があった	

	T		そ
中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
		研究的治療について、エイズ 治療・研究開発センターにて 当該治療法に関する検索や 評価を行い、その実績を報告 する。 ・ ブロック拠点病院等との具 体的診療連携の強化を図る。	
		・ HIV・エイズに関する情 報について、HPの更新を適 時に行う。	 平成24年度から中核拠点病院連絡調整員養成事業を開始するとともに中核拠点病院看護実務担当者会議を開催し最新の情報提供を行っている。 平成26年度から実施予定の心理検査の統一を図るため、平成25年度に研修会を3回実施した。 また、旭川医科大学病院にて研修会と患者相談を実施(9月)、東北ブロック連絡会議に参加(6月)、東海ブロックで講演会(看護)を実施(4月)、中四ブロック主催の研修会に参加(8月)、琉球大学との認知検査相談を実施(7月)など各ブロックと連携強化を図っている。 平成25年10月30日にホームページ改訂し、それ以降、研修の最新情報、E-learning 更新など月平均2.7回更新
			している。

評価の視点等 自己評定 S 定 評 ■評価項目10■ (総合的な評定) (委員会としての評定理由) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (3) H I V・エイズ ・エイズ拠点病院をはじめとした全国のHIV診療現場で活用される、HIV感染症 とその合併症に関する診断と治療ハンドブック第3版改訂作業を実施した(第2版 は平成18年改訂)。 ・患者データベースの充実により臨床研究が活性化するとともに、英文論文も年毎に 増加し、H25年度は35報に達した。これら成果は海外からも注目され、H25 年度に国内で唯一米国主催の国際共同臨床治験に参加した(日本を含めて未だ全世 界で承認されていない薬剤成分の入った配合剤)。 (各委員の評定理由) ・HIV・エイズについては、エイズ診療水準の向上に向けて、全国の医療従事者に 対する研修会を実施し、さらに、これら研修における資料等を公開し、全国の医療 従事者が自己研修に活用できるよう情報提供を積極的に実施した。 ・エイズに関する医療政策に係る専門家としての提言を実施した。 ・全国8ブロックのブロック拠点病院と厚労省疾病対策課と合同で、ブロック拠点協 議会を行いネットワークを構築している。 ・被害患者等に関する取り組みとして、他科及びブロック拠点病院等との連携を密に し、横断的な診療体制の構築を図った。 「評価の視点〕 実績:○ ○ エイズ治療・研究開発センターは、HIV被害者の原 ・HIV・エイズに関する英文論文数については年々増加している。 状回復に向けた医療の取組を被害者の意見を反映し 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 つつ着実に実施し、エイズに関し、診断及び治療、臨 16編 → 2 2 編 → 2 5 編 → 35編 床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報 (評価シート75頁参照) の収集及び提供等の必要な取組を進めるとともに、必・H25年度に国内施設で唯一、米国主催の無作為割付多施設共同国際臨床治験に参 要な人的物的体制整備を計画的に進めているか。 加した(日本を含めて未だ全世界で承認されていない薬剤成分の入った配合剤)。 (評価シート75頁参照) ・外部からの診療に関する相談については、年間2,299件対応した。 (評価シート75頁参照) ・エイズに対する診療水準の向上を図るため、医療従事者については、エイズに関す る最新の情報を追加した研修を、ACCにおいて13回・出張研修を8回実施し、 年間600人以上が受講している。また、全国の医療従事者がいつでも自由に閲覧 ・自己研修ができるよう研修資料等をE-learningの形式で公開している。 (評価シート75頁参照) ・病気への理解と自己管理のため、患者については、診療情報をまとめ、併用禁忌や クリスとも掲載した患者ノートを毎年更新し、年間10,048冊配付し情報の提 供を行っている。 (評価シート75頁参照) ・被害患者等については、他診療科医師による外来診療体制を強化し、平成25年度 は消化器内科・整形外科の医師による血友病包括外来を開始した。また、精神科に ついては、平成25年度に臨床心理士による神経心理検査(認知症検査)を開始す るとともに、年度内に診療体制を整え、平成26年度から精神科医師による血友病 包括外来も実施している。 (評価シート75頁参照)

 ○ エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点 病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上 を図っているか。 	実績:○ ・エイズ拠点病院をはじめとした全国のHIV診療現場で活用される、HIV感染症とその合併症に関する診断と治療ハンドブック第3版改訂作業を実施した(第2版は平成18年改訂)。 (評価シート75頁参照) ・個別ブロックに関しては、医師の不足している北陸ブロック(石川県立病院)への外来サポートや、名古屋医療センターと名古屋大学の連携強化を図るACC/東海ブロック合同カンファレンス、仙台医療センターと東北大学の連携強化を図るACC/東北ブロック合同カンファを行うなどブロック拠点病院等への支援を実施している。 (評価シート75頁参照) ・ACCと全国8ブロック拠点病院で会議を毎年開催し、最新の情報提供、情報交換をはかり、ケアの均てん化を進めている。(年2回実施(6月は看護管理者と看護実務担当者、3月は看護実務担当者))(評価シート77頁参照)	

(4) 看護に関する教育及び研 | (4) 看護に関する教育及び研 |

国立高度専門医療研究セ ンターの職員の養成及び研修 を目的として、看護に関する 学理及び技術の教授及び研究 並びに研修を行うこと。

国立看護大学校において は、看護学部及び研究課程部 における教育の充実を図ると ともに、認定看護師教育課程 を毎年開催する。

また、オープンキャンパス や公開講座を毎年3回以上開 催し、国立看護大学校に関す る情報提供を積極的に行い、 質の高い学生等の確保に努め

さらに、看護研究活動を推 進する。

- ため、進学相談会、オープン キャンパス及び公開講座を 3回以上開催し、ホームペー ジの充実を図るなど、国立看 護大学校に関する情報提供 を積極的に行う。併せて、研 究課程部の教育の充実に向 けた検討を行う。また、研修 部において、認定看護師教育 課程を1コース、短期研修を 4コース以上開講する。
- 臨床看護研究推進センター において、看護研究活動を推 進する。

(4)看護に関する教育及び研|(4)看護に関する教育及び研究

質の高い学生の確保を図る 1. 質の高い学生確保に向けた積極的な情報提供

・ 国立看護大学校の情報を提供するためオープンキャンパスを開催するとともに、近隣の医療施設に勤務する看護職員や 清瀬市民を対象とした公開講座を開催した。

①看護学部オープンキャンパスの開催 平成25年 7月21日 参加者:701人 平成25年 8月23日 参加者:450人 平成25年 5月11日 参加者: 9人 ②研究課程部オープンキャンパスの開催 平成25年 9月 6日 参加者: 20人 平成25年10月25日 参加者: 7人

③公開講座の開催

ア) 看護の日の公開講座 平成25年 5月11日 参加者: 25人 イ)清瀬市健康大学講演会と共催の公開講座 平成25年10月26日 参加者:123人

・ 公開講座及び大学校祭にあわせて行ったキャンパスツアーや、関東甲信越地区の高等学校の進路指導担当者を対象とし た進学相談会を開催した。

①キャンパスツアーの開催 平成25年 5月11日 参加者: 68人 平成25年10月13日 参加者:103人 平成25年10月26日 参加者: 56人 ②進学相談会の開催 平成25年 6月15日 参加者: 42人

- 進学予備校等が開講する大学受験者向けの進学相談会に教職員が出向き(都内、埼玉及び愛知 計10回)、看護学部 の情報提供を行った。更に、近隣の高等学校からの依頼により、看護に関する出張講演(模擬講義)を行った。
- ・ ホームページについては、看護学部・研究課程部の受験案内、オープンキャンパス、公開講座及び国際交流の実績等に 加え、新たに卒業生インタビュー等を掲載し充実を図ったことにより、90万件を超えるアクセスがあった。

2. 研究課程部における教育の充実

- 研究課程部においては、平成25年度から高度実践看護学領域(感染管理看護学)を開講し、感染症看護専門看護師の 教育を開始した。
- 平成27年度に後期課程(博士課程)を開講するため、認可基準に適合するカリキュラム及び教育体制を整備した。
- ・ 博士課程の平成27年度開講を目指し具体的な検討を進め、独立行政法人大学評価・学位授与機構に事前申出の書類を 平成25年9月に提出し、同年12月には教育課程及び教員について基準を満たしているとの評価を受けた。
- ・ 社会人に対する教育機会の拡大を図り、働きながら看護研究活動を継続できる長期履修制度については、平成25年度 に11人が活用した。

3. 研修部における現任者教育の実施

1) 認定看護師教育課程の開催

がん化学療法を受ける患者とその家族のQOL向上に向けて、水準の高い看護を実践し、がん化学療法看護分野の専門 的知識と実践力を基盤として、他の看護職者に対して指導・相談ができるがん化学療法看護認定看護師を育成するため、 平成25年9月24日から平成26年3月13日までの6か月間を研修期間とした「がん化学療法看護コース」を開講し 、12人が修了した。そのうち4人は一般公募による受講者であった。

2) 短期研修の開催

研修部においては、政策的な内容に視点をあて前年度の受講ニーズ調査を踏まえた研修を7コース企画した。さらに、 現任者教育として、チーム医療推進のためにがん化学療法看護に関する研修を追加企画し、計8コースの短期研修を開催 した。

平成25年 8月28日から30日 参加者: 52人

①せん妄ケア 平成25年 8月28日から30日 参加者: 62人

②認知症看護

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	寮研究センタ─評価シ─ ト	度の業務の実績
1.2	• •			
	1 /71 H1 I-I		③看護研究論文を読むための統計解析 ④看護研究 ⑤小児看護の臨床における倫理的課題 ⑥院内教育 ⑦がん化学療法中の患者の適切な身体活動 ⑧「がん化学療法看護コース」フォローアップ研修 4. 臨床看護研究活動の推進 臨床看護研究指進センターにおいては、国立高度専門、研究相談及び看護師が行う臨床看護研究18件の継続、4件は国内学会において研究成果の発表を行った。 5. 国立看護大学校研究紀要の発行	平成25年 9月 2日から 3日 参加者: 33人 平成25年 9月 4日から 6日 参加者: 52人 平成25年 9月26日から27日 参加者: 34人 平成25年10月10日から11日 参加者: 84人 平成25年10月17日から18日 参加者: 21人 平成26年 2月20日から21日 参加者: 38人 「
			国立有護大学校における研究の推進と研究成果を外音の研究活動に資するため、平成26年3月に研究紀要を	『に周知するとともに、国立高度専門医療研究センターの看護師等 ☆発行した。

芝年の祖上位	百寸並序		T	₹17 →		
評価の視点等 ■評価項目11■	自己評定 (総合的な評定)	S		評 定 (委員会としての評定理!	<u> </u> 出)	
■評価項目11■ その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (4)看護に関する教育及び研究	研究課程部においては、 看護専門看護師の教育を 適切な準備を進めること認定看護師教育としてが	開始するとともに、博士が出来た。 ん化学療法看護教育課程 護研究推進センターにお 看護研究の指導等を、着	•		#1 <i>)</i>	
	・数値目標は、中期計画を	大幅に上回って着実に実	施している。			
□数値目標〕○ オープンキャンパスや公開講座を毎年3回以上開催	1, 151人(前年度1 キャンパスを3回開催し (評価シート80頁参照 ・近隣医療施設に勤務する	, 019人)の参加があ、計36人(前年度33)看護職員を対象とした公ずつ、計2回開催し、計ている。	プンキャンパスを2回開催し、計った。また、研究課程部オープン人)の参加があった。 開講座と、清瀬市民を対象とした148人(前年度147人)の参			
[評価の視点]○ 国立看護大学校において、看護学部及び研究課程部における教育の充実を図るとともに、認定看護師教育課程を毎年開催しているか。	前年度97.0%)、助 ・研究課程部においては、 看護専門看護師の教育を (評価シート80頁参照 ・平成27年度に後期課程 ラム及び教育体制を整備 (評価シート80頁参照 ・また、社会人に対するが る長期履修制度についている。 (評価シート80頁参照 ・研修部においては、認定	産師も100%(前年度 高度実践看護学領域(感 開始した。(3人)) (博士課程)を開講するた した。) 育機会の拡大を図り、働 、平成25年度は11人) 看護師教育課程(がん化 教育として、短期研修を 頁参照)	合格率)は、看護師が100%(100%)と全員が合格した。 染管理看護学)を開講し、感染症 め、認可基準に適合するカリキュ きながら看護研究活動を継続でき (前年度9人)が活用し修学して 学療法看護)を開催し、12人が 計8コース開催し、計376人が			
○ 国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行い、 質の高い学生等の確保に努めているか。	実績:〇 ・看護学部において、質の 、進学予備校等が開催す た。さらに、公開講座及 路指導担当者を対象とし (評価シート80頁参照	高い学生確保に向けたオー る進学相談会への参加及び大学校祭にあわせたキー た進学相談会を開催し、	ープンキャンパスの開催(2回)び、ホームページの充実等を行っ ャンパスツアーや、高等学校の進 情極的に情報提供等を行った。 6人(前年度574人)の受験生			

 研究課程部において、オープンキャンパスの開催 (3回) やホームページの充実、個別相談の実施により、13人(前年度16人)の受験生を確保した。 (評価シート80頁参照) ・ホームページの充実を図った結果、アクセス件数は90万件を超えた。
・臨床看護研究推進センターにおいて、研究相談及び臨床看護研究18件の継続指導を行った。 (評価シート81頁参照) ・本学における研究の推進と研究成果を外部に周知するとともに、国立高度専門医療研究センターの看護師等の研究活動に資するため、平成26年3月に研究紀要を発行した。

る事項

事項

業務の質の向上を目指し、か (1)効率的な業務運営体制 つ、効率的な業務運営体制とす るため、定期的に事務及び事業 の評価を行い、役割分担の明確 化及び職員の適正配置等を通 じ、弾力的な組織の再編及び構し 築を行うこと。

総人件費については、センターする。 ーの果たすべき役割の重要性 を踏まえつつ、簡素で効率的な 政府を実現するための行政改 革の推進に関する法律(平成1 8年法律第47号)や「経済財政 運営と構造改革に関する基本 方針2006」(平成18年7月7日閣 議決定)に基づいて人件費改革 に取り組むとともに、給与水準 に関して国民の理解が十分得 られるよう必要な説明や評価 を受けるものとすること。

その際、併せて、医療法(昭 和23年法律第205号)及び診療 報酬上の人員基準に沿った対 応を行うことはもとより、国の 制度の創設や改正に伴う人材 確保も含め高度先駆的医療の 推進のための対応や医療安全 を確保するための適切な取組 を行うこと。

また、独立行政法人に関する 制度の見直しの状況を踏まえ 適切な取組を行うこと。

センターの効率的な運営を 図るため、以下の取組を進める こと。

- ーが担う役割に留意しつつ、 適切な給与体系となるよう 見直し
- ② 共同購入等による医薬品、 医療材料等購入費用の適正
- ③ 一般管理費(退職手当を除 ① 副院長複数制の導入

る目標を達成するために取 るべき措置

1. 効率的な業務運営に関する | 1. 効率的な業務運営に関する | 1. 効率的な業務運営に関する | 1. 効率的な業務運営に関する事項 事項

センターとしての使命を果 たすことができるよう組織内 の企画立案、調整、分析機能を 高めるとともに、人的・物的資 源を有効に活用し、ガバナンス の強化を目指した体制を構築

さらにセンターの使命に応 じて、より効率的に成果を生み 出せるよう、各部門の再編を行

総人件費については、センタ ーの果たすべき役割の重要性 を踏まえつつ、簡素で効率的な 政府を実現するための行政改 革の推進に関する法律(平成1 8年法律第47号) に基づき平成2 2年度において1%以上を基本 とする削減に取り組み、「経済 財政運営と構造改革に関する 基本方針2006」(平成18年7月7 日閣議決定) に基づき、人件費 改革の取組を平成23年度まで 継続するとともに、給与水準に 関して国民の理解が十分得ら れるよう必要な説明や評価を 受けるものとする。

その際、併せて、医療法(昭 和23年法律第205号)及び診療 報酬上の人員基準に沿った対 応を行うことはもとより、国の 制度の創設や改正に伴う人材 確保も含め高度先駆的医療の 推進のための対応や医療安全 ① 給与水準について、センタ を確保するための適切な取組 を行う。

> また、独立行政法人に関する 制度の見直しの状況を踏まえ 適切な取組を行う。

る目標を達成するために取 るべき措置

事項

(1) 効率的な業務運営体制

切に果たしていくために、高 度先駆的医療や臨床研究の 推進などの体制の整備とあ わせて、組織の適正化など効 率的な業務運営体制を構築 する。

|第3 業務運営の効率化に関す │第2 業務運営の効率化に関す │第2 業務運営の効率化に関す │第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

(1)効率的な業務運営体制

・ センターとしての使命を適 1. 高度先駆的医療や臨床研究の推進などの体制整備

1) 平成25年6月から病院における部門体制の改組、任期制の導入を行い、総長・研究所長・病院長の下、各部門のマネ ジメントを行うなどの運営実施体制と病院機能に即した診療体制による組織の活性化及び自律的で機動的な運営に向けた 人材の流動化と最適化を図った。

【内容】 ○診療運営組織の創設

• 部門長、診療科長

○診療組織への改組

- ・医長は、診療・治療等の臨床を中心とする業務に見直し
- ○役職任期2年制の導入・研究所:副所長、糖尿病研究センター長及び肝炎・免疫センター長
 - •病 院:副院長、部門長、診療科長
- 2) 病院における臨床研究を推進するため、病院に臨床研究の部門を設け、臨床研究や高度先進医療への取組の強化を図っ た。
- 3) 招へい型任期付職員や若手育成型任期付職員については年俸制を導入するとともに、高度の専門的な知識や技術等を有 する者及び研究者として高い資質を有する者など、優秀な人材を公募により採用し、高度先駆的医療や臨床研究推進など のための体制整備を図った。

【公募による採用実績】 H25' ⇒ 51人(うち任期付研究員の採用 12人)

H24' ⇒ 64人 (うち任期付研究員の採用 14人)

H23' ⇒ 29人(うち任期付研究員の採用 8人)

2. 組織の適正化、効率的な業務運営体制

- 1)薬剤及び看護に係る人材企画統括職を設置し、センター全体を俯瞰した薬剤師及び看護師の人材確保、育成及び人員配 置などの総合調整を行い、効率的な運営に取り組んでいる。
- 2) 統括事務部のもと、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制による、権限と責任の明確化による相互牽制 と効率的運営を図りつつ、国府台地区の事務も含めたセンターの事務部門全体を俯瞰した効果的・効率的な連携、総合調 整等、センターの事務機能強化を図り、効率的な業務運営に取り組んでいる。
- 3) 理事会によるセンター運営の重要事項の審議・決定、運営会議によるセンターの効率的・効果的な業務運営、監査室に よる内部監査の実施、監事による業務監査や各種委員会等の参加など適切なガバナンス体制による法人運営に取り組み、 コンプライアンス研修の実施など、職員の法令遵守意識の向上に取り組んでいる。
- 4) 国府台病院の事務及び看護大学校の事務のうち、財務、給与及び調達に関する業務の一部を戸山地区に一元化すること により、効率的・効果的な財務運営を引き続き行っている。

3. 技能職常勤職員の離職後の不補充

技能職については、常勤職員の離職後の後補充は行わず、業務の簡素化・迅速化などの業務の見直しを行った上で、外部 委託や短時間非常勤職員等による対応を基本にした取り組みを実施した。

平成25年度

【退職者数】5人

・看護助手2人、副調理師長1人、主任調理師1人、ボイラー技士長1人退職後、非常勤職員 及び外部委託対応により不補充

平成24年度

【退職者数】2人

・看護助手2人退職後、外部委託により不補充

平成23年度

【退職者数】 2人

・交換手1人・ボイラー技師長1人退職後、外部委託により不補充

		国立国際医療	§研究センター評価シート
中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成25年度の業務の実績
く。) について、平成21年度 に比し、中期目標期間の最終 年度において15%以上の削減 ④ 医業未収金の発生防止及 び徴収の改善並びに診療報 酬請求業務の改善等収入の 確保	特命事項を担う副院長の 設置を可能とするとともに、 副院長の役割と院内での位 置付けを明確化する。	・ 副院長の役割に応じて複数	していくため、病院における種々の課題に対する担当部門と責任の明確化を図るとともに、副院長職を任期制としている。
	② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。		と効率的運営を図りつつ、国府台地区の事務も含めたセンターの事務部門全体を俯瞰した効果的・効率的な連携、総合調整等、センターの事務機能強化を図り、効率的な業務運営に取り組んでいる。 2) 理事会によるセンター運営の重要事項の審議・決定、運営会議によるセンターの効率的・効果的な業務運営、監査室による内部監査の実施、監事による業務監査や各種委員会等の参加など適切なガバナンス体制による法人運営に取り組み、コンプライアンス研修の実施など職員の法令遵守意識の向上に取り組んでいる。

評価の視点等	自己評定	Λ		評 定		
評価の視点等 ■評価項目12■	(総合的な評定)	A		ア 定 (委員会としての評定理的	H)	
■計画項目12■ 効率的な業務運営に関する事項	(地で口 Hン/キロスピ)			(女只五年しての町疋座甲	4/	
(1) 効率的な業務運営体制	 ・センターの運営を支援で	ける事務部門については、	企画立案、総合調整、連携体制な			
(2) //3 1 1/3 6/10/2022 [2] 11 11/3			効率的な業務運営の取り組みを実			
	施している。					
	・平成25年6月にセンタ	ターのミッション達成を目	指して、人的資源の有効活用等に			
	よる医療機能の強化に資	資するため、部門体制の改造	組及び役職任期制を導入した。			
				(各委員の評定理由)		
			列に関する法律に基づく給与見直			
			た。また、技能職については、常			
	14-14-14		・迅速化などの業務の見直しを行			
		出時间非吊動職員等による	対応を基本にした取り組みを実施			
	した。					
[評価の視点]						
	実績:○					
組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるととも		务部、人事部、企画経営部	財務経理部の4部体制による、			
に、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの	権限と責任の明確化に。	よる相互牽制と効率的運営	を図りつつ、国府台地区の事務も			
強化を目指した体制を構築しているか。	含めたセンターの事務語	部門全体を俯瞰した効果的	・効率的な連携、総合調整等、セ			
	ンターの事務機能強化を	を図り、効率的な業務運営	こ取り組んでいる。			
	(評価シート84頁参照	景)				
			定、運営会議によるセンターの効			
			の実施、監事による業務監査や各			
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,	よる法人運営に取り組んでいる。			
	(評価シート84頁参照	Ŕ <i>)</i>				
 ○ センターの使命に応じて、より効率的に成果を生み	生結・○					
出せるよう、各部門の再編を行っているか。		近の75病院における部門休 1	制の改組、任期制の導入を行い、			
ПС 28) (П пр 1 1 2 1 1 2 С 4 2 2 3 8			ントを行うなどの運営実施体制と			
			及び自立的で機動的な運営に向け			
	た人材の流動化と最適化	とを図った。				
	(評価シート84頁参照	景)				
	・病院における臨床研究を	を推進するため、病院に臨り	末研究の部門を設け、臨床研究や			
	高度先進医療への取組の					
	(評価シート84頁参照					
			ンター全体を俯瞰した薬剤師及び 対象的な運営ない 対象的な			
	看護師の人材催休、育園 組んだ。	以及い人貝配直などの総合	調整を行い、効率的な運営に取り			
	ALん/に。 (評価シート84頁参照	召)				
	10年只参加					
○ 総人件費改革取組開始からの経過年数に応じ取組	実績:○					
が順調であるかどうかについて、法人の取組の適正性		並びに非常勤職員への切り [®]	替え、及び外部委託化を行った。			
について検証が行われているか。また、今後、削減目	(人件費の削減額△24	4,721千円)				
標の達成に向け法人の取組を促すものとなっている	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		となっており、平成24年度比で			
か。(政・独委評価の視点)	2.0%増となっている	- •				
	(評価シート84頁参照					
○ 総人件費改革は進んでいるか。(厚労省評価委評価 の知よ)			度先駆的医療の開発・普及・提供 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #			
の視点)	リング が は かい	************************************	世、救命救急センターやNICU			

	ICU等の体制強化等)など、当センターの使命を着実に果たすために必要な医師・看護師等の人員確保を行った。 ・この結果、平成25年度の医業収益は285.8億円となり、平成24年度比7.9%増となった。 ・今後の方針として、引き続き技能職の不補充等により、事務・技能職の人件費の更なる削減に努める。また、結核病棟や精神病棟における平均在院日数のできる限りの短縮化や、平成22年8月の病棟建替えに伴う重症患者の受入体制の強化等により、病院収支の赤字幅の縮減に努める。外部研究費等の獲得についても努力するほか、研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数や研究成果等について、国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、平成27年4月に研究開発法人に移行することや、平成26年度以降の人件費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う当センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。
 ■の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度 先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保す るための適切な取組を行っているか。 	
○ 独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏ま え適切な取組を行っているか。	実績:○ ・「独立行政法人の事務事業の見直し方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を 踏まえ、ガバナンス体制の強化のための体制の構築、監査室の設置、一般競争入札 の原則化等、業務運営の効率化、内部統制の強化、取引関係の見直し等適切に取り 組みを行っている。
○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)	実績:- ・再就職者のポストは無いので、該当なし。

○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの 見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)		
○ 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化しているか。	実績:○ ・副院長複数制に基づき、平成24年5月から高度先駆的医療の提供などミッション 達成に向けた取り組みをより一層推進していくため、病院における種々の課題に対 する担当部門と責任の明確化を図るとともに、副院長職を任期制としている。(平 成26年4月よりセンター病院の副院長を4人体制に変更) センター病院 ・診療部門・院内感染・医療安全推進担当 (3人体制) ・医療教育・臨床研究推進担当 ・経営企画担当 国府台病院 ・診療・運営・人事管理担当 (2人体制) ・医療訴訟・教育研修・医療安全・危機管理担当(欠) (評価シート84頁参照)	
○ 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果	実績: 〇	
的な運営体制となっているか。	・統括事務部のもと、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制による、権限と責任の明確化による相互牽制と効率的運営を図りつつ、国府台地区の事務も含めたセンターの事務部門全体を俯瞰した効果的・効率的な連携、総合調整等、センターの事務機能強化を図り、効率的な業務運営に取り組んだ。(評価シート84頁参照) ・DPC室を設置し、DPC制度の知識や包括算定上のコスト意識、、医療現場から発生する個別の問題や疑義照会への対応等を行い、DPC業務推進運営委員会の下で院内周知を図っている。特にDPC請求の精度管理とコーディングの適正化に対し、DPCコーディングソフト「DPCNAVI」と電子カルテシステムの連携によりDPCコーディング管理、DPC原労省調査データの作成、DPCレセプト検証等を実施している。また、ベンチマークソフト(ヒラソル)を活用して他院との比較による分析のほか、DPCにかかる各種係数の試算を行い、より上位の係数取得を図っている。(評価シート85頁参照)	

		₹研究センター評価シート
中期目標中期計画	平成25年度計画	平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
(2)効率化による収支改善	(2)効率化による収支改善	(2)効率化による収支改善
(2) 効率化による収支改善 センターとしての使命を 果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営 管理により収支相償の経営 を目指すこととし、5年間 ・ 累計した損益計算において 経常収支率が100%以上と対 るよう経営改善に取り組む	・ 平成24年度の予定損益計算 において、経常収支率が約1 02%となるよう経営改善に 取り組む。また、費用対効果 等に着目し適切な事務・事業 の見直しを推進する。	1. 収支改善の推進 センターの運営力針の基で、研究所、臨床研究センター、病院、国府台病院、国際医療協力局及が看護大学校の主要部門 が実施する業務の哲性等を含まえつつ、より効率的・効果的な機能を発揮できる運営体制となるよう、事務職員と含めた議員 の面正配置を行い、外報管金受入や病院における治療操輸上の基準の新規取得及と収益増を図るとともに、得極的な法員 購入の実施、業務内容の見直しによる人件費及び委託費等に係るコスト制館に努め、収支改善に向けた取り組みを行った。 収支改善については、平成25年度の経常収支は1655百万円(平成24年度へ984百万円)、経常収支率1013、不成音改善の取り組みにより、平成24年度と対して、経常収支は11,639百万円、経常収支率は14、4 %の改善を図った。今後、更なの収支点等に向けてセンターを体の経営分析を強化し、病院に加えて研究所等における問題点の根据やその対応を行い、中期計画期間中の収支相償を目指した取り組みを重点的に行うこととしている。 1)収益関係の主な内容 「プレンター病院 ・人院患者教は、11日平均人院患者数677.0人で前年比+27.0人となった。 (新たに取得した主な施設基件等) 【新たな施設基件等)】 【新たな施設基件等の設備。 ・ 人格和外来診積環境を制加算(125.11.1) ・ 投稿ケアドラボディルトト試験(125.11.1) ・ 投稿ケアドラボディルトト試験(125.11.1) ・ 投稿ケアドラボディルトト試験(125.11.1) ・ 投稿ケアアラボディルトト試験(125.11.1) ・ 上世がより、後期所は20月(125.11.1) ・ 上世がより、後期所は20月(125.11.1) ・ 上世がより、後期所は20月(125.11.1) ・ 上海病療体の個室の見直し【 (125.12.1) 【結核病体の固定の見直し【 (125.12.1) 【結核病体の固定の見直し【 (125.13.1) ・ 特別所違の料金改定 ・ 特別所違の料金改定 ・ 特別所違の料金改定 ・ 特別所違の料金改定 ・ 特別所違いたの変更
		・冠動脈CT撮影加算(H26.3.1) ・大腸CT撮影加算(H26.3.1) 【上位施設基準取得となった主なもの】 ・急性期看護補助体制加算 50 対 1→25 対 1 (H25.5.1)

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
中期目標		① 給与制度の適正化・ 給与水準等については、民間等の従業員の給与等を参考に、業務の内容・実績に応	③このような取り組みにより、平成25年度の医業収益については、286億円(前年比+21億円)を計上し、医業収支率は104.0%(前年比+3.6%)となった。 2) 費用関係の主な内容 ① 国府台病院の新病棟完成等に伴う減価償却費の平年度化等(+3.4億円)、診療機能の充実強化及び臨床研究基盤整備に伴う人件費増(+3.8億円)その他患者数の増に伴う材料費の増などの費用増(+5.7億円)があった。② 費用については、センター全般にわたる徹底的な効率化を強力に進め、材料費等の節減に取り組んだ。 2. 関連する事務・事業の見直し 平成25年度においては、以下の見直しを行い節減を図った。・業務委託の見直し(業務委託から非常勤職員へ切り替え)・放射線機器保守契約の見直し(一部についてスポット契約へ切り替え)・放射線機器保守契約の見直し(一部についてスポット契約へ切り替え)・放射線機器保守契約の見直し(一部についてスポット契約へ切り替え)・ 対射機機器保守契約の見直し(一部についてスポット契約へ切り替え) 3. 職員研修の実施・社会保障制度と医療保険の現状と将来を踏まえつつ、病院経営、会計について理解を深め、組織として経営に参加する必要があることから、職員を対象に研修会を開催した。(平成25年6月19日 受講者数100人)・ 国府台病院において、コンプライアンスと個人情報保護について職員に対し周知徹底することを目的として、コンプライアンス研修を開催した。(平成25年7月31日 受講者数83人) ① 給与制度の適正化 職員給与の基本給については、独法移行を機に職務給(職員の職務内容と責任に応じた給与か一プとするなど、給与制度を見直した。また、法人運営に与える影響が大きい管理・監督的立場にある医長・室長以上の職員(医師・研究員)の給与については年俸制を導入して勤務が裁替を受けさせるなど改善を進めている。さらに、任期付職員(紹へい型)についても、職務に対するインセンティブを高めるため年俸制を導入し、優秀な人材の獲得を可能とした。民間春季費上げ状況や人事院勧告等を総合的に判断して職員給与規程の改正を行っている。
	② 材料費の節減 医薬品、医療材料等の購入 方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。	購入に当たっては、材料費	【見直し内容】 ○臨時特例に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を平成25年度も引き続き実施した。 ・役員及び役職職員の一部について、基本給、地域手当、役職手当、業績手当(賞与)の減額。 ○病院・研究所の組織運営体制強化のため役職任期制を導入し、役職手当区分に診療科長等の追加及び任期期間中の役職手当に加算する部門長等役職調整加算を創設した。 ② 材料費の節減 1. 医薬品等の共同入札の実施 医薬品及び医療材料については、契約事務の合理化、効率化及び契約単位を増やすことによるスケールメリットを活かし、医薬品等の価格低減を図ることを目的として、平成24年度より6NC並びにNHOとの共同入札を実施している。また、医事業務委託等については、センター病院と国府台病院との共同入札による契約を継続している。

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成25年度の業務の実績
			【節減額】 621,321千円(221件) (24年度 253,851千円) (国府台病院外来管理治療棟整備工事にかかる交渉による減額 425,000千円を含む)
			3. 材料費の抑制 医薬品等の共同入札による経費削減、後発品への切替え、SPDによる適正な在庫管理により材料費の抑制を図っており 、材料比率は前年と同水準となっている。 【材料費率】 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 (前年差) センター病院 3 4 4 % → 3 4 4 % → 3 2 7 % → 3 3 0 % (+0.3%) 国府台病院 1 7 7 % → 1 8 0 % → 1 7 3 % → 1 7 4 % (+0.1%) 全体 3 1 1 % → 3 1 1 % → 2 9 5 % → 2 9 8 % (+0.3%)
			4. 適正な在庫管理 1) SPD(Supply Processing & Distribution:物品管理の外注化)による在庫管理 平成22年度より、職員の業務省力化、診療材料の消費量管理の徹底による診療報酬の請求漏れ防止、使用品目の統一 化による費用削減などを行うため、SPDを導入し適正な在庫管理による効率化を図っている。 また、電子カルテ導入に伴い物流管理システムを導入し、診療材料の消費管理のシステム化を図り、在庫数の見直し・ 検討等適切な在庫管理を行っている。
			5.後発医薬品の利用促進 平成25年度においては、平成23年度策定した後発医薬品選定基準に基づき、①品質の確認、②適応症の比較、③医療 安全等の評価を行い、薬剤委員会において後発医薬品への切り替えを行った。 また、抗がん剤と抗生物質等については、医師、薬剤師、事務職により編成されたプロジェクトチームによる検討会を行い、後発医薬品への切り替えについて薬剤委員会へ意見書が提出され、薬剤委員会で承認された。これらにより、前年度から194品目(平成24年度169品目 → 平成25年度363品目)の後発医薬品への切り替えを実施した。
			6. 医療機器保守の見直し 高額医療機器の保守は必要最低限とし、一部の放射線機器についてはスポット契約で対応することとした。 【節減額】 9,009千円
			7. 業務委託等の見直し 医事業務委託の仕様を見直し、入退院受付、人間ドック受付、放射線受付の業務については、非常勤職員で対応することとした。また、洗濯業務委託についても2人分を非常勤職員で対応することとした。 人材派遣により行っていた業務についても28人分を非常勤職員に切り替えることとして、委託費の節減を図った。 【節減額】 65,959千円 (内訳)業務委託費 Δ123,419千円 人 件 費 57,460千円
	③ 一般管理費の節減	③ 一般管理費の節減	③ 一般管理費の節減
	平成21年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費(退職手当を除く。)について、15%以上節減を図る。	等により、一般管理費(退職 手当を除く。)の経費節減に	一般管理費(退職手当を除く。)については、業務内容の見直しによる委託費の削減や、経費縮減を図ることを目指した
	④ 建築コストの適正化	④ 建築コストの適正化	

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成25年度の業務の実績
	建築単価の見直し等を進 めるとともに、コスト削減を 図り、投資の効率化を図る。	市場単価を導入することにより、建築コストの削減を図り、投資の効率化を図る	
	⑤ 収入の確保	⑤ 収入の確保	
	医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成21年度に比して(※)医業未収金比率の縮減に取り組む。また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。 ※ 平成21年度(平成20年4月~平成22年1月末時点)医業未収金比率0.13%	払案内等の督促業務を行い 回収に努めるとともに、引き 続き法的手段の実施につい ても検討を進める。 ・ 適正な診療報酬請求事務の 推進に当たっては、外部ツー ルによる精度管理を実施す るとともに、医師をはじめ委 託職員も含めた勉強会を定	1. 医業未収金の回収及び発生防止策の実施 医業未収金の回収について、督促管理システムを活用して債務者の個別管理を徹底し、債務者ごとの状況(例:分納者に ついては毎月の入金状況を確認し、1ヶ月でも入金がなければすぐに連絡する。)に応じた督促を行うとともに、未収金回 収マニュアルの見直しを行い、回収に向け段階的に実施すべき手順を明確化した。 また、発生防止策として督促担当者を増強し早期対応を実施するとともに、引き続き督促担当者と入院係、会計窓口係と の連携を密に行うことで、滞納患者情報の共有化を図り、督促対象患者への高額療養費の貸付制度の案内を徹底した。 【医業収益に対する医業未収金の割合】 医業収益 医業未収金 割合 平成21年度(H22.1末現在) 38,716,599千円(H20.4~H22.1) 49,574千円 0.128%
			2. 診療収入増の取組【センター病院】・診療報酬請求時に外部ツールによる「レセプト点検」を毎月継続して実施。
			 ・昨年度実施した外部ツールによる「精度管理調査」に対し、平成25年12月に分析を実施した。 調査内容 外部ツールの結果報告(入院168件、外来1,800件)に対し、当院の医師からのオーダーから算定 係の入力までの実際の算定プロセスを確認することで、外部ツールの結果と実際の算定内容の相違の問題点を洗い出し、出来高項目への意識を高めた。 ・毎月1回「レセプト担当者会議」を開催し、各診療科の医長クラスが参加のうえ「精度管理調査」、「レセプト点検」等の結果による問題の改善並びに審査減の確認、防止対策の検討を行うことにより審査減については、下記のとおり前年度より改善された。 【国府台病院】 ・毎月1回「診療報酬委員会」を開催し、内科系・外科系・精神科系の医師が参加のうえ、返戻、審査減の確認、防止対策の検討、再審査請求の検討を行い診療報酬増に努めている。結果は、拡大医局常会にて医師に周知している。
	2. 電子化の推進 (1)電子化の推進による業務 の効率化	2. 電子化の推進 (1)電子化推進による業務の	入院 査定率 0.69% → 0.44%(0.25%改善) 診療点数 △13,007,309点 → △ 8,931,840点(4,075,469点改善) 外来 査定率 0.85% → 0.69%(0.16%改善) 診療点数 △ 6,176,534点 → △ 5,314,660点(861,874点改善) 全体 査定率 0.74% → 0.51%(0.23%改善) 診療点数 △19,183,843点 → △14,246,500点(4,937,343点改善)

中期目標	中期計画	平成25年度計画	₹研究センタ──評価シ──ト │
1 79 11 13	1 22 11 11	-	
	業務の効率化を図るため に職員に対する通報等の文 書の電子化を、費用対効果を 勘案しつつ取り組むよう努 めるとともに、情報セキュリ ティの向上を図る。 また、電子カルテシステム の円滑な運用のための具体的 な取組を行う。	・ 業務の効率化を図るために 職員に対する通報等の文書 の電子化を、費用対効果を勘 案しつつ取り組むよう努め るとともに、情報セキュリティの向上を図る。	1. 職員専用ホームページ機能の充実 センター職員専用ホームページについて、職員メールアドレス検索機能及び内線番号表など、職員のための機能の充実を 図っている。
	(2) 財務会計システム導入に よる月次決算の実施	(2)財務会計システム導入に よる月次決算の実施	3. セキュリティの向上 センター職員専用ホームページ用サーバーについては、外部からの不正進入を防御するためウイルスソフトを随時更新し、セキュリティの向上を図っている。また、「院内LAN使用のルールとマナー」を策定し、職員ホームページに掲載することにより適正運用の徹底を図っている。 4. 電子カルテシステムの導入 センター病院に続いて、平成26年3月に国府台病院に電子カルテシステムを導入し運用を開始した。これによりペーパーレスな診療体制と、医師をはじめとする全スタッフ間での診療情報の共有が可能となりチーム医療の更なる充実強化を図った。また導入に合わせて、運用マニュアル、Q&Aを整備し、円滑な運用を行った。センター病院においては、引き続き、随時マニュアル等を更新し職員専用ホームページに掲載することにより、円滑な運用を行っている。
	企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。	・ 財務会計システム及び経営 分析システムを活用し、経営 状況の把握、分析、評価が可	企業会計原則に基づく会計処理を行うため、平成22年4月1日に財務会計システムを導入し運用している。 平成25年度においても、引き続き財務会計システムを活用した月次決算を実施し、理事会、運営会議、センター管理会 議等において分析結果の報告、経営改善策等の検討を行っている。

評価の視点等	自己評定	Λ		評 定		
評価の税点等 ■評価項目13■	(総合的な評定)	A		(委員会としての評定理由	1)	
●評価項目13 効率的な業務運営に関する事項 (2)効率化による収支改善 電子化の推進	・研究所、臨床研究センター大学校の業務の特性等を設を行い、効率的な運営体制た。 ・特に、事業損益のうち教育の下で事業を行っており、る収支改善と一体的に捉え・一般管理費(退職手当を移減や、経費縮減を図ることで、21年で10人22.29に向けて着実に進展してい	番まえて、効果的に機能を 別を整備し、セグメントを 育研修事業、法人共通に会 診療事業における収益は えて、収支相償を目指した 余く。)については、業務 とを目指した業務運営に関 る。 があり、平成21年	所内容の見直しによる委託費の削 なり組み、平成21年度に比し1 日となり、中期計画に掲げた目標 E度の医業未収金比率0.128	(各委員の評定理由)	1)	
[数値目標]○ 5年間を累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上	・平成25年度の経常収支型 収支率を下回る結果となっ (評価シート89頁参照)	率は101.7%となり、	年度計画(102%)の経常			
○ 中期目標期間最終年度において一般管理費を平成 21年度に比15%以上節減	減や、経費縮減を図ること	とを目指した業務運営に 6)減少させ、609百万 ている。	ら内容の見直しによる委託費の削 なり組み、平成21年度に比し1 5円となり、中期計画に掲げた目			
〇 平成21年度に比した医業未収金比率の縮減	・医業未収金比率は0.07 %を0.054%縮減し、 (評価シート92頁参照)	中期計画に掲げる目標値	E度の医業未収金比率0.128 直を上回っている。			
 [評価の視点] ○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。(政・独委評価の視点) 	診療報酬上の基準の新規 託費などに係る費用削減 当期総利益481百万円を ・教育研修事業については、 修の実施や総合的な医療を 要な使命であり、達成に同 上している。他方、教育研	収得など収益増加を図る。 に努め、収支相償以上を目 を計上した。 質の高い医師の育成を目 を基盤とした高度先駆的が 同けた研修にかかる人件 研修事業は、診療事業と紹	き慮した職員の適性配置を行い、 ともに、材料費、人件費及び委 指した収支改善を推進した結果、 目指して初期段階から継続的な研 な医療を実践できる人材育成が重 で負担により当年度も赤字を計 で接な連携の下で事業に取り組む による収支相償を目指した			

○ 繰越欠損金が計上されている場合は、その解消計画 どおり進んでいるか。 (政・独委評価の視点)	実績:○ ・平成25年度まで繰越欠損金39億円を計上したが、この解消に向けては診療事業における損益改善を基盤とし、診療報酬上の施設基準の新規取得、地域医療連携の強化、手術件数の増加、入院患者数の確保、医業未収金の発生防止などの収益の増加を図り、物品調達方法の見直しや医療材料等の見直しによる費用の縮減に努めるなど、センター全体で確固とした財務基盤を確立し、収支相償を目指した経営改善を推進している。
	・教育研修事業については、質の高い医師の育成を目指して初期段階から継続的な研修の実施や総合的な医療を基盤とした高度先駆的な医療を実践できる人材育成が重要な使命であり、達成に向けた研修にかかる人件費の負担により当年度も赤字を計上している。他方、教育研修事業は、診療事業と密接な連携の下で事業に取り組むことが重要であり、診療事業と一体的に捉えた事業損益による収支相償を目指した取り組みを推進した。
	・平成26年度以降、更なる収支改善に向けてセンター全体の経営分析を強化し、病院に加えて研究所等における問題点の把握やその対応を行い、中期目標期間中の収支相償を目指した取り組みを、引き続き重点的に行うこととしている。
○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度に おける未執行率が高い場合において、運営費交付金が 未執行となっている理由が明らかにされているか。 (政・独委評価の視点)	実績:○ ・運営費交付金について、平成25年度の執行率は89.5%となっている。 ・運営費交付金の残額(725,749千円)については、国際医療研究開発費等の研究費について、研究課題の未了による次年度繰越額(725,749千円)である。
○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公 共性、業務運営の効率性及び国民の信頼性確保の観点 から、必要な見直しが行われているか。 (政・独委評価の視点)	・福利厚生費については、法人発足時より職員の健康の保持・増進などを目的とした 規程等を整備し、事業運営上不可欠なものに限定している。 ①レクレーション費用 職員レクレーション規程を整備しているところであるが、平成25年度にお
○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。(厚労省評価委評価の視点)	いては、レクレーション費用は支出していない。 ② 市電、供花 職員及び職員の家族に対する市電、供花については、厚生労働省を参考にし、基準を作成し、運用している。 ③ 健康診断等 労働安全衛生法に基づく健康診断を実施するとともに、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種について全職員を対象に実施している。 ④表彰制度 永年勤続表彰、業務の改善等に顕著に功績をあげた職員表彰等については、法人発足時に同様の表彰を実施している厚生労働省の基準を踏まえ規程を整備し、運用している。
○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。(厚労省評価委評価の視点)	実績:○ ・電気料金に関し、5月から10月まで軽装業務の励行を導入、節電のための消灯、 照明器具の間引き、エレベーター停止・制限等により削減を図った。 ・本年度においても職員に対する通報等の文書については、職員専用ホームページに 掲載することにより業務の効率化及び経費削減を図った。

	・業務委託および放射線機器保守契約の見直し等の取り組みを行い、経費削減を図っ
	た。
	(評価シート91頁参照)
○ 給与水準等については、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行っているか。	実績:○ ・職員給与の基本給について、独法移行を機に職務給(職員の職務内容と責任に応じた給与)の原則に従い、民間の給与水準や国立病院機構との均衡等も考慮した上で、より職員の職務内容と責任に応じた給与カーブとするなど、給与制度を見直した。また、法人運営に与える影響が大きい管理・監督的立場にある医長・室長以上の職員(医師・研究員)の給与については、業積反映をより徹底させるため、貢献度に見合う給与を支払うことにより、法人全体の業積向上にも繋がることから、年俸制を導入した。さらに、任期付職員(招へい型)についても、職務に対するインセンティブを高めるため年俸制を導入し、優秀な人材の獲得を可能としている。(評価シート90頁参照)
 ○ 国家公務員に比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 (政・独委評価の視点) 	実績:○ ・給与水準については、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められており、通則法に則って適切に対応しているところである。
○ 給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか)。(厚労省評価委評価の視点)	実績:○ ・臨時特例に基づく国家公務員の給与見直しに関連して以下の措置を平成25年度も引き続き実施した。 ・役員及び役職職員の一部について、基本給、地域手当、役職手当、業績手当(賞与)の減額。 (評価シート90頁参照) ・病院・研究所の組織運営体制強化のため役職任期制を導入し、役職手当区分に診療科長等の追加及び任期期間中に役職手当に加算する部門長等役職調整加算を創設した。 (評価シート90頁参照) ・人事院の給与実態調査に基づき公表された他機関の給与水準等を参考に、適切な給与水準のあり方について検討した。
○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 (厚労省評価委評価の視点)	

・ 医師確保等を図るための手当

「医師手当」は、国の「初任給調整手当」と同旨の地域における医師確保の手当 であり、また、「医師手当の加算部分」及び「専門看護手当」は、特定の分野に おける専門的な知識を有する人材を確保するため、専門化・高度化した病院を運 営するために特性を考慮した手当である。さらに、「附加職務手当」は、公的医 療機関等の要請に応じて、地域における診療連携のための診療援助などを行った 場合に支給する手当であり、適切である。

- ・独立行政法人に求められる能力実績主義を踏まえた手当及び俸給の調整額の見直し 「年度末賞与」は、法人に求められる能力実績主義を踏まえ、経営努力のインセ ンティブとして医業収支が特に良好な場合に、職員へ年度末賞与を支給するもの であり、独立行政法人における給与制度の趣旨に則って独立行政法人へ移行する 際に設けたものである。「業積手当の業積反映部分」は、国の「勤勉手当」を踏 まえたものであるが、職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価して手当 を支給することとした。また、「特殊業務手当」は、国時代から、職務の複雑制 ・困難性に基づき他の官職に比して著しく特殊な勤務に対して支給していた俸給 の調整額を、賞与・退職手当の基礎としない特殊業務手当として見直したもので
- 医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直し 実績:○ により、材料費率の抑制に努めているか

1. 医薬品等の共同入札の実施

医薬品及び医療材料については、契約事務の合理化、効率化及び契約単位を増や すことによるスケールメリットを活かし、医薬品等の価格低減を図ることを目的 として、平成24年度より6NC並びにNHOとの共同入札を実施している。

【品目数及び割合】

医薬品: 8,324品目(総契約品目数 8,619品目) 96.6%

医療材料: 1,019品目(総契約品目数 5,840品目) 17.4%

(評価シート90頁参照)

2. 入札方法変更による価格交渉

平成22年4月からの独立行政法人化により入札方法が変更となった(落札→交 渉権者と交渉)ことに伴い、価格交渉が可能になり契約金額の抑制が図られた。

【価格交渉による節減額 221件 621,321千円】

(評価シート90、91頁参照)

3. 材料費の抑制

医薬品等の共同入札による経費削減、後発品への切替え、SPDによる適正な在 庫管理により、材料費率の抑制を図っており前年と同水準となっている。

【材料費率】 (センター合計)

平成22年度 31.1%

平成23年度 31.1%

平成24年度 29.5%

平成25年度 29.8%

(評価シート91頁参照)

4. 適正な在庫管理

平成22年度より、職員の業務省力化、診療材料の消費量管理の徹底による 診療報酬の請求漏れ防止、使用品目の統一化による費用削減などを行うため、

SPDを導入し適正な在庫管理の効率化を図っている。

また、平成22年8月より電子カルテ導入に伴い物流管理システムを導入し、よ り適切な在庫管理を行っている。

(評価シート91頁参照)

	5. 後発医薬品の利用促進	
	平成25年度においては、平成23年度策定した後発医薬品選定基準に基づいて、	
	①品質の確認、②適応症の比較、③医療安全等による評価を行い、薬剤委員会に	
	おいて後発医薬品への切り替えを行った。	
	また、抗がん剤と抗生物質等については、医師、薬剤師、事務職により編成され	
	たプロジェクトチームによる検討会を行い、後発医薬品への切替えについて薬剤	
	委員会へ意見書が提出され、これを受けて薬剤委員会において切替えが承認され	
	た。これらにより、前年度から194品目(平成24年度169品目→ 平成25	
	年度363品目)の後発医薬品について切り替えを実施した。	
	(評価シート91頁参照)	
	6. 医療機器保守の見直し	
	高額医療機器の保守は必要最低限とし、一部の放射線機器についてはスポット契	
	約で対応することとした。	
	【節減額】 9,009千円	
	(評価シート91頁参照)	
	7. 業務委託等の見直し	
	医事業務委託の仕様を見直し、入退院受付、人間ドック受付、放射線受付の業務	
	については、非常勤職員で対応することとした。	
	また、洗濯業務委託についても2人分を非常勤職員で対応することとした。	
	人材派遣により行っていた業務についても28人分を非常勤職員に切り替えるこ	
	ととして、委託費の節減を図った。	
	【節減額】 65,959千円	
	(評価シート91頁参照)	
○ 一般管理費(退職手当を除く。)について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。	実績:○ ・一般管理費(退職手当を除く。)については、業務内容の見直しによる委託費の削減や、経費縮減を図ることを目指した業務運営に取り組み、平成21年度に比し174百万円(▲22.2%)減少し、609百万円となった。 (評価シート91頁参照)	
	THE TOTAL TO	
○ 建築単価の見直し等を進め、コスト削減を図り、投	宝结. 〇	
資の効率化を図っているか。	・平成25年度に発注した工事(汽缶棟更新築整備その他工事(国府台)等)については市場単価を100%採用するとともに、入札に当たっては最低制限価格を設け	
	ないことにより、業者間の競争を促し、コストの削減を図った。	
	(評価シート92頁参照)	
○ 医業未収金の新規発生の防止に取り組むとともに、	実績:○	
定期的な督促業務を行うなど、中期計画に掲げる目標	・督促管理システムを活用して、債務者の個別管理を徹底し、債務者毎の状況に応じ	
の達成に向けて取り組み、また、院内のレセプト点検	た督促方法に見直した。	
体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進	(評価シート92頁参照)	
に努めているか。	・督促担当者と入院係、会計窓口係の連携を深め、滞納患者情報の共有化を図り、督	
	促対象患者への高額療養費の貸付制度の案内を徹底した。	
	(評価シート92頁参照)	
	・診療報酬請求事務については、外部ツールによるレセプト点検を実施した。	
	(評価シート92頁参照)	
	・毎月1回レセプト担当者会議を開催し、各診療科の医長参加の下、査定減及び返戻	
	内容の確認、防止策の検討を行っている。	
	(評価シート92頁参照)	
	・未収金発生防止策および患者サービスの改善を図り、クレジットカード支払い可能	
	なクレジット会社を3グループ(9種類)としている。	
	(評価シート40頁参照)	
	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

	・国府台病院においては毎月1回「診療報酬委員会」を開催し、内科系・外科系・精
	神科系の医師が参加のうえ、返戻、審査減の確認、防止対策の検討、再審査請求の 検討を行い診療報酬増に努めている。結果は、拡大医局常会にて医師に周知してい
	る。 (評価シート92頁参照)
○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。 (政・独委評価の視点)	実績:○ ・マニュアルに沿い債権者毎に管理を行い、回収を計画的に行っている。 ・マニュアルの見直しを行い、回収に向け段階的に実施すべき手順を明確化した。 (評価シート92頁参照)
○ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i)貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点)	・貸倒懸念債権及び破産更生債権等の債権の特定を行い、運営会議に未請求等の状況 について報告を行っている。 ・医業未収金比率は、平成21年度医業未収金比率に対して0.054%縮減した。
○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等 の検討が行われているか。 (政・独委評価の視点)	(評価シート92頁参照) 実績:○ ・回収状況等を踏まえ、定期的な支払案内による督促業務を徹底している。 ・マニュアルの見直しを行い、回収に向け段階的に実施すべき手順を明確化した。 (評価シート92頁参照) ・今後、マニュアルに沿った法的措置(督促手続)を実施する債権の検討を行う。
○ 文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図っているか。	
○ 電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行っているか。	実績:○ ・センター病院に続いて、平成26年3月に国府台病院に電子カルテシステムを導入し運用を開始した。これによりペーパーレスな診療体制と、医師をはじめとする全スタッフ間での診療情報の共有が可能となりチーム医療の更なる充実強化を図った。また導入に合わせて運用マニュアル、Q&Aを整備し、円滑な運用を図った。センター病院においては、引き続き、随時マニュアル等を更新し職員専用ホームページに掲載することにより、円滑な運用を図っている。。 (評価シート93頁参照)

○ 財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務	字集. ○	
び	・企業会計原則に基づく会計処理を行うため、平成22年4月1日に財務会計システムを導入し運用している。 平成25年度においても引き続き、財務会計システムを活用した月次決算を実施し、 理事会、運営会議、センター管理会議等において分析結果の報告、経営改善策等の	
	検討を行っている。また、平成22年度より導入した経営分析システムは、財務会計システム、医事会計システム、人事給与システム、電子カルテシステム(DWH)、物流システム等のデータを利用し、病院における部門別・診療科別損益計算を行い、各種経営管理指標を算出し、部門・診療科毎の経営状況の把握を行うことにより経営改善のための参考資料として活用している。 (評価シート93頁参照)	

な構築

法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築する こと。

特に契約については、原則と して一般競争入札等によるも 分確保される方法により実施 するとともに、随意契約の適正 化を図ること。

な構築

法令遵守(コンプライアン ス) 等の内部統制のため、内部 監査等の組織を構築する。

契約業務については、原則 として一般競争入札等による のとし、競争性及び透明性が十| ものとし、競争性、公正性、透 明性を確保し、適正に契約業務 については、従前の「随意契約 見直し計画」を踏まえた適正化 を図り、その取組状況を公表す

な構築

-)等の内部統制のため、監査 室による内部監査を実施す るとともに、監事による業務 監査及び会計監査、監査法人 2. コンプライアンスの推進 による外部監査を実施する。
- を遂行するとともに、随意契約 ・ 契約事務については、原則と して一般競争入札等による ものとし、競争性、公正性及 び透明性が十分確保される 3. 監査室による内部監査の実施 方法により実施する。

- 3. 法令遵守等内部統制の適切 │3. 法令遵守等内部統制の適切 │3. 法令遵守等内部統制の適切 │3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

・ 法令遵守(コンプライアンス 1. 内部統制体制の有効性に関する評価

理事長直轄の監査室による内部監査の他、独立性・客観性を持った監事による業務監査及び会計監査、会計監査人によ る外部監査を実施することにより、内部統制体制の有効性について評価を行った。

法令違反行為にかかる内部通報、個人情報の取扱いについて、職員に対しコンプライアンス研修を実施した。また、院 内ホームページに、研修内容を掲載している。

毎年、順番に戸山地区、国府台地区、清瀬地区の3事業場のうちの1か所で開催しており、本年度は国府台地区で開催 した。

戸山地区、国府台地区、清瀬地区の3事業場を対象とし、平成24年度の内部監査結果を踏まえ平成25年度の内部監 査計画において重点監査項目を策定し、前回監査の指摘事項に対する改善状況、諸規程に対する準拠性、業務運営の適正 性及び効率性について監査を実施した。また、一部については事前の予告なしに実施する「抜き打ち」監査を実施した。

1) 重点監查項目

- ① 公的研究費の業者預け金及び取引業者の債権・債務残高調査に関する事項
- ② 財団法人等から交付を受けた研究費の調査に関する事項
- ③ 外部資金による研究費等の経理及び購入した備品及び消耗備品の管理に関する事項(抜き打ち)
- ④ 診療報酬にかかる施設基準の検証に関する事項
- ⑤ 債権管理(患者未収金の収入督促)及び請求漏れ対策に関する事項
- ⑥ 固定資産の管理に関する事項
- (7) 保有個人情報の管理に関する事項
- ⑧ 法人文書の管理に関する事項

2) 書面審査

総務・人事・財務・診療報酬管理・研究費に関する事項について、自己評価チェックリストを作成し、自己評価の内容 について書面による監査を実施した。

4. 監事による業務監査・会計監査の実施

独立行政法人化4年度目である当法人は、適正かつ効率的な業務運営を使命としており、理事長のリーダーシップのも とで積極的なマネジメント改革への取組みが進められているところである。平成25年度は中期計画に沿った法人の業務 及び組織運営が着実に実践されているかに留意し監査を行った。

業務監査においては、理事会、運営会議、各種委員会等(契約審査委員会、人事委員会、医療機器整備委員会)の法人 の運営に重要な会議への出席、重要書類の閲覧並びに業務運営状況の実態把握のため、関係部門担当役職員からのヒアリ ングを実施した。

また、会計監査においては、会計監査人と定期的な懇談、監査法人監査の立ち会い及び取得資産等にかかる財産の保全 、管理部署の責任者のヒアリングを行うとともに主要な医療機器類については実在性の確認のため実査を行った。また、 建設設備の実地調査を行った。

併せて監査室による内部監査実施状況、その結果等について随時報告聴取した。

1)業務監査の計画

- ①法人化後の組織が中期計画達成に向けて、有効かつ効率的に機能する組織になっているか。すなわち、内部統制組織 の整備への取組みは十分か。
- ②法人役員の業務執行が、「中期計画」のもとで策定された「年度計画」に沿って的確に実施されているか。
- ③法人の業務運営上のリスク管理、コンプライアンス体制は十分か。特に個人情報保護に関する管理体制は適切である

国立国際医療研究センター評価シート			
中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績
			④平成24年度は平成23年度に引き続き赤字計上を余儀なくされている。中計最終年度に向けて収支改善が急務である。その対策が適切であるか。
			 2)会計監査の計画 ①財務会計システムの運用が適切になされ、月次決算や各種計数管理がそれぞれの部門(セグメント)に周知され有効に活用されているか。 ②当センターの収支構造(独法化後から平成24年度まで)を分析し、平成25年度・26年度の収支対策、改善見込み等を分析する。 ③財務諸表等の作成責任の自覚と年度決算確定手続きの早期化についての状況確認をする。 ④会計監査人との連携を密にし、内部統制上の指摘事項に関する法人の取組状況を確認する。平成24年度に引き続き、医業未収金の管理体制における運用状況を確認する。 ⑤年度財務諸表等の会計監査に関しては、会計監査人の監査結果に依拠できるかどうか、会計監査人からヒアリングを実施するとともに、必要に応じで自らも主要項目について会計処理の内容及び決算書等の開示内容のレビューを行う。 ⑥センター病院、国府台病院とも新棟の建設が進められており、その支出関係の会計整理、固定資産計上の会計処理の妥当性を検討する。
			5. 会計監査人による外部監査の実施 戸山地区、国府台地区、清瀬地区の病院、研究所、大学校、事務部門について、会計処理の適正性や準拠性並びに財務報告等の信頼性を確保すべく以下の監査を実施した。
			1) 財務諸表等の監査 監査法人の監査は、重要な虚偽表示リスクの識別と対応について、 ①監査に適用する重要性の基準値の決定 ②当センター及びその事業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価 ③全般的な監査戦略及び詳細な監査計画の策定 ④リスク対応手続 ⑤監査の総括及び監査報告 というワークフロー(監査の手順)に従って実施した。
			2) 当期に重視した監査項目 ①法人化以来、入院診療収益に係る保留レセプトが多額に発生しており、平成24年度は保留レセプトが大幅に減少したが、引き続き当該リスクに対応するため、分析的手続、証憑突合及び質問等の手続を実施した。 ②費用の過少計上について、不正又は誤謬による重要な虚偽表示に係るリスクに対応するため、納品・検収等の費用の計上に係る内部統制が適切に構築されていることを、総勘定元帳・請求書・納品書等をサンプルチェックすることにより確認した。また、期末日前後の取引が適切な事業年度に計上されていることを、総勘定元帳・請求書・納品書等をサンプルチェックすることにより確認した。 ③平成25年10月に教育研修棟新築整備工事(戸山)が完成しており、また、新棟整備第2期工事(戸山)、外来治療棟新設工事(国府台)も進んでいることから、固定資産の計上金額の妥当性や、減価償却金額(資産見返勘定を含む)の適正性について検討した。 ④運営費交付金の収益化の基準として業務達成基準を採用しているが、業務の達成度に応じて財源として予定されていた運営費交付金債務を収益化しているか否かについて検討した。 ⑤開示されているセグメント情報について、研究や診療等の区分にしたがって、業務収益(運営費交付金収益等)や業務費用(人件費等)が適切に整理され、セグメントごとに法人運営の実態が適切に情報開示されているかどうかについて検討した。 ⑥財務会計システムは、内部統制や財務諸表等の作成、会計監査に及ぼす影響が重要であると考えられるため、IT全般統制を評価した上で、当該ITに関連した業務処理体制が適切に運用されていることを確かめる手続を実施した。

中期目標中期計画	平成 25 年度計画	祭4分元センタ──評1面ン──ト 平成25年度の業務の実績
		6. 契約事務の競争性、公正性及び透明性の確保 1) 契約審査委員会の開催
		毎月1回、外部有識者を含む委員で構成する契約審査委員会を開催している。当委員会には監事も陪席し審議に参加
		ている。
		2) 契約情報の公表
		国立国際医療研究センター契約事務取扱細則に基づき、一般競争並びに随意契約の契約情報について、以下の公表基
		によりホームページに公表している。
		公表基準:予定価格100万円(賃貸借契約は80万円)を超える契約
		3)契約監視委員会における点検・見直し
		・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部
		識者で構成する契約監視委員会を平成25年7月29日に第一回目を開催し、以下のとおり点検・見直しを実施した
		①審議対象案件(平成24年11月から平成25年5月までに締結した契約)
		 競争性のない随意契約31件 (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
		・公益法人等との契約で、再委託率が50%以上の随意契約(該当案件なし) ・対象期間の調達において2年連続で一者応札・一者応募となった契約18件
		・一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が100%であったもの、又は締結した契約の
		札率が100%となった契約11件
		②点検・見直し結果
		・競争性のない随意契約31件のうち、審議の結果引き続き随意契約によらざるを得ないものは31件であった
		【内訳】
		・リース継続案件であるもの(再リース) 8件
		・診療に影響がでるため緊急性を要するもの 1件 ・契約の相手方が一に定められているもの 20件
		・現に履行中の工事であるもの(契約変更) 1件
		・運搬又は保管させるため随意契約とせざるを得ないもの 1件
		・対象期間の調達において2年連続で一者応札・応募になった契約18件について、このうち、保守契約につい
		は、製造メーカーであることから、一者応札はやむを得ないとの結論となった。
		また、各案件とも再度各業者へのアンケートを実施するなど実質的に一者となっている状況の実体を調査する
		ととなった。
		報酬にて費用を回収しているものなので、問題がないとの結果となった。
		・第二回目は、平成26年1月29日に開催し、以下のとおり点検・見直しを実施した。
		①審議対象案件(平成25年6月から11月までに締結した契約)
		・競争性のない随意契約 14件
		・公益法人等との契約で、再委託率が50%以上の随意契約(該当案件なし)
		・対象期間の調達において2年連続で一者応札・応募であったもの 4件
		・一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が100%であったもの、又は締結した契約の 札率が100%となった契約(該当案件なし)
		2点検・見直し結果
		・競争性のない随意契約14件のうち、審議の結果引き続き随意契約によらざるを得ないものは14件であった
		【内訳】
		・リース継続案件であるもの(再リース) 2件
		・診療に影響がでるため緊急性を要するもの 3件
		・契約を締結したが落札者が不履行の恐れがあるため 1件 ・契約の相手方が一に定められているもの 2件
		・契約の相手方が一に定められているもの 2件 ・現に契約履行中の工事であるもの(契約変更) 1件
		・システム改修等により他者では対応できないもの 5件

中期目標	 中 期 計 画	平成 25 年度計画	その ・
. 771 - 170	, //4 H1 H	1	
			・2年連続で一者応札・一者応募の契約4件のうち、工事関係の3件については、現在、時期的に工事案件が多くなって工事物価が上がっているため、工事業者が民間工事へ受注を優先しており、公共工事への参加者が少なくなっている実情が報告された。 また、特高受変電設備及び中央監視制御装置定期点検については、当センターのように規模の大きい病院だと、停電作業時におけるリスクが高く、期間・調査費用が現行業者より多くかかることから参加者が少なくなっていると考えられるが、今後も同業他社に入札への参加を呼びかけることとなった。
			4) 前年度に引き続き2年連続して一者応札・一者応募にかかる改善方策 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて(平成24年9月7日付総務省行政管理局長事務連絡)により、前年度に引き続き2年連続して一者応札・一者応募となった案件については、改善に向けた取組内容等を厳正に点検することとされており、契約監視委員会として下記のとおり点検を行いコメントした。
			 本来の契約の内容において、随意契約とすべきものは随意契約とし、一般競争入札とすべきものは競争条件を十分検討し、実質的な競争が可能となるよう努力すべきである。 契約から履行開始までの準備期間を十分確保し、事後点検の結果、講ずることとした措置を確実に実施すること。

評価の視点等	百二款字	Δ		
7.7.1.2		A		
■評価項目14■ 法令遵守等内部統制の適切な構築	目 1 4 ■ (総合的な評定)		評 定 (委員会としての評定理由) (各委員の評定理由)	
 [評価の視点] ○ 内部統制(業務の有効性、効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組についての評価が行われているか。 (政・独委評価の視点) 	及び会計監査、不可して、	正人の会計監査を実施である。 による会計監査を実施である。 による会計による会計を表示では、大きなのでは、大きなのでは、大きなののでは、大きないのでは、大きないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	することにより、内部統制体制の 為にかかる内部通報、個人情報の プライアンス研修を実施した。 毎年、順番に3事業場のうちの1 上た。 果及び会計監査人の実施する会計 平成25年度の重点監査項目をの 現程に対する準拠性、業務運営の 義、各種委員会等(契約審査委員 要関係部門担当役職員からのヒア 査報告を基に会計処理の適正性及	
○ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)	実績:- ・関連公益法人は該当がな	:\\.		

○ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。(独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他社に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等)(厚労省評価委評価の視点)		
○ 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表しているか。	・国立国際医療研究センター契約事務取扱細則に基づき、適正な契約業務を遂行している。また、一般競争並びに随意契約の契約情報について以下の公表基準により公	
○ 契約方法等、契約に係る規程類について、整備内容 や運用の適切性等、必要な評価がれているか。 (政・独委評価の視点)	実績:○ ・契約方法等の運用の適切性等については、監事・外部有識者及び直接契約に関与しない職員で構成する契約審査委員会を設置し、審査・評価を行ってきたが、さらに平成22年12月9日、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会を設置し競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募については、より厳格な審査を行い審査・評価体制についての強化を図っている。 (評価シート103頁参照)	
○ 契約事務手続きに係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)	実績:○ ・監事・外部有識者及び直接契約に関与しない職員で構成する契約審査委員会を設置し、契約の適切性等について審査を行ってきたが、さらに平成22年12月9日、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募については、より厳格な審査を行い、契約事務手続きの審査体制についての強化を図っている。 (評価シート103頁参照)	
○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保から、 必要な検証・評価が行われているか。 (政・独委評価の視点)	実績:○ ・平成25年7月29日及び平成26年1月29日に監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会を開催し、それぞれ平成24年11月~平成25年5月まで及び平成25年6月~平成26年11月までの契約締結した案件を対象として、競争性のない随意契約 計45件、2年連続で一者応札・一者応募となった契約 計22件、落札率が100%となった契約 計11件について検証・評価を行っている。 (評価シート103、104頁参照)	
○ 「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標 達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が 行われているか。 (政・独委評価の視点)	実績:○ ・随意契約のフォローアップとしてホームページに公表している。 (評価シート103頁参照) ・随意契約及び一般競争の結果については、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会を開催し、競争性や透明性の確保から適切性等について審査している。 (評価シート103、104頁参照)	

○ 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保さ 実績:○ れているか。 毎月1回、監事・外部有識者及び直接契約に関与しない職員で構成する契約審査委 (厚労省評価委評価の視点) 員会を開催し、契約の適切性等について審査を行っている。 (評価シート103頁参照) ○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われた 実績:○ か(その後のフォローアップを含む。)。 ・平成25年7月29日及び平成26年1月29日に監事及び外部有識者で構成され (厚労省評価委評価の視点) る契約監視委員会を開催し、それぞれ平成24年11月~平成25年5月まで及び 平成25年6月~平成26年11月までの契約締結した案件を対象として、競争性 のない随意契約 計45件、2年連続で一者応札・一者応募となった契約 計22件 、落札率が100%となった契約 計11件について検証・評価を行った。 (評価シート103、104頁参照) 【点検結果】 ・競争性のない随意契約45件すべてが、引き続き随意契約によらざるを得ないもの であった。 ・2年連続で一者応札・一者応募の契約22件については、このうち、保守契約につ いては、製造メーカーであることから、一者応札はやむを得ないとの結論となった 。工事関係の3件については、現在、時期的に工事案件が多くなって工事物価が上 がっているため、工事業者が民間工事へ受注を優先しており、公共工事への参加者 が少なくなっている実情が報告された。 また、特高受変電設備及び中央監視制御装置定期点検については、当センターの様 に規模の大きい病院だと、停電作業時におけるリスクが高く、期間・調査費用が現 行業者より多くかかることから参加者が少なくなっていると考えられるが、今後も 同業他社に入札への参加を呼びかけることとなった。 ・各案件とも再度各業者へのアンケートを実施するなど実質的に1者となっている状 況の実体を調査することとなった。 ・落札率100%になった契約11件については、在宅医療機器等の賃貸借契約であ り、患者の自己負担及び診療報酬にて費用を回収しているものなので、問題がない との結果となった。 (評価シート103、104頁参照) 【前年度に引き続き2年連続して一者応札・一者応募にかかる改善方策】 ・本来の契約の内容において、随意契約とすべきものは随意契約とし、一般競争入札 とすべきものは競争条件を十分検討し、実質的な競争が可能となるよう努力すべき である。 契約から履行開始までの準備期間を十分確保し、事後点検の結果、講ずることとし た措置を確実に実施すること。 (評価シート104頁参照)

中期目標 中期計画 平成25年度計画 平成25年度の業務の実績

事項

「第3 業務運営の効率化に 関する事項」で定めた事項に 配慮した中期計画の予算を作 成し、当該予算による運営を 実施することにより、中期目| 標の期間における期首に対す る期末の財務内容の改善を図 ること。

計画 「第2 業務の効率化に関

する目標を達成するために取 るべき措置 | で定めた計画を確 実に実施し、財務内容の改善を 図る。

|第4 財務内容の改善に関する|第3 予算、収支計画及び資金|第3 予算、収支計画及び資金|第3 予算、収支計画及び資金計画 計画

1. 自己収入の増加に関する事

感染症その他の疾患及び国 際保健医療協力に関する医療 政策を牽引していく拠点とし ての役割を果たすため、運営費 交付金以外の外部資金の積極 的な導入に努めること。

民間企業等からの資金の 受け入れ体制を構築し、寄附や 受託研究の受け入れ等、外部資 金の獲得を行う。

民間企業等からの外部資金() 寄附や受託研究等)の獲得を 推進する。

│1. 自己収入の増加に関する事 │1. 自己収入の増加に関する事 │1. 自己収入の増加に関する事項

1) 寄附金

寄附の受け入れについては、ホームページ上で担当窓口を明確化し、具体的な手続きまでの流れや税制上の優遇措置等 について案内し、平成25年度は(財)国際協力医学研究振興財団の解散に伴う寄附の受け入れを含み、86件で7.8 億円の寄附を受け入れた。

> 平成24年度 平成25年度

個人より 1,410千円(4件) → 6,300千円(17件) 対前年度 +4,890千円(+13件) 企業より 76. 214千円(78件) \rightarrow 773. 697千円(69件) 対前年度 +697. 483千円(\triangle 9件) 合 計 77,624千円(82件) → 779,997千円(86件) 対前年度 +702,373千円(+4件)

2) 受託研究

契約金の前払制だけでなく出来高払制にするなど依頼者(企業)側が委託しやすい制度とし、総額で3.4億円となっ た。

> 平成24年度 平成25年度

399,410千円(44件) → 339.663千円(48件) 対前年度 △59.747千円(+4件)

3)競争的研究費

国等の競争的研究費の獲得に向けて、積極的な応募等に取り組み、総額で12.8億円となった。

平成24年度 平成25年度

文部科学研究費 183, 564千円(100件) → 255, 485千円(92件) 対前年度 +71,921千円(\triangle 8件) 厚生労働科学研究費 770, 309千円(74件) \rightarrow 729, 627千円(77件) 対前年度 \triangle 40, 682千円(+3件) 医薬基盤研究所受託研究費 130,340千円(5件) \rightarrow 124,800千円(5件) 対前年度 $\triangle 5,540$ 千円(± 0 件) 科学技術振興機構受託研究費 149,061千円(10件) → 173,429千円(9件) 対前年度 +24,368千円(△1件) 合 計 1,233,274千円(189件) → 1,283,341千円(183件) 対前年度 +50,067千円($\triangle6$ 件)

る事項

センターの機能の維持、向上 を図りつつ、投資を計画的に行 い、固定負債(長期借入金の残) 高)を償還確実性が確保できる 範囲とし、運営上、中・長期的 に適正なものとなるよう努め

を図りつつ、投資を計画的に行 い、中・長期的な固定負債(長 期借入金の残高)を償還確実性 が確保できる範囲とし、運営上 適切なものとなるよう努める。

−2.資産及び負債の管理に関す │2.資産及び負債の管理に関す │2.資産及び負債の管理に関す │2.資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持・向上 センターの機能の維持・向上 を図りつつ、投資を計画的に 行い、中・長期的な固定負債 (長期借入金の残高)につい ては、運営上適切なものとな るよう大型医療機器等の投

平成25年度については、総合医療・高度先駆的医療のより積極的な提供など診療機能の更なる充実強化に向けたセンタ 一病院における新棟整備第2期その他工事(外来棟新築等整備工事)及び、国府台病院の外来管理治療棟整備工事のため、 18億円の借り入れを行った。また、固定負債(長期借入金の残高)については、約定どおり償還を行った。

【長期借入金残高】

期首 179.4億円

期末 186.4 奥円 (対前年度103.9%)

国立国際医療研究センター評価シート

Z > L	そのため、大型医療機器等の		
· 投 確 (投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1)予 算 別紙 2 (2)収支計画 別紙 3 (3)資金計画 別紙 4	資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1)予 算 別紙2 (2)収支計画 別紙3 (3)資金計画 別紙4	・平成24年12月14日付にて行政改革担当大臣より「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」が出された。その計画において、当センターの宿舎においては、老朽化が著しく入居率の低い8棟が削減の対象となったので、今後は宿舎をPFIなどの手法により計画的に整備をする予定である。 「戸山地区 2棟・・・看護師宿舎(うづき寮)(はづき寮) 国府台地区6棟・・・国府台宿舎(A棟)(B棟) 看護師宿舎(A棟)(B棟)(C 棟)
	 短期借入金の限度額 限度額 3,400百万円 想定される理由 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応 	3,400百万円 2.想定される理由	第4 短期借入金の限度額 平成25年度における短期借入金はない。
_	5 重要な財産を処分し、又 は担保に供しようとする時 はその計画	第5 重要な財産を処分し、又 は担保に供しようとする時 はその計画	第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画
た の 入	6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。	第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じ た場合は、将来の投資(建物 等の整備・修繕、医療機器等 の購入等)及び借入金の償還 に充てる。	

莎 压 办 报 上 总	百二款壹	Δ	T			
評価の視点等 ■評価項目15■	自己評定 (総合的な評定)	A		評 定 (委員会としての評定理由	1)	
予算、収支計画及び資金計画 自己収入の増加に関する事項 資産及び負債の管理に関する事項 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 施設・設備整備に関する計画 短期借入金の限度額 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時 はその計画 剰余金の使途	 ・寄附金、受託研究等外部資金の更なる獲得に向け、ホームページ記載内容の見直しや、依頼者(企業)側が委託しやすくなるよう配慮した規定を備え、外部資金獲得増加を図った。 ・投資については、センター病院において、診療機能の更なる充実強化のため、新棟 			し 得 棟		
[評価の視点]○ 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、 寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行っているか。	ページ上で担当窓口を明について案内をしている。 払制にするなど依頼者(・寄附金や受託研究の受け 平成2	確化し、具体的な手続き 。また、受託研究につい 企業)側が委託しやすい 入れ等の総額 23年度 14.4億F 24年度 17.1億F 25年度 24.0億F	9	高		
○ センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を 計画的に行い、固定負債(長期借入金の残高)を償 還確実性が確保できる範囲とし、運営上必要なもの となるよう努めているか。	・平成25年度については	他工事(外来棟新築等整 うため、18億円の借り 実に返済を行っている。	、診療機能の更なる充実強化の 備工事)及び、国府台病院の外 入れを行った。			
○ 大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還 確実性を確保しているか。			委員会において機器毎に償還確	実		
○ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては、事前に明らかにされているか。) i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)(政・独委評価の視点)		等の影響を受ける資金及	び運用はない。			

	,
○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規程内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)	実績:- ・時価又は為替相場の変動等の影響を受ける資金及び運用はない。
○ 短期借入金について、借入理由や借入額等の状況 は適切なものと認められるか。	実績:- ・平成25年度における短期借入金はない。
○ 固定資産等の活用状況等について評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。 (政・独委評価の視点)	・平成24年12月14日付にて行政改革担当大臣より「独立行政法人の職員宿舎の
○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び 社会経済の安定等の公共上の見地から実施されるこ とが必要な業務を遂行するという法人の正確に照ら し過大な利益となっていないかについて評価が行わ れているか。(政・独委評価の視点)	・利益剰余金の計上はない。
○ 中期計画に掲げる施設・設備整備について、計画 的に進展しているか。	実績:○ ・戸山地区 平成23年度に発注した「新棟整備第2期その他工事」が当初設計業務受託者の不手際により変更申請手続きに時間を要したため、完成予定が平成27年3月末日となったが、その後、平成25年度においては予定通り進捗し、平成26年度3月末に新外来棟が完成、その後の改修工事も予定通り施工中である。また、平成23年9月に発注した教育研修棟新築整備工事は、設計業務受託者の不手際により確認済証取得に時間を要し完成予定が平成25年10月末日となったが、当該工事も平成25年度は予定通り進捗し完成した。 ・国府台地区外来管理治療棟整備工事は予定通り平成25年5月末日に完成し、汽伍棟更新築整備その他工事についても工期を遅れることなく平成25年12月に完成した。また、平成25年8月に着工した外来管理治療棟整備工事についても予定通り進捗している。 (評価シート112頁参照)

中期目標 中期計画 平成25年度計画 平成25年度の業務の実績

業務運営に関する事項 1. 施設・設備整備に関する事

施設・設備整備については、 センターの機能の維持、向上の 他、費用対効果及び財務状況を 総合的に勘案して計画的な整 備に努めること。

2. 人事の最適化に関する事項

センターの専門的機能の向 上を図るため、職員の意欲向上 及び能力開発に努めるととも に、人事評価を適切に行うシスト テムを構築すること。

また、年功序列を排し、能力 実績本位の人材登用などの確し 立に努め、さらに、優秀な人材 を持続的に確保するため、女性 の働きやすい環境の整備及び 非公務員型独立行政法人の特 性を活かした人材交流の促進 等を推進すること。

業務運営に関する事項

1. 施設·設備整備に関する計画 1. 施設・設備整備に関する事 1. 施設・設備整備に関する事項

中期目標の期間中に整備す る施設・設備整備については 、別紙5のとおりとする。

2. 人事システムの最適化

職員が業務で発揮した能力、 適性、実績等を評価し、職員の 給与に反映させるとともに、業 務遂行意欲の向上を図る業績 評価制度を導入する。当該制度 の適切な運用を行うことによ り優秀な人材の定着を図り、人 事制度へ活用することにより、 センター全体の能率的運営に つなげる。

非公務員型組織の特性を活 かした人材交流の促進など、優 秀な人材を持続的に確保する 観点から人材の適切な流動性 を有した組織を構築するため、 国、国立病院機構等独立行政法 人、国立大学法人、民間等と円 滑な人事交流を行う体制を構 築する。

女性の働きやすい環境を整 備するとともに、医師の本来の 役割が発揮できるよう、医師と その他医療従事者との役割分 担を見直し、職員にとって魅力 的で働きやすい職場環境の整 備に努める。

業務運営に関する事項

・ 感染症その他の疾患及び主 1. 戸山地区 要な診療科を網羅した総合 的な医療提供を目指し、チー ム医療を前提とした質の高 い全人的な高度専門・総合医 療と臨床研究開発の実現に 2. 国府台地区 インのもとに医療の高度化、 経営改善、患者サービス向上 を目指した整備の実施に努 める。

2. 人事システムの最適化

- ては、評価結果を踏まえた職 員の給与等への反映を実施 し、適切な運用を継続する。
- ・ 国をはじめ民間等との人事 交流を行い、組織の活性化を 図る。
- ・ 女性の働きやすい職場を目 指し、職員への意見募集を行 うなど改善に努める。
- 医師の本来の役割が発揮で きるよう、医師とその他医療 従事者との役割分担を見直 し、職場環境の整備に努める

|第5 その他主務省令で定める | 第7 その他主務省令で定める | 第7 その他主務省令で定める | 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1) 平成25年度は、新外来棟整備を平成26年3月に完了し、4月に竣工検査、5月に引越を行い運用開始。引き続き既 存外来棟改修など「新棟整備第2期その他工事」を施工中、平成27年3月末の完成予定。
- 2)教育研修棟新築整備工事は、平成23年度契約、平成24年9月着工して平成25年10月末に完成した。

- 向け、長期的なグランドデザー1)平成25年度は、平成25年5月末に外来管理治療棟整備準備工事が完了。5月に汽缶棟更新築整備その他工事に着手 し、12月に完成した。
 - 2) 平成25年8月に外来管理治療棟整備工事に着手して施工中、平成27年3月末に完成予定。

2. 人事システムの最適化

・ 職員の業績評価制度につい 1. 業績評価制度に基づく適切な運用を実施

平成22年度に導入した業績評価制度に基づき、平成25年度において職員の業務で発揮した能力、適正、実績等を評価 し、職員の給与に反映させ、業務遂行意欲の向上を図った。

1)年俸制職員(副院長、副所長、部長、医長、室長等)

年俸制を適用している副院長等については、評価対象となる職員が作成した個人評価基礎資料に基づき、最終評価者 が個別にインタビューを実施し、あらかじめ評価における到達目標を被評価者とともに確認した上で評価を実施してい

2) 役職職員及び一般職員

平成24年度に引き続き業績評価を実施し、平成25年6月期及び12月期の業績手当に反映させた。併せて業績評 価により平成26年1月の昇給についても反映している。

2. 人事交流の実施

優秀な人材を持続的に確保し、組織の活性化を図る観点から、国、国立病院機構等と人事交流を行った。

1) 国との人事交流

転出者 厚生労働省 その他

転入者 厚生労働省 7人 7 人

2) 国立病院機構等との人事交流 転出者 国立病院機構

30人

転入者 国立病院機構13人

他NC

8人

2人

他NC

8人

3 職場環境の整備

1) 女性が働きやすい環境の整備

女性が働きやすい職場を目指し以下の取組を行っている。

- ・ 育児短時間勤務の導入
- ・育児休業の周知徹底
- ・センター敷地内における保育所の運営
- ・看護職員の二交替制の拡大(センター病院18看護単位、国府台病院6看護単位導入)
- ・女性医師及び看護師にとって働きやすい職場にするための取組の一つとして、希望による診察衣・看護衣を購入し配 布している。
- 「バースディ休暇」の導入(看護部における誕生日前後に年次休暇を計画的に取得できることとする取組)
- ・健康診断において乳がん検診を実施。(平成25年度 センター病院78人、国府台病院75人受検)

112

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平成25年度の業務の実績
			2) 医師とその他医療従事者との役割分担の見直し 医師が本来の役割に集中できる体制とするため、看護師や検査技師による採血の実施、薬剤師による処方の患者への説明、調剤締め切り時間の緩和、医師事務作業補助者の配置を行いそれぞれの役割分担を見直した。 医師事務作業補助者については、新規採用の際には、医師事務担当医長より業務等研修を実施し、更に2週間程度の各診療科におけるオン・ザ・ワークにて研修を実施、研修後は、各診療科の要望により適性を考慮し、配置している。 【採用実績】 医師事務作業補助者 平成25年度13人配置
	3. 人事に関する方針	3. 人事に関する方針	
	(1)方針	(1)方針 	3. 人事に関する方針 (1) 方針
	良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護は大ため、医師、看についの医療が事者についのととを下した。とれているとは、大いのでは、には、大いのでは、というでは、というでは、というでは、というでは、は、大きないが、は、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	等の医療従事者については、 医療を取り巻く状況の変化 に応じて柔軟に対応すると ともに、経営に十分配慮導入 など医師・看護師不足に対す る確保対策を引き続き推進 するとともに、福利厚生面を 充実し離職防止や復職支援 の対策を講じる。 ・ 幹部職員など専門的な技術 を有する者については、公募 を基本とし、優秀な人材の確 保に努める。	1. 看護師等職員確保対策の推進 1) 平成22年4月より薬剤師、放射線技師、検査技師、救急科医師、平成22年9月より救急救命士の勤務について二交替制勤務を導入し、平成23年1月には看護師の二交替制勤務を一般病棟に拡大するなど勤務の多様性を取り入れ、職員のワークライフバランスを考慮した確保対策及び復職支援に引き続き取り組んでいる。 2) 看護師確保については、看護師確保プロジェクトチームによるセンター全体での看護師確保に取り組み、院内見学説明会等の実施や業者主催説明会等に参加し募集活動を行い、また、看護師の勤務環境の整備やホームページリニューアルによる広報活動を行った。 【センター全体】・業者主催説明会5会場、NHO主催説明会4会場 【センター病院】・学校説明会10会場、学校訪問26校、インターンシップと病院見学会6回327人個別申込見学28人 【国府台病院】・学校説明会9会場、学校訪問2校、インターンシップと病院見学会16回51人個別申込見学27人 3) 新人看護師については、教育計画による新人ローテーション研修を行うなど新人看護師の育成に努めた。また、職場不適応傾向のある職員に対して、配置換などによる職務能力や意欲に応じた対応を図ることにより離職防止に努めた。さら
	(2) 指標 センターの平成22年度期 首における職員数を1,527人 とするものの、医師、看護師	(2) 指標 ・ 適正な人員配置等により人 件費率の抑制に努めるとと もに、技能職については、外	募集活動を行った。 【開催実績】 院内見学説明会 2 回 3. 処遇改善(諸手当の改善) 医師、看護師等の医療従事者においては、勤務実態に応じた諸手当を引き続き支給している。 【勤務実態に応じた手当】

	国立国際医療研究センター評価シート					
中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	平 成 2 5 年 度 の 業 務 の 実 績			
	等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。 特に、技能職については、外部委託の推進に努める。 (参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み57,179百万円		ための対応、医療安全を確保するための取組み、診療報酬上の人員基準に沿った新規施設基準の取得の対応を図るため、職員の増員を行った。 【採用実績】 医師 4 人、コメディカル 5 人、看護師 5 8 人 2. 技能職の離職後の不補充並びに非常勤化及び外部委託の推進 技能職については、常勤職員の離職後の後補充は行わず、業務の簡素化・迅速化などの業務の見直しを行った上で、外部委託や短時間非常勤職員等による対応を基本にした取り組みを実施。 平成 2 5 年度 【退職者数】 5 人 ・看護助手 2 人、副調理師長 1 人、主任調理師 1 人、ボイラー技師長 1 人退職後、非常勤職員及び外部委託対応により不補充			
3. その他の事項 中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。 また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。 ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策	を立て、具体的な行動に移すことができるように努める。 また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システ	状況を確認し問題把握等を 行い、定期的に職員の意見を 参考に、具体的な行動に移す ことができるよう努める。 ・ アクションプランやセンタ ーの成果について、ホームペ ージ等で情報提供するとと もに、積極的な広報活動につ いて実施方法の検討を行う。	1. 職員への情報伝達 センターのミッションについては、中期計画及び年度計画を院内ホームページに掲載するとともに、センター管理会議、管理診療会議(国府台)、教授会(看護大学校)を通じ(各職場部下職員への周知)計画の概要を説明し、また毎月月次決算の状況や年度計画進捗状況の報告を行い、職員への周知を図っている。また、月次決算や患者数の状況については、院内ホームページへ掲載し情報伝達を行っている。※センター管理会議への参加対象者研究部門: 室長以上診療部門: 医師:医長以上			

国立国際医療研究センター評価シート

中期目標	中期計画	平成 25 年度計画	条研究センタ──評価シ──ト
1 771 11 17	1 79 11 11		
			ページのリニューアルを実施 2) 中期目標、中期計画、年度計画等の情報公開や調達情報、募集案内等のインフォメーションやトピックスの随時更新等 3) 東日本大震災の教訓を次の災害対応に活かすために、自然災害時の保健医療支援活動マニュアルの改訂版のホームページによる情報発信と関係機関への情報提供。 4) 研究内容及び成果の情報提供に向けた研究所のホームページのタイムリーな更新と研究所のパンフレットを随時リニューアルし、情報提供を実施 5) センターの様々な活動状況のプレスリリースを行い、情報提供に努めている。 【プレスリリース件数】 平成23年度10件 → 平成24年度10件 → 平成25年度17件 6)・国立国際医療研究センター年報を発行し、大学法人など関係機関へ配布し、センターの研究成果などの情報提供を行っている。
			 5. 超過勤務の削減 超過勤務の縮減は、職員の健康管理、ワークライフバランスなどの面から適切な勤務時間管理に取組みを実施。 ・月1回のノー残業デーを課(科)室毎に週1回設定。 ・毎月部署毎に超勤時間の状況把握と管理者への指導。 ・オーダーのルールの徹底等 (平成24年度 753,035千円 → 平成25年度 743,303千円 △9,732千円)

自己評定	A		評 定		
(総合的な評定)				3)	•
もに、業務遂行意欲の「 また、管理、監督の地位	向上を図る業績評価制度を 立にある室長、医長等以上の	平成22年度から導入している。			
			(各委員の評定理由)		
手際により変更申請手紙なったが、その後、平成に新外来棟が完成、その後、平成に新外来棟が完成、そのりませた。 9月に発注した教育研修証取得に時間を要し完成 25年度は予定通り進力・国府台地区外来管理治療棟整備準の他工事についまた、平成25年8月にしている。	売きに時間を要したため、 成25年度においては予定 の後の改修工事も予定通り を棟新築整備工事は、設計 成予定が平成25年10月 歩し完成した。 構工事は予定通り平成25年 でも工期を遅れることな に着工した外来管理治療棟	完成予定が平成27年3月末日と 通り進捗し、平成26年度3月末 施工中である。また、平成23年 業務受託者の不手際により確認済 末日となったが、当該工事も平成 年5月末日に完成し、汽缶棟更新 く平成25年12月に完成した。			
もに、業務遂行意欲の「 ①年俸制職員 年俸制を適用している 評価基礎資料に基づいる。 ②役職職員及び一般職員 役職職員及び一般職員 で一般職員 で一般職員	向上を図る業績評価制度を る副院長等については、評 き、最終評価者が個別にイ 員 員においては平成25年6 平価により平成26年1月	引き続き実施している。 価対象となる職員が作成した個人 ンタビューを実施し目標を定めて 月期及び12月期の業績手当に反			
事交流を行った。		る観点から、国立病院機構等と人			
	(・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・職員が業務で発揮した能力、適正、実績等を評価もに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を記また、管理、監督の地位にある室長、医長等以上のより徹底させた年俸制を実施している。 ・平成25年度においても看護師の二交替制勤務の対フークバランスの充実により、確保対策及び復職・技能職については、業務の簡素化・迅速化を図り、わず、外部委託又は短時間の非常勤職員での補充が、外部委託又は短時間の非常勤職員での補充が、外部委託又は短時間の非常勤職員での補充が、なったが、その後、平成25年度においては予定に新外来棟が完成、その後の改修工事もつと定に新外来棟が完成、その後の改修工事もは、25年度は予定通り進捗し完成した。・国府台地区外来管理治療棟整備工事は予定通り平成25年度は予定通り進捗し完成した。・国府台地区外来管理治療棟整備工事は予定通り平成25年整備その他工事についても工期を遅れることなまた、平成25年8月に着工した外来管理治療棟を記している。(評価シート112頁参照) 実績:○ ・職職員ので発揮した能力、適正、実績等を評価もに、業務遂員年俸制を適用している副院長等については、評評価基礎資料に基づき、最終評価者が個別にイニいる。 ②役職職員及び一般職員においては平成25年6段させ、併せて業績評価により平成26年1月のに対しては、第1日の表記を記しますますまするの表記を記しますまするまするのまするのますまするのまするのますまするの表記を記しまするの表記を記しまするの表記を記しまするの表記を記しまするのまするのまするのまするのまするのまするのまするのまするのまするのまするの	・職員が業務で発揮した能力、適正、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を平成22年度から導入している。また、管理、監督の地位にある室長、医長等以上の職員については、業績の反映をより徹底させた年俸制を実施している。 ・平成25年度においても看護師の二交替制勤務の拡大導入を行い、勤務と私生活のワークバランスの充実により、確保対策及び復職支援に引き続き取り組んだ。 ・技能職については、業務の簡素化・迅速化を図り、常勤職員の離職後の後補充は行わず、外部委託又は短時間の非常勤職員での補充としている。 実績:○ ・戸山地区 平成23年度に発注した「新棟整備第2期その他工事」が当初設計業務受託者の不手際により変更申請手続きに時間を要したため、完成予定が平成27年3月末日となったが、その後、平成25年度においては予定通り進捗し、平成26年度3月末に新外来棟が完成、その後の改修工事も予定通り施工中である。また、平成23年9月に発注した教育研修棟新築整備工事は、設計業務受託者の不手際により確認済部政得に時間を要し完成予定が平成25年10月末日となったが、当該工事も平成25年度は予定通り連捗し完成した。 ・国府行地区 外来管理治療棟整備軍事は予定通り平成25年12月に完成し、汽缶棟更新業整備その他工事についても工期を遅れることなく平成25年12月に完成した。また、平成25年8月に着工した外来管理治療棟整備工事についても予定通り進步している。 (評価シート112頁参照) 実績:○ ・職員が業務で発揮した能力、適正、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を引き続き実施している。 ①年俸制職員 年俸制を適用している副院長等については、評価対象となる職員が作成した個人評価基礎資料に基づき、最終評価者が個別にインタビューを実施し目標を定めている。 ②役職職員及び一般職員 年俸制を適用している副院長等については、評価対象となる職員が作成した個人評価基礎資料に基づき、最終評価者が個別にインタビューを実施し目標を定めている。 ②役職職員及び一般職員においては平成25年6月期及び12月期の業績手当に反映させ、代替で、計12頁参照)	・職員が業務で発揮した能力、適正、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行宣欲の向上を図る美績評価制度を平成22年度から導入している。また、管理、監督の地位にある金長、医長等以上の職員については、業績の反映をより徹底させた中権制を実施している。 ・平成25年度においても看護師の二交替制動務の拡大導人を行い、勤務と私生活のワークバランスの充実により、確保対策及び復職支援に引き続き取り組んだ。 ・技能職については、業務の簡素化・迅速化を図り、常勤職員の離職後の後補充は行わず、外部委託又は短時間の非常勤職員での補充としている。 ・ 戸山地区 平成23年度に発注した「新棟整備第2期その他工事」が当初設計業務受託者の不手際により変更申請予能さに時間を要したため、完成予定が平成27年3月末日となったが、その後、平成25年度においては予定通り進捗し、平成26年度3月末に新外未維が完成、その後の改修工事も予定通り進地し、平成26年度3月末に新外未維が完成、その後の改修工事も予定通り進地している。また、平成23年9月に発注した教育研修権対策整備工事に、設計業務受託者の不手際により確認済証取得に時間を要し完成予定が予成25年10月末日となったが、当該工事も平成25年度は予定通り進捗し完成した。 ・ 国府台地区 外未管理治療権整備工事にプレても、工作、計算を関土を関土を表して、大信権実新築整備その他工事についても上期を受力のことなく平成25年12月に完成した。また、平成25年8月に着工した外来管理治療棟整備工事についても予定通り進捗している。(評価シート112頁参照) 実績:○ ・ 職員が業務で発揮した能力、適正、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を引き続き実施している。 ① 年俸制職員 年俸制を適用している副院長等については、評価対象となる職員が作成した個人評価基値割によりましまで表しまである。 ② 役職職員及び一般職員している副院長等については、評価対象となる職員が作成した個人評価基値割目についる副院長等については、課価対象となる職員が作成した個人評価基値割目については一度25年6月期及び12月期の業績子当に反映させた。(評価シート112頁参照) 実績:○ ・ 優秀な人材を持続的に確保し、組織の活性化を図る観点から、国立病院機構等と人事交流を行った。	(総合的な評定) ・職員が素務で発揮した能力、適正、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、実務遂行点欲の向上を図る業績評価制度を平成22年度から導入している。また、管理、監督や地位にあるで兵、医長学以上の職員については、業績の反映をより 徹底させた年俸制を実施している。 ・平成20年度においても希護師の二文世制始務の起大違入を行い、勤務と私生活のワークパランスの充実により、権保対策及び復職支援に引き続き取削んだ。 ・技能職については、業務の簡素化・迅速化を図り、常動職員の離議後の後補走は行わず、外部委託又は無時間の事常動職員での補充としている。 ・対能職については、業務の簡素化・迅速化を図り、常動職員の離議後の後補走は行わず、外部委託又は無時間の事常動職員での補充としている。 ・戸山地区 ・原域と3年度においては、海が全部が高かれ手限により地路は済建場情を実し近代予定が平成25年10月末日となったが、当該工事も平成25年9月に実社に、教育・経済を治療と関いませた。 ・国付を地区 ・保護・中成25年8月に第1した外末管理治療体薬値上率についても予定通り進步している。 ・選員が実施し事についても別を責むることなく平成25年12月に完成した。また、平成25年8月に第1した外末管理治療体薬値上率についても予定通り進步している。 ・原徳シート112頁を照) 実績・○ ・職員が実務が完成の由上を図る業績評価制度を評価し、職員の給与に反映させるともに、業務遂行意飲め向上を図る業績評価制度を評価に、場間といいでは、評価が発となる職員が作成した個人評価基礎資料に基づき、最終評価者が個別にインタビューを実施し目標を定めている。 ・保護・会社で業務部所能により平成26年1月の異常についても反映させた。 ・評価を定めて、設備員とび、最機員とないでは実成25年6月期及び12月期の業績干当に反映させた。 ・評価が上下112月季期) ・環済な人材を持続的に確保し、組織の活性化を図る観点から、国立高院機構等と人事な変を行つた。

○ 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努めているか。	・平成22年4月に就業規則を設置し育児短時間勤務を導入、また、育児休業などを	
○ 医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応し、経営に十分配慮しているか。	実績:○ ・平成22年度より薬剤部・放射線技師・検査技師及び救急科医師・救急救命士について二交替制勤務を導入し、平成23年度には看護師の二交替制勤務を一般病棟に拡大導入するなど勤務の多様性を取り入れた。 平成25年度においても看護師の二交替制勤務の拡大導入を行い、勤務と私生活のワークバランスの充実により、確保対策及び復職支援を図った。 【看護師二交替制の導入】 センター病院 H24→18看護単位 H25→18看護単位 H24→4看護単位 H25→6看護単位 (評価シート112頁参照)	
○ 幹部職員など専門的な技術を有する者については、 公募を基本とし、優秀な人材の確保に努めているか。		
○ 医療ニーズに適切に対応するために、安全で良質な 医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に 努めているか。	実績:○ ・医師、看護師等医療従事者数については、センターのミッションの達成を目指して、救命救急や高度先駆的医療の推進のための対応、医療安全を確保するための取組み、診療報酬上の人員基準に沿った新規施設基準の取得の対応を図るため、職員の増員を行った。 (評価シート113、114頁参照)	
○ 技能職については、外部委託の推進に努めているか。	実績:○ ・技能職については、常勤職員の離職後の後補充は行わず、業務の簡素化・迅速化などの業務の見直しを行った上で、外部委託や短時間非常勤職員等による対応を基本にした取り組みを実施した。 平成25年度 看護助手2人、副調理師長1人、主任調理師1人、ボイラー技師長1人退職後、非常勤職員及び外部委託対応により不補充 (評価シート114頁参照)	

○ センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努めているか。	実績:○ ・センターのミッション達成に向けて、日常業務に係る種々の課題への対応等を適切に取り組むことが必要であり、それらの現状把握と方針案決定及び担当部門への指示等効率的・効果的に行うため、毎週金曜を定例日として、総長特任補佐会議を開催している。 (評価シート114頁参照)
○ アクションプランやセンターの成果について、国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うよう努めているか。	実績:○ ・中期目標、中期計画、年度計画、事業報告書等の情報公開や調達情報、募集案内等のインフォメーションやトピックスの随時更新を行っている。 (評価シート115頁参照) ・職員に対しては、定期的に月次決算、年度計画の進捗状況をセンター管理会議(1回開催/毎月)等において説明し、計画差、前年同月差、稼働件数等のデータを示すことで問題点の把握等理解しやすいデータ作成に努めている。また、月次決算関係資料についてセンター職員専用ホームページへの掲載を行っている。 (評価シート114頁参照) ・東日本大震災の教訓を次の災害対応に活かすために、「自然災害時の保健医療支援活動マニュアル」の改訂版のホームページによる情報発信と関係機関への情報提供を行っている。 (評価シート115頁参照) ・センターにおける研究等様々な活動状況について、積極的にプレスリリースを行い情報提供に努めている。 (評価シート115頁参照) ・国立国際医療研究センター年報を発行し、大学法人など関係機関へ配布し、センターの研究成果などの情報提供を行っている。 (評価シート115頁参照)
○ ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見を聴取するよう努めているか。	

○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。 (政・独委評価の視点)	実績:○ ・職員が業務で発揮した能力、適正、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに遂行意欲の向上を図る業績評価制度を引き続き実施している。 ①年俸制職員 年俸制を適用している副院長等については、評価対象となる職員が作成した個人評価基礎資料に基づき、最終評価者が個別にインタビューを実施し目標を定めている。 ②役職職員及び一般職員 役職職員及び一般職員 で職職員及び一般職員においては、平成25年6月期及び12月期の業績手当に反映させ、併せて業績評価により平成26年1月の昇給についても反映させた。 (評価シート112頁参照)	
○ 業務改善の取組を適切に講じているか。(業務改善の取組:国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等)(厚労省評価委評価の視点)	・患者満足度調査の実施及び病院内における「意見箱」の設置により、いただいた意見・指摘を参考として、アメニティの向上、診療時間の改善、接遇の向上等業務改善に取り組んでいる。また、苦情等に対する改善事項については、院内掲示板及び	
○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直を図っているか。(厚労省評価委評価の視点)	・意見箱の設置による患者、患者家族等からの意見・要望・苦情や、提案箱の設置に	